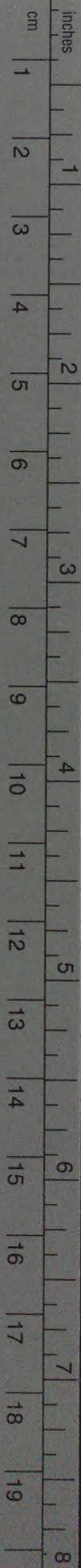


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

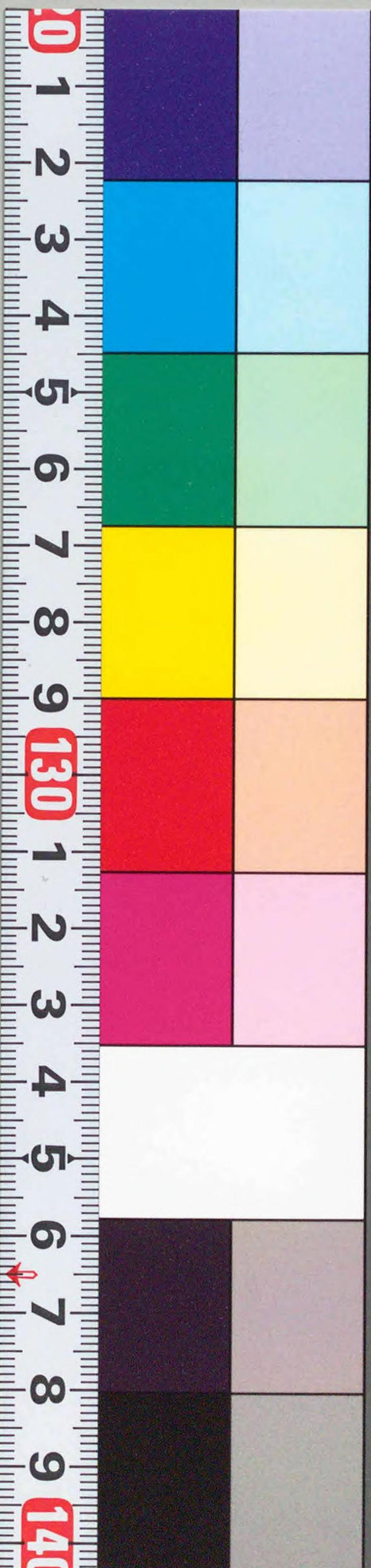


© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




© Kodak, 2007 TM: Kodak



CZ
436
20





333L 109

農林省水產局編纂

輸出水產物取締關係法規

農林省水產局編



輸出水產物取締關係法規



14.7
7534

CZ
436
20

目次

一、法律

(一) 輸出水產物取締法 一頁

二、勅令

(一) 輸出水產物取締法施行期日ノ件 五

(二) 輸出水產物輸出査證及輸出證明手數料令 五

(三) 輸出水產物檢閲手數料令 五

三、省令

(一) 輸出水產物検査規則 七

(二) 輸出水產物罐詰製造業許可規則 五五

(三) 輸出水產物取締法第七條ノ當該官吏臨檢ノ件 六二

(四) 輸出水產物取締法第二條ノ規定ニ依ル鯖類水煮罐詰ノ製造取締ノ件 六二

(五) 鮭鱒罐詰輸出査證規則 六三

頁段 項 正 誤 表

一目頁次

三、省令

(二) 五五△ 誤

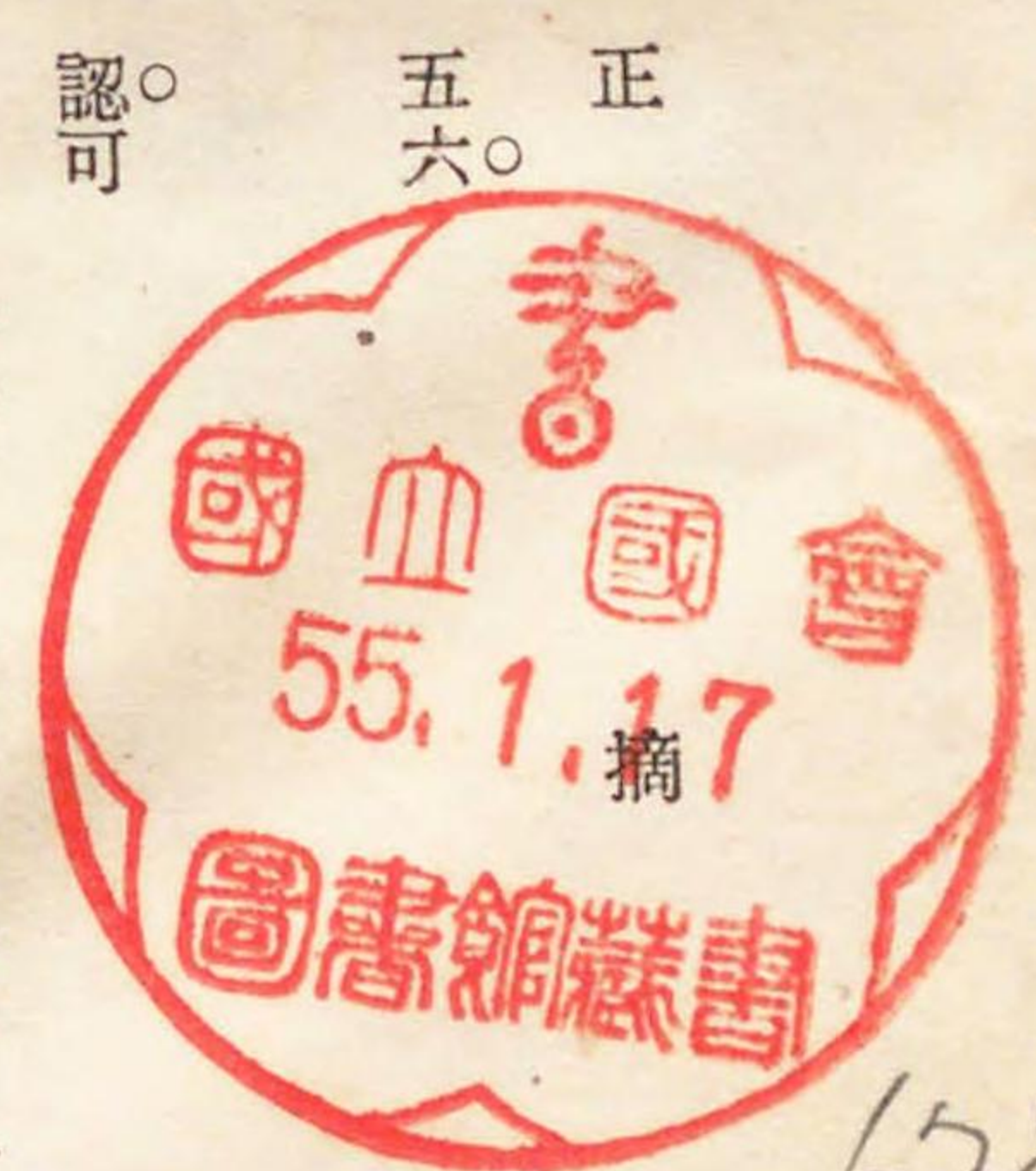
一 許可△

八七 輸出水產物罐詰業

FUSAN

輸出水產物罐詰製造業

削ル



678.13

80W01238

(六) 輸出水産物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則……………六五

(七) 輸出水産物檢閲規則……………六八

(八) 輸出水産物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル種牡蠣ノ輸出統制ニ關スル件……………七二

四、告 示

(一) 輸出水産物檢査規則第二條ノ水産動物ノ學名、方言又ハ別名ノ件……………七三

(二) 輸出水産物罐詰製造業許可規則第二條ニ掲グル水産動物ノ學名、方言又ハ別名ノ件……………七五

(三) 輸出水産物檢査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮪類罐詰業水産組合ノ指定シタル檢査場所ノ件……………八〇

(四) 輸出水産物檢査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本蟹罐詰業水産組合聯合會ノ指定シタル檢査場所ノ件……………八〇

(五) 輸出水産物檢査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本輸出冷凍鮪水産組合ノ指定シタル檢査場所ノ件……………八一

(六) 輸出水産物檢査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮭鱒罐詰業水産組合ノ指定シタル檢査場所ノ件……………八二

(七) 輸出水産物檢査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本輸出鱈罐詰業水産組合ノ指定シタル檢査場所ノ件……………八二

(八) 輸出水産物檢査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本フィツシユミール水産組合ノ指定シタル檢査場所ノ件……………八三

(九) 輸出水産物檢査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テ施行スル檢査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物檢査規則ニ依ル檢査ト同等ト認ムルモノノ件……………八四

(十) 輸出水産物檢査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於テ施行スル檢査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物檢査規則ニ依ル檢査ト同等ト認ムルモノノ件……………八四

(十一) 輸出水産物檢査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テ施行スル檢査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物檢査規則ニ依ル檢査ト同等ト認ムルモノノ件……………八五

(十二) 昭和九年農林省令第二十四號ノ魚類ノ學名、方言又ハ別名ノ件……………八六

(十三) 輸出水産物輸出査證及輸出證明手数料令第一條及第二條ノ罐詰一函ノ件……………八七

(十四) 鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則第九條第一項ノ規定ニ依ル鮪類油漬罐詰以……………八八

外ノ鮪類罐詰ノ種類ノ件……………八八

五、朝鮮ニ於ケル關係法令

- (一) 水産製品検査規則……………八九
- (二) 水産製品検査所ノ支所ノ名稱及位置……………一三三
- (三) 朝鮮總督府水産製品検査所ノ支所ノ出張所ノ名稱及位置……………一四四
- (四) 朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則……………一五五

六、樺太ニ於ケル關係法令

- (一) 輸出水産物取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件……………一一九
- (二) 樺太施行法律特例中改正ノ件……………一一九
- (三) 輸出水産物検査規則……………一二九
- (四) 輸出水産物検査規則第六條ノ検査場所ノ件……………一二一
- (五) 輸出水産物検査規則第七條ノ検査手数料ノ件……………一二二
- (六) 輸出水産物検査規則第八條ノ検査證及檢印ノ件……………一二三
- (七) 輸出水産物検査規則第九條ノ荷造、量目、等級其ノ他検査ノ標準ノ件……………一三四

(八) 輸出水産物取締法第三條第一項ノ輸出水産物ノ種類ノ件……………一四四

(九) 輸出水産物製造業取締規則……………一四四

(十) 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、尋問、捜索及差押ニ關スル件……………一四九

(十一) 輸出水産物檢閱規則……………一五〇

(附) 樺太輸出水産物検査規則第十三條ニ於ケル水産製造物検査規則中ヨリノ準用規定拔萃……………一五三

七、參考法令

- (一) 輸出飲食物罐詰取締規則 (附)注意事項……………一五五
- (二) 間接國稅犯則者處分法施行規則拔萃……………一五六
- (三) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則拔萃……………一五七
- (四) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條第一項ノ指定ノ件……………一五八
- (五) 有害性著色料取締規則拔萃……………一五八
- (六) 飲食物用器具取締規則拔萃……………一六〇

八、輸出水産物検査規則第四條ニ依ル各検査機關ノ検査規程

(一) 日本蟹罐詰業水産組合聯合會蟹罐詰検査規程……………一六三

(二) 日本鮪類罐詰業水産組合鮪類罐詰検査規程……………一七六

(三) 日本輸出冷凍鮪水産組合冷凍鮪類検査規程……………一九二

(四) 日本鮭鱒罐詰業水産組合鮭鱒罐詰検査規程……………二〇五

(五) 日本輸出鱈罐詰業水産組合鱈類罐詰検査規程……………二二七

(六) 日本フィッシュミール水産組合魚粉及魚粕検査規程……………二五二

一、法律

(一) 輸出水産物取締法

昭和九年三月二十八日
法律第三十六號

第一條 輸出水産物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定スル検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコト(保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限キ在ラズ

前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 主務大臣ハ輸出水産物ノ資源ノ保護涵養又ハ聲價ノ維持向上ヲ圖ル爲輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ノ設備、方法、使用原料又ハ材料其ノ他輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ニ關スル事項ニ付取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第三條 輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ヲ業トセントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

輸出水産物取締法

前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者許可ヲ受ケタル日ヨリ二年以内ニ事業ヲ開始セザルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者引續キ二年以上其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限スルコトヲ得

第五條 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得

第六條 主務大臣ハ輸出水産物ニ關スル水産組合又ハ水産組合聯合會ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

輸出水産物取締法

第七條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、輸出水産物其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル所爲アリト認ムルトキハ尋問、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得
臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第八條 輸出水産物ノ検査ニ關シ第一條第一項ノ命令ノ規定ニ依リ之ニ附シタル印章、記號又ハ證票ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ
前項ノ印章、記號又ハ證票ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽シタル輸出水産物ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 二 第七條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者
- 三 第八條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第十二條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同

輸出水産物取締法

二

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第一條第一項又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ輸出水産物ヲ輸出シタル者
- 二 第三條第一項ノ規定ニ違反シテ輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ノ業ヲ爲シタル者
- 前項第一號ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル輸出水産物ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 二 第四條第二項ノ規定ニ依ル制限又ハ第五條ノ規定ニ依ル制限若ハ停止ノ處分ニ違反シタル者
- 三 第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 本法ノ適用ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出ノ目的ヲ以テ爲ス輸出水産物ノ移出ハ之ヲ輸出ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三

(一) 輸出水産物取締法施行期日ノ件

昭和九年五月九日
勅令第百二十九號

輸出水産物取締法ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ
施行ス

(二) 輸出水産物輸出査證及輸出證明手數
料令

昭和九年十月十二日
勅令第百九十一號

第一條 農林大臣ニ鮭鱒罐詰ノ佛蘭西ヘノ輸出ニ
關シ査證ノ請求ヲ爲ス者ハ一函ニ付二錢ノ手數
料ヲ納ムベシ

第二條 農林大臣ニ鮪類罐詰又ハ冷凍鮪類ノ亞米
利加合衆國又ハ加奈陀ヘノ輸出ニ關シ證明ノ請
求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムベシ

- 一 鮪類罐詰 一函ニ付 二錢
 - 二 冷凍鮪類 一トシ(九〇七・ニキログ一圓
ラム)又ハ其ノ端數ニ付 一圓
- 第三條 前二條ノ罐詰一函トハ農林大臣ノ定ムル
所ニ依ル

第四條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

附 則

本令ハ昭和九年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 輸出水産物檢閲手數料令

昭和十一年九月九日
勅令第三百十九號

第一條 税關ニ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ
從ヒテ輸出水産物ヲ輸出スルモノナルコトニ付
檢閲ノ申請ヲ爲ス者ハ申請一件ニ付十錢ノ手數
料ヲ納ムベシ同法第六條第二項ノ規定ニ依ル命
令ニ從ヒテ輸出水産物ヲ輸出スルモノナルコト
ニ付檢閲ノ申請ヲ爲ス者亦同ジ

第二條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ
附 則

本令ハ昭和十一年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(一) 輸出水産物検査規則

第一條 輸出水産物取締法第一條第一項ノ輸出水産物ノ種類左ノ如シ

昭和九年五月十日
農林省令第六號
昭和九年九月二十九日
農林省令第二十六號
昭和十一年三月三日
農林省令第一號
昭和十三年六月三十日
農林省令第二十八號
昭和十四年一月十四日
農林省令第六號改正

- 一 蟹罐詰
 - 二 鮪類罐詰
 - 三 冷凍鮪類
 - 四 鮭鱒類罐詰
 - 五 鱈類罐詰
 - 六 魚粉及魚粕
- 第二條 本則ニ於テ蟹罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル
甲殻類ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰ヲ謂フ
一 タラバガニ

輸出水産物検査規則

- 二 アブラガニ
 - 三 オホクリガニ
 - 四 ズワイガニ
 - 五 ハナサキガニ
- 本則ニ於テ鮪類罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類
ヲ原料トシテ製造シタル油漬、水煮其他ノ罐詰
ヲ謂フ

- 一 ビンナガマダグロ
 - 二 キハダマダグロ
 - 三 マダグロ
 - 四 メバチ
 - 五 カツヲ(ソウダカツヲ及スチガツヲヲ含ム)
 - 六 サバ(ゴマサバヲ含ム)
 - 七 ブリ
- 本則ニ於テ冷凍鮪類ト稱スルハ左ニ掲グル魚類
ヲ凍結シタルモノヲ謂フ
- 一 ビンナガマダグロ
 - 二 キハダマダグロ
 - 三 マダグロ

- 四 メバチ
 - 五 カツヲ(ソウダガツヲ及スヂガツヲヲ含ム)
 - 六 サバ(ゴマサバヲ含ム)
 - 七 ブリ
- 本則ニ於テ鮭鱒罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰ヲ謂フ
- 一 ベニザケ
 - 二 ギンザケ
 - 三 マスノスケ
 - 四 サケ
 - 五 マス(カラフトマスヲ含ム)
- 本則ニ於テ鱈類罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ原料トシテ製造シタルトマト漬、油漬、香辛料漬及水煮ノ罐詰ヲ謂フ
- 一 マイワシ
 - 二 ウルメイワシ
 - 三 ニシン
- 前五項ニ掲グル水産動物ノ學名、方言、別名等ニシテ必要ナルモノハ之ヲ告示ス

- 二 検査請求ノ手續ニ關スル事項
- 三 検査標準ニ關スル事項
- 四 検査方法ニ關スル事項
- 五 供試料品ノ採取ニ關スル事項
- 六 検査ノ證明ニ關スル事項
- 七 再検査ニ關スル事項
- 八 不合格品ノ處置ニ關スル事項
- 九 検査手数料ニ關スル事項
- 十 前各號ノ外検査ニ關シ必要ナル事項
- 第五條 検査ハ本則ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外検査規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フベシ
- 第六條 検査ハ検査機關ノ指定スル検査場所ニ於テ之ヲ行フ但シ検査機關ニ於テ必要ト認ムル場合ハ検査規程ノ定ムル所ニ依リ検査場所以外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
- 前項ノ検査場所ハ農林大臣之ヲ告示ス
- 第七條 検査ハ別表ノ検査標準ニ依リ之ヲ行ヒ合格又ハ不合格ヲ決定ス
- 第八條 蟹罐詰、鮪類罐詰、鮭鱒罐詰、鱈類罐詰

- 第三條 第一條ニ掲グル輸出水産物ハ左ニ掲グル法人(以下検査機關ト稱ス)ノ行フ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコト(保稅地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ得ズ
- 一 蟹罐詰ニ付テハ日本蟹罐詰業水産組合聯合會
 - 二 鮪類罐詰ニ付テハ日本鮪類罐詰業水産組合
 - 三 冷凍鮪類ニ付テハ日本輸出冷凍鮪水産組合
 - 四 鮭鱒罐詰ニ付テハ日本鮭鱒罐詰業水産組合
 - 五 鱈類罐詰ニ付テハ日本輸出鱈類罐詰業水産組合
 - 六 魚粉及魚粕ニ付テハ日本フイツシユミール水産組合
- 第四條 検査機關ハ検査ニ關スル規程(以下検査規程ト稱ス)ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ
- 左ニ掲グル事項ハ検査規程ニ之ヲ記載スベシ
- 一 検査場所ニ關スル事項
- 竝ニ魚粉及魚粕ノ検査合格品ニハ様式第一號ニ依リ合格印章及検査濟年月日印ヲ包裝ノ外側ニ押捺スベシ
- 冷凍鮪類ノ検査合格品ニハ様式第二號ニ依リ合格證票ヲ尾部又ハ包裝ニ結附スベシ
- 第九條 蟹罐詰、鮪類罐詰、鮭鱒罐詰、鱈類罐詰竝ニ魚粉及魚粕ノ検査不合格品ニハ様式第三號ニ依リ不合格印章ヲ包裝ノ外側ニ押捺スベシ
- 冷凍鮪類ノ検査不合格品ニハ様式第四號ニ依リ不合格證票ヲ尾部又ハ包裝ニ結附スベシ
- 第十條 検査合格品ニシテ左ノ期間ヲ經過シタルモノハ其ノ検査ノ效力ヲ失フ
- 一 蟹罐詰、鮪類トマト漬罐詰、鱈類香辛料漬罐詰及鱈類水煮罐詰ニ在リテハ検査施行濟ノ日ヨリ六月
 - 二 鮪類罐詰、鮭鱒罐詰及鱈類油漬罐詰ニ在リテハ検査施行濟ノ日ヨリ一年
 - 三 冷凍鮪類竝ニ魚粉及魚粕ニ在リテハ検査施行濟ノ日ヨリ三月

- 二 検査請求ノ手續ニ關スル事項
- 三 検査標準ニ關スル事項
- 四 検査方法ニ關スル事項
- 五 供試料品ノ採取ニ關スル事項
- 六 検査ノ證明ニ關スル事項
- 七 再検査ニ關スル事項
- 八 不合格品ノ處置ニ關スル事項
- 九 検査手数料ニ關スル事項
- 十 前各號ノ外検査ニ關シ必要ナル事項
- 第五條 検査ハ本則ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外検査規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フベシ
- 第六條 検査ハ検査機關ノ指定スル検査場所ニ於テ之ヲ行フ但シ検査機關ニ於テ必要ト認ムル場合ハ検査規程ノ定ムル所ニ依リ検査場所以外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
- 前項ノ検査場所ハ農林大臣之ヲ告示ス
- 第七條 検査ハ別表ノ検査標準ニ依リ之ヲ行ヒ合格又ハ不合格ヲ決定ス
- 第八條 蟹罐詰、鮪類罐詰、鮭鱒罐詰、鱈類罐詰

輸出水産物検査規則

第十一條 商標ノ貼付又ハ貼替其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ検査合格品ヲ開装セントスル場合ハ検査機關ニ其ノ旨ヲ届出デ検査規程ノ定ムル所ニ依リ検査機關ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第十二條 検査機關ハ毎年二月末日迄ニ前年ノ検査報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸出水産物取締法第一條ノ検査ヲ受クル事ヲ要セズ

一 検査機關ノ承認ヲ得テ商品見本用輸出水産物ヲ輸出セントスルトキ但シ見本ノミニ適スル數量ノモノニ限ル

二 検査機關ノ承認ヲ得テ博覽會、展覽會、品評會、共進會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用輸出水産物ヲ輸出セントスルトキ

前項第一號又ハ第二號ノ場合ニ於テハ輸出後遲滞ナク検査機關ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第十四條 輸出水産物取締法第一條第一項但書ノ

等以上ト認メタルモノハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ輸出セントスルトキハ輸出前検査機關ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クベシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ検査若ハ前條第三項ノ認證ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントシタル者

二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者

三 前條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ同條第三項ノ認證ヲ受ケズシテ輸出シ又ハ輸出セントシタル者

附 則 (省令第六號)

本令ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス
輸出蟹罐詰取締規則及輸出冷凍鮪取締規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前日本蟹罐詰業水産組合聯合會ニ對シ爲シタル輸出蟹罐詰取締規則ニ依ル検査ノ請求及日

輸出水産物検査規則

規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第五號ニ依ル輸出許可申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第十五條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ本則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル輸出水産物ヲ輸出スル場合ハ輸出水産物取締法第一條ノ検査ヲ受クルコトヲ要セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ輸出スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ

三 第十一條ノ規定ニ準ジ開装シタルモノヲ除クノ外検査施行後開装シタルモノ

朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ本則ニ依ル検査ト同

本輸出冷凍鮪水産組合ニ對シ爲シタル輸出冷凍鮪取締規則ニ依ル検査ノ請求ハ之ヲ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本則施行ノ際既ニ日本蟹罐詰業水産組合聯合會ノ行フ検査ニ合格シタル蟹罐詰、日本鮪油漬罐詰業水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル鮪類油漬罐詰又ハ日本輸出冷凍鮪水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル冷凍鮪ニシテ未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ

三 第十一條ノ規定ニ準ジ開装シタルモノヲ除クノ外検査施行後開装シタルモノ

附 則 (省令第二十六號)

輸出水産物検査規則

本令ハ昭和九年十月十日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際既ニ同業組合又ハ水産會ノ行フ検査ニ合格シタル鮪類罐詰(油漬罐詰ヲ除ク)ニシテ未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ
 二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ
 三 第十一條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ

附則 (省令第一號)

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 従前ノ別表蟹罐詰検査標準第三號ニ依ル検査ヲ受ケタル蟹罐詰又ハ従前ノ別表鮪類油漬罐詰検査標準第三號ニ依ル検査ヲ受ケタルサバヲ原料トセル油漬罐詰ニシテ本令施行ノ際未ダ輸出セザルモノ

ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
 本令施行ノ際既ニ日本鮭鱒罐詰業水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル鮭鱒罐詰、日本輸出鮭罐詰業水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル鮭類罐詰又ハ日本フイツシユミール水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル魚粉若ハ魚粕ニシテ未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ
 二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ
 三 第十一條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ
 本令施行ノ際既ニ輸出水産物取締法第一條ノ検査ニ合格シタル冷凍鮪類ニシテ未ダ輸出セザルモノノ尾部ニ結附セラレタル舊様式第二號ニ依ル合格

證票ハ様式第二號ニ依ル合格證票ト看做ス
 本令施行ノ際既ニ輸出水産物取締法第一條ノ検査ニ不合格ト決定セラレタル冷凍鮪類ノ尾部ニ結附セラレタル舊様式第四號ニ依ル不合格證票ハ様式第四號ニ依ル不合格證票ト看做ス

附則 (省令第二十八號)

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
 従前ノ別表油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ依ル検査ヲ受ケタル鮪類罐詰ニシテ本令施行ノ際未ダ輸出セザルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル本令施行ノ際既ニ日本輸出鮭罐詰業水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル鮭類香辛料漬罐詰又ハ鮭類水

煮罐詰ニシテ未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ
 二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ
 三 第十一條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ
 附則 (省令第六號)
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

蟹罐詰検査標準

第一號 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

検査事項	合格		不合格	
	フアンシー	フエアー	格	外廢品
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上ニ反スルモノ

包 装	罐 材	内 容 量	品 位	罐 ノ 外 観	罐 ノ 表 示	検査事項	
						A	B
材料及適量ヲ明シテ示セルモノ	シテ内面ノ状態良好ナ	八グラム以上ヲ有スル	香味、肉質、色澤及肉詰 ノ状態良好ニシテ黒變 ナク、青斑ナキカ又ハ 其ノ程度極メテ少キモ	且打檢善ナルモノ	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ 打出シ又ハ印刷シ、直 徑三ミリメートル以 上ノ突起ヲ打出セルモ	合格	同上
同上	同上	同上	香味、肉質又ハ色澤上 級品ニ次ギテ肉詰ノ状 態良好ニシテ黒變ナ ク、青斑少キモノ	同上	同上	合格	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤若ハ肉 詰ノ状態劣レルモノ又ハ 黒變ヲ生ゼルモノ又ハ 青斑多キモノ	同上	同上	不合格	同上ニ反スルモノ
			腐敗セルモノ、腐敗ノ 徴候アルモノ、變色若 ハ異臭アルモノ、黒變 多キモノ又ハ雌蟹肉ヲ 使用セルモノ	密封不完全ナルモノ又 ハ罐ノ膨脹セルモノ	同上ニ反スルモノ	廢品	

第二號 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰)

包 装	罐 材	内 容 量	品 位	罐 ノ 外 観	罐 ノ 表 示	検査事項	
						A	B
材料及適量ヲ明シテ示セルモノ	シテ内面ノ状態良好ナ	半封度罐ハ肉量百八十 グラム以上ヲ有スル	香味及色澤良好ニシテ 黒變ナク、青斑ナキカ 又ハ其ノ程度少キモノ	且打檢善ナルモノ	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ 打出シ又ハ印刷シ、直 徑三ミリメートル以 上ノ突起ヲ打出セルモ	合格	同上
同上	同上	同上	香味又ハ色澤上級品 ニ次ギテ黒變若ハ青斑 少キモノ	同上	同上	合格	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味若ハ色澤劣レルモ 又ハ黒變若ハ青斑稍 多キモノ	同上	同上	不合格	同上ニ反スルモノ
			腐敗セルモノ、腐敗ノ 徴候アルモノ、變色若 ハ異臭アルモノ、黒變 多キモノ又ハ雌蟹肉ヲ 使用セルモノ	密封不完全ナルモノ又 ハ罐ノ膨脹セルモノ	同上ニ反スルモノ	廢品	

本表検査標準ニ依リB級トシテ合格シタルモノハ中華民國又ハ滿洲國ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

輸出水産物検査規則

第三號 オホクリガニ、ズワイガニ又ハハナサキガニヲ原料トセルモノ

検査事項	合格		不合格	
	一級	二級	格	外格
罐蓋ニ製造者ノ記號及一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテオホクリガニニ在リテハズワイガニニ在リテハハナサキガニニ在リテハ出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	罐蓋ニ施セル原料蟹ノ種類ノ表示ニ付同ノ反スルモノ	罐蓋ニ製造者ノ記號若ハ原料蟹ノ種類ヲ示スベキ文字ノ表示ナキモノ又ハ其ノ表示ノ眞正ナラザルモノ
罐ノ蓋及底ノ外面ニ帶褐金光色塗料ヲ焼付ケタル卷締罐ニシテ外觀良好且打檢善ナルモノ	同上	同上	罐ノ蓋若ハ底ノ外面ニケザルモノ、鑄形不完スルモノ、脱氣孔跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善ナラザルモノ	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ
香味及色澤良好ニシテ又ハ其ノ程度少キモノ	香味又ハ色澤上級品ニ次ギ黒變若ハ青斑少キモノ	香味又ハ色澤上級品ニ次ギ黒變若ハ青斑少キモノ	香味若ハ色澤劣レルモノ又ハ黒變若ハ青斑稍多キモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、變色若ハ異臭アルモノ又ハ黒變甚シキモノ
半封度罐ハ肉量一八八グラム以上ヲ有シ一番脚肉ヲ上下ニ配列シタルモノ一封度罐及四分ノ一封度罐ハ之ニ準ズ	同上	同上	同上ニ反スルモノ	

本表検査標準ニ依リ二級トシテ合格シタルモノハ中華民國又ハ滿洲國ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

鮪類油漬罐詰検査標準

第一號 ビンナガマグロ(ホワイトミート)ヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

検査事項	合格		不合格	
	ファアンシーA	ファアンシーB	格	外格
罐材	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ内面ノ状態良好ナルモノ	同上	同上ニ反スルモノ	
包装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ原料蟹ノ種類ヲ示スベキ文字及數量ヲ明示セルモノ	同上	同上ニ反スルモノ	

品位	罐ノ外觀	罐ノ表示	合格		不合格	
			ファアンシーA	ファアンシーB	格	外格
香味、肉質及色澤良好ニシテ黒變又ハ一ハニカムナク、水分ノ混	卷締罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	香味、肉質又ハ色澤上級品ニ次ギ黒變又ハ一ハニカムナク、水分	香味、肉質又ハ色澤劣レルモノ、血合肉若ハ氣孔跡アルモノ又ハ脱	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭	
同上	同上	同上	同上	罐形不完全ナルモノ、鑄ヲ生ゼルモノ又ハ脱	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ	
同上	同上	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	

輸出水産物検査規則

肉詰	用油	内容量
入極メテ少キモノ 肉詰ノ状態良好ニシテ 總肉量ノ九〇%以上ノ 固形肉量ヲ有シ、注油 量充分ナルモノ	品質優良ナル「コソト ンシードオイル」、「コロ ンオイル」、「オリ ブオイル」又ハ之等ノ 混合油ニシテ酸價ハ 「オリブオイル」ニ在 リテハ二・〇ヲ、其ノ他 ノ油ニ在リテハ一・〇 ヲ超エザルモノ	内容總量三・五オンス 罐ニ在リテハ九・九ニ グラム以上、七オンス 罐ニ在リテハ一・九八 グラム以上、十三・六 オンス罐ニ在リテハ八 ・六グラム以上、八分 ノ一キロ罐ニ在リテハ 七・五グラム以上、四分 ノ一キロ罐ニ在リテハ 一・五グラム以上、二分 ノ一キロ罐ニ在リテハ三 ・〇グラム以上、一角罐 ニ在リテハ一・五グラム 以上、大型罐ニ在リ テハ罐ニ表記シタル量 目以上ヲ有スルモノ
ノ混入極メテ少キモノ	同上	同上
ヲ生ゼルモノ又ハ水分 ノ混入多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
アルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

第二號 キハダマグロ、マグロ、メバチ又ハカツヲ（ライトミート）ヲ原料トセルモノ（フレーク罐詰以外ノモノ）

検査事項	罐ノ表示	罐ノ外觀	包材	
			材	装
チヨイス	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ 打出シ又ハ印刷セルモ ノ	卷縮罐又ハ卷取罐ニシ テ外觀良好ナルモノ	良質ノ鋳力ニシテ罐ノ 内面ニ良質ノ塗料ヲ完 全ニ施セルモノニシテ 罐ノ内面ノ状態良好ナ ルモノ但シ卷取罐又ハ 用油ニ用テオリブ油 ルニ在リテハ塗料ヲ施 ガザルモノヲ使用スル 妨ゲズ	材料及適當、荷造堅牢ニ シテ包裝ノ外側ニ品名 及數量ヲ明示セルモノ
スタンダード	同上	同上	同上	同上
外	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
廢品	同上ニ反スルモノ	密封不完全ナルモノ又 ハ罐ノ膨脹セルモノ	良質ノ鋳力ヲ用ヒザル モノ、罐ノ内面ノ状態 良好ナラザルモノ又ハ 卷取罐若ハ用油ニ用 セル卷縮罐ヲ除クノ外 罐ノ内面ニ良質ノ塗料 ヲ完全ニ施サザルモノ	同上ニ反スルモノ

品位	用油	内容量	罐材
香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ黒變又ハ「ハニカム」ナク、注油量適當ニシテ水分ノ混入少キモノ	品質優良ナル植物油ニシテ酸價二〇ヲ超エザルモノ	内容總量三・五オンス罐ニ在リテハ九・二グラム以上、七オンス罐ニ在リテハ一・九八・五グラム以上、十三オンス罐ニ在リテハ三・六八・六グラム以上、八分ノ一キロ罐ニ在リテハ七・五グラム以上、四分ノ一キロ罐ニ在リテハ一・五〇グラム以上、二分ノ一キロ罐ニ在リテハ三・〇〇グラム以上、角罐、楕圓罐又ハツナキロ罐以上ノ大型罐ニ在リテハ罐ニ表記シタル量目以上ヲ有スルモノ	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ但シ卷取罐又ハ用油ニ「オリブオイル」ヲ使用セル卷縮罐ニ在リテハ塗料ヲ施サザルモノヲ使用スルヲ妨ゲズ
香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態劣レルモノ、黒變若ハ「ハニカム」ヲ生ゼルモノ、血合肉若ハ廢棄肉ヲ混入セルモノ若ハ注油量適當ナラザルモノ又ハ水分ノ混入多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	良質ノ鉄力ヲ用ヒザルモノ、罐ノ内面ノ状態良好ナラザルモノ又ハ卷取罐若ハ用油ニ「オリブオイル」ヲ使用セル卷縮罐ヲ除クノ外罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施サザルモノ

検査事項	罐ノ表示	罐ノ外觀	品位	用油
チヨイス	罐ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	卷縮罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	品質優良ナル「コットオンシードオイル」、「オリブオイル」又ハ之等ノ混合油ニシテ酸價ハ「オリブオイル」ニ在	同上
スタンダード	同上	同上	同上	同上
格不	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
外合	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
廢品	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

第三號ノニ サバヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

検査事項	罐ノ表示	罐ノ外觀	品位	用油
チヨイス	罐ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	卷縮罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好且血合肉ヲ適當ニ除去シタルモノニシテ黒變又ハ「ハニカム」シテ水分ノ混入少キモノ	品質優良ナル「コットオンシードオイル」、「オリブオイル」又ハ之等ノ混合油ニシテ酸價ハ「オリブオイル」ニ在
スタンダード	同上	同上	香味、肉質、色澤又ハ血合肉除去ノ程度又ハ級品ニ次ギ肉詰ノ状態良好ニシテ黒變又ハ「ハニカム」シテ水分ノ混入少キモノ	同上
格不	同上	同上	香味、肉質、色澤又ハ血合肉除去ノ程度又ハ級品ニ次ギ肉詰ノ状態劣レルモノ、廢棄肉ヲ混入セルモノ、黒變若ハ「ハニカム」ヲ生ゼルモノ、注油量適當ナラザルモノ又ハ水分ノ混入多キモノ	同上ニ反スルモノ
外合	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
廢品	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

包	罐
材 料 適 當 、 荷 造 堅 牢 ニ シ テ 包 裝 ノ 外 側 ニ 品 名 及 數 量 ヲ 明 示 セ ル モ ノ	罐、楕圓罐又ハツナキ口罐以上ノ大型罐ニ在リテハ罐ニ表記シタル量目以上ヲ有スルモノ 良質ノ鍍力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ但シ卷取罐又ハ用油ニ「オリブオイル」ヲ使用セル卷縮罐一ニ在リテハ塗料ヲ施サザルモノヲ使用スルヲ妨ゲズ
同上ニ反スルモノ	良質ノ鍍力ヲ用ヒザルモノ、罐ノ内面ノ状態良好ナラザルモノ又ハ卷取罐若ハ用油ニ「オリブオイル」ヲ使用セル卷縮罐ヲ除クノ外罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施サザルモノ

鮪類水煮罐詰検査標準

第一號 ビンナガマグロ、キハダマグロ、マダロ、メバチ、カツヲ、サバ又ハブリヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

検査事項	合	格	不	外	合	廢	格	品
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	罐形不完全ナルモノ、鏽ヲ生セルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上
罐ノ外觀	卷縮罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上

品	内	包
香味、肉質及色澤良好ニシテ黒變若ハ「ハニカム」ナキカ又ハ其ノ程度少ナク、適當ノ鹹味ヲ有スルモノ	固形肉量一封度平罐又ハ一封度以上、半封度平罐ニ在リテハ二〇グラム以上、三〇グラム以上、小一號罐ニ在リテハ一三〇グラム以上ヲ有スルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量並ニ品名ヲ示ス文字ト同一ノ大サノ文字ニテ「WITHOUT OIL」又ハ「BOILED」ナル文字ヲ明示セルモノ
香味、肉質若ハ色澤劣レルモノ又ハ黒變若ハ「ハニカム」多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ	同上	同上

備考

本表検査標準ニ於テ小型一號罐ト稱スルハ左ニ掲グル規格ニ依ルモノヲ謂フ
小型一號罐 罐ノ外径ニ於テ直徑五五・五ミリメートル高サ八九・〇ミリメートル

第二號 ビンナガマグロ、キハダマグロ、マダロ、メバチ、カツヲ、サバ又ハブリヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰)

検査事項	合	格	不	外	合	廢	格	品
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號及一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテ「FLAKES」ナル文字ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上

罐ノ外觀	卷縮罐又ハ巻取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ズルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ
品位	香味及色澤良好ニシテ黒變ナキモノ	香味若ハ色澤劣レルモノ又ハ黒變ヲ生ゼルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ
内容量	内容總量一封度平罐ニ在リテハ四二五グラム以上、半封度平罐ニ在リテハ二三〇グラム以上ヲ有スルモノ	同上ニ反スルモノ	
包装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量並ニ品名ヲ示ス文字ト同一ノ大サノ文字ニテFLAKES及WITHOUT OILナル文字ヲ明示セルモノ	同上ニ反スルモノ	

油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準

ビンナガマグロ、キハダマグロ、マグロ、メバチ、カツヲ、サバ又ハブリヲ原料トセルモノ（フレーク罐詰ヲ含ム）

検査事項	合格	不合格	外合	廢格	品
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上		同上ニ反スルモノ	
罐ノ外觀	卷縮罐又ハ巻取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ズルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ		密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ	

品位	香味及肉質良好ニシテ調味料適當ナルモノ	香味若ハ肉質劣レルモノ又ハ調味料適當ナラザルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ
内容量	内容量適量ニシテ罐ニ表記シタル量目以上ヲ有スルモノ	同上ニ反スルモノ	
包装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量並ニ品名ヲ示ス文字ト同一ノ大サノ文字ニテ製造方法又ハ調味方法ヲ明示セルモノ	同上ニ反スルモノ	

冷凍鮪類検査標準

検査事項	合格	不合格	合格
外觀	損傷、變形、變色若ハ汚穢ナキカ又ハ其ノ程度輕微ナルモノ	同上ニ反スルモノ	
凍結状態	凍結状態良好ニシテ魚體溫度攝氏零下二度ヨリ高温ナラザルモノ	同上ニ反スルモノ	
品位	鮮度及肉質良好ナルモノ	同上ニ反スルモノ	

鮭樽罐詰検査標準

第一號 ベニザケ、ギンザケ又ハマスノスケヲ原料トセルモノ（頸肉其ノ他ノ雜肉ヲ原料トセル罐詰以外ノモノ）

輸出水産物検査規則

本表検査標準ニ依リパスト級トシテ合格シタルモノハ滿洲國、關東州又ハ北樺太ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

備考

第一號検査標準備考ハ本表標準ニ之ヲ準用ス

第三號 ベニザケ、ギンザケ、マスノスケ、サケ又ハママスヲ原料トセルモノ（頸肉其ノ他ノ雜肉ヲ原料トセル罐詰）

品位	罐ノ外觀	罐ノ表示	検査事項	
			A級	B級
ベニザケノ頸肉ノミヲ原料トセルモノニシテ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ナルモノ	且打檢善良ナルモノ	リメートル以上ノ文字ニテ「RED」或ハ「RO」ナル文字ヲ打出セルモノ	罐蓋ニ一字ノ大サ四ミ	罐蓋ニ一字ノ大サ四ミ
			ミリメートル以上ノ文字ニテ「RED」或ハ「RO」ナル文字ヲ打出セルモノ	ミリメートル以上ノ文字ニテ「RED」或ハ「RO」ナル文字ヲ打出セルモノ
頸肉ノミヲ原料トセルモノニシテ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ナルモノ	同上	同上	罐形不完全ナルモノ、	罐形不完全ナルモノ、
			鏽ヲ生ゼルモノ、脱氣ノ跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善良ナラザルモノ	鏽ヲ生ゼルモノ、脱氣ノ跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善良ナラザルモノ
腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、異臭アルモノ又ハ肉ノ崩潰セルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
			同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

包裝	内容量	検査事項	
		合格	不合格
材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	内容總量平一號罐ニ在リテハ四五〇グラム以上、平二號罐ニ在リテハ二五〇グラム以上、平三號罐ニ在リテハ一〇〇グラム以上ヲ有スルモノ	同上	同上ニ反スルモノ
		同上	同上ニ反スルモノ

本表検査標準ニ依リB級トシテ合格シタルモノハ滿洲國、關東州又ハ北樺太ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

備考

第一號検査標準備考ハ本表検査標準ニ之ヲ準用ス

鱈類トマト漬詰罐検査標準

罐ノ外觀	罐ノ表示	検査事項	
		合格	不合格
卷締罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	刷セルモノ	罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印	同上
		同上	同上
同上	同上	罐形不完全ナルモノ、	罐形不完全ナルモノ、
		鏽ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣ノ跡ヲ有スルモノ	鏽ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣ノ跡ヲ有スルモノ
同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
		同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

輸出水産物検査規則

検査事項	合格		不合格	
	A級	B級	外	廃品
包 装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ			
罐ノ表示	同上ニ反スルモノ			

第二號 角罐以外ノ罐ヲ使用セルモノ

検査事項	合格		不合格	
	A級	B級	外	廃品
罐ノ表示	罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ			
罐ノ外觀	卷縮罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ			
品 位	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好、注油量充分ニシテ水分ノ混入少キモノ			
用 油	品質良好ナル植物油			
包 装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ			
罐ノ表示	同上			
罐ノ外觀	同上			
品 位	香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態上品ニシテ水分ノ混入稍多キモノ			
用 油	同上			
包 装	同上ニ反スルモノニ			
罐ノ表示	同上			
罐ノ外觀	同上			
品 位	香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態劣レハ注油量不足ナルモノ又ハ水分ノ混入多キモノ			
用 油	同上ニ反スルモノ			
包 装	同上ニ反スルモノニ			
罐ノ表示	同上			
罐ノ外觀	同上			
品 位	香味、肉質、色澤、肉詰若ハ肉詰ノ状態劣レハ注油量適當ナラザルモノ			
用 油	品質又ハ色調劣リ辛味ノ程度不適當ナルモノ			
包 装	同上ニ反スルモノ			
罐ノ表示	同上ニ反スルモノ			
罐ノ外觀	同上ニ反スルモノ			
品 位	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、異臭アルモノ又ハ肉ノ崩潰セルモノ			
用 油	同上ニ反スルモノ			
包 装	同上ニ反スルモノ			

鱈類香料漬罐詰検査標準

検査事項	合格		不合格	
	チヨイス	スタンダード	外	廃品
罐ノ表示	罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號及一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテ主タル使用香料ガ蕃椒ナルトキハCI、胡椒ナルトキハRR、芥子ナルトキハMD、カレールトキハCYナル文字ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ			
罐ノ外觀	卷縮罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ			
品 位	香味、肉質、色澤、肉詰若ハ肉詰ノ状態上品ニシテ辛味ノ注油量適當ナルモノ			
香辛料液	品質及色調良好ニシテ適度ノ辛味ヲ有スルモノ			
罐ノ表示	同上			
罐ノ外觀	同上			
品 位	香味、肉質、色澤、肉詰若ハ肉詰ノ状態劣レハ注油量適當ナラザルモノ			
香辛料液	品質又ハ色調劣リ辛味ノ程度不適當ナルモノ			
罐ノ表示	同上			
罐ノ外觀	同上			
品 位	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、異臭アルモノ又ハ肉ノ崩潰セルモノ			
香辛料液	同上			
罐ノ表示	同上			
罐ノ外觀	同上			
品 位	同上			
香辛料液	同上			

輸出水産物検査規則

包 装	内 容 量	備 考
同上	同上	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	

備考

鯷類トマト漬罐詰検査標準備考ハ本表検査標準ニ之ヲ準用ス

鯷類水煮罐詰検査標準

罐ノ外観	罐ノ表示	検査事項	合 格		不 合 格	
			チヨイス	スタンダード	外	廢 品
卷縮罐又ハ巻取罐ニシテ外観良好ナルモノ	同上	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
同上	同上	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
同上	同上	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
同上	同上	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	

包 装	内 容 量	品 位	備 考
同上	同上	同上	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ		

鯷原料トセルモノニ在リテハ内面ニ塗料ヲ完全ニ施セルモノニ限り之ヲ合格トス

備考
本表検査標準ニ於テ橢圓一號罐、橢圓三號罐、鮭四號罐及小型一號罐ト稱スルハ左ニ掲グル規格ニ依ルモノヲ謂フ

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

- 楕圓一號罐 罐ノ外法ニ於テ長徑一六二・〇ミリメートル短徑一一〇・五ミリメートル高サ三八・五ミリメートル
- 楕圓三號罐 罐ノ外法ニ於テ長徑一二八・五ミリメートル短徑八六・〇ミリメートル高サ三一・〇ミリメートル
- 鮭四號罐 罐ノ外法ニ於テ直徑七七・〇ミリメートル高サ一一九・〇ミリメートル
- 小型一號罐 罐ノ外法ニ於テ直徑五五・五ミリメートル高サ八九・〇ミリメートル

魚粉検査標準

第一號 鱈類ヲ主タル原料トセルモノ

検査事項	合格			不合格
	赤	緑	紫	
包 装	材料適當、包裝完全ニシテ且包裝ノ外側ニ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總重量)ヲ明示セルモノ又ハ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總重量)ヲ明示タル堅牢ナル札ヲ包裝ニ附セルモノ	同上	同上	同上ニ反スルモノ

品位	分析結果	概 況	備 考
同上	窒素 九・五%以上 水分 五%以下 脂肪 三%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 土砂(鹽酸不溶物) 三%以下 但シ綿毛狀ノモノニ在リテハ水分ハ一三%以下	色澤良好ニシテ異臭ナキモノ	綿毛狀魚粉ノ検査ニ付テハ品位中粉末程度ノ検査ヲ要セズ
同上	窒素 九%以上 水分 一・五%以下 脂肪 一・五%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 土砂(鹽酸不溶物) 三%以下 但シ綿毛狀ノモノニ在リテハ水分ハ一三%以下	同上	
同上	窒素 八%以上 水分 三%以下 脂肪 一・七%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 土砂(鹽酸不溶物) 三%以下	色澤劣レルモノ又ハ稍異臭アルモノ	
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	固結セルモノ、異臭若ハ變色甚シキモノ、其ノ他ノ夾雜物ノ混入著シキモノ又ハ不正混合物ヲ含ムモノ	

第二號 前號以外ノモノ

輸出水産物検査規則

検査事項	包 装	概 況	分析結果	品 位	検査事項	
					赤 級	緑 級
材料適當、包装完全ニシテ且包装ノ外側ニシテ且記號、品名及重量(正味量又ハ總量)ハ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總量)ヲ明示セルモノ	同上	色澤良好ニシテ異臭ナキモノ	窒素 一〇%以上 水分 九%以下 脂肪 八%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 土砂(鹽酸不溶解物) 三%以下	粉末程度 其ノ重量ニ於テ九〇%以上ガ篩目ノ開キヲ通過スルモノ	合格	合格
同上	同上	同上	窒素 九.五%以上 水分 四%以下 脂肪 〇%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 土砂(鹽酸不溶解物) 三%以下	同上	合格	合格
同上	同上	色澤劣レルモノ又ハ稍異臭アルモノ	窒素 九%以上 水分 四%以下 脂肪 二%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 土砂(鹽酸不溶解物) 三%以下	同上	不合格	不合格
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	固結セルモノ、異臭若ハ變色甚シキモノ、其ノ他ノ夾雜物ノ混入著シキモノ又ハ不正混合物ヲ含ムモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	不合格	不合格

魚粕検査標準

検査事項	包 装	概 況	分析結果	品 位	検査事項	
					合 格	不 合 格
材料適當、包装完全ニシテ且包装ノ外側ニ製造者若ハ取扱者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總量)ヲ明示セルモノ	同上ニ反スルモノ	變色若ハ異臭ナキモノ又ハ其ノ程度輕微ナ	窒素 八%以上 水分 四%以上 土砂(鹽酸不溶解物) 三%以下	粉末程度 其ノ重量ニ於テ九〇%以上ガ篩目ノ開キヲ通過スルモノ	合格	合格
同上	同上ニ反スルモノ	同上	同上	同上	不合格	不合格
同上	同上ニ反スルモノ	同上	同上	同上	不合格	不合格
同上	同上ニ反スルモノ	同上	同上	同上	不合格	不合格

様式

第一號

蟹罐詰検査合格印章

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフエヤードシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 青

蟹罐詰検査標準第三號ニ依リ一級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 橙

蟹罐詰検査標準第三號ニ依リ二級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 橙

輸出水産物検査規則

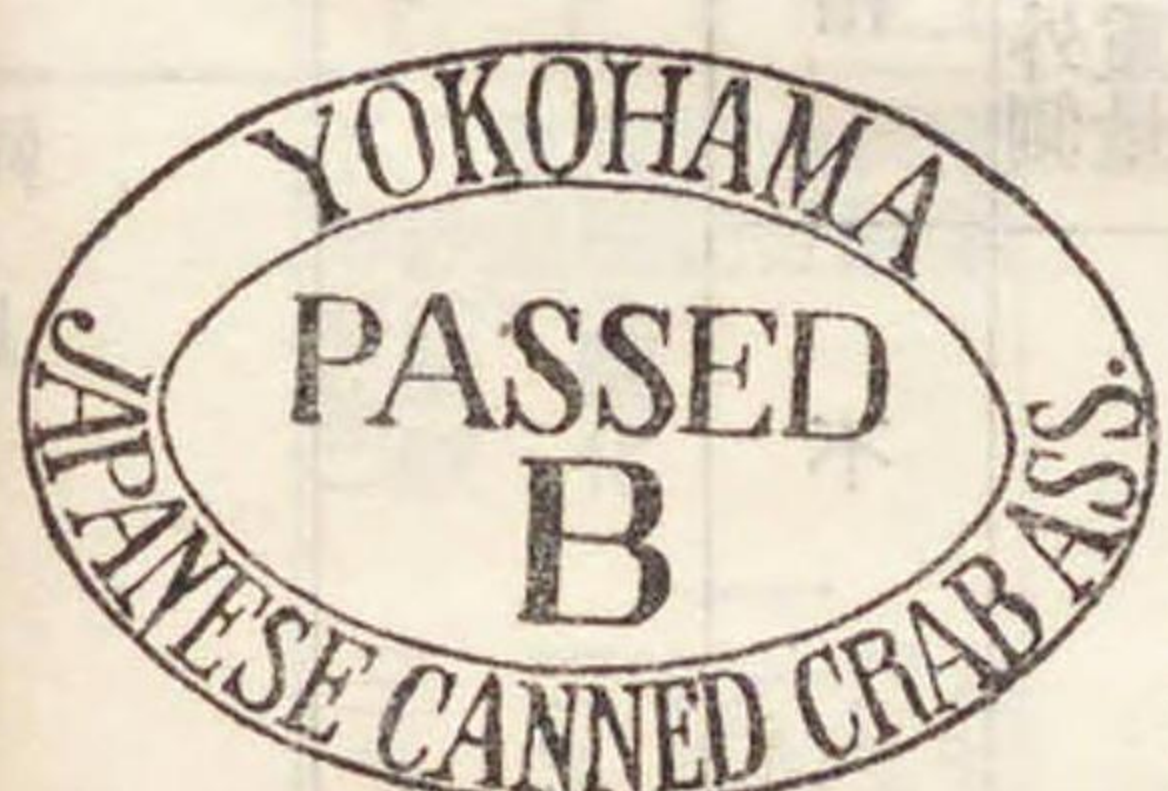
四四

蟹罐詰検査標準第二號ニ依リA級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 紫

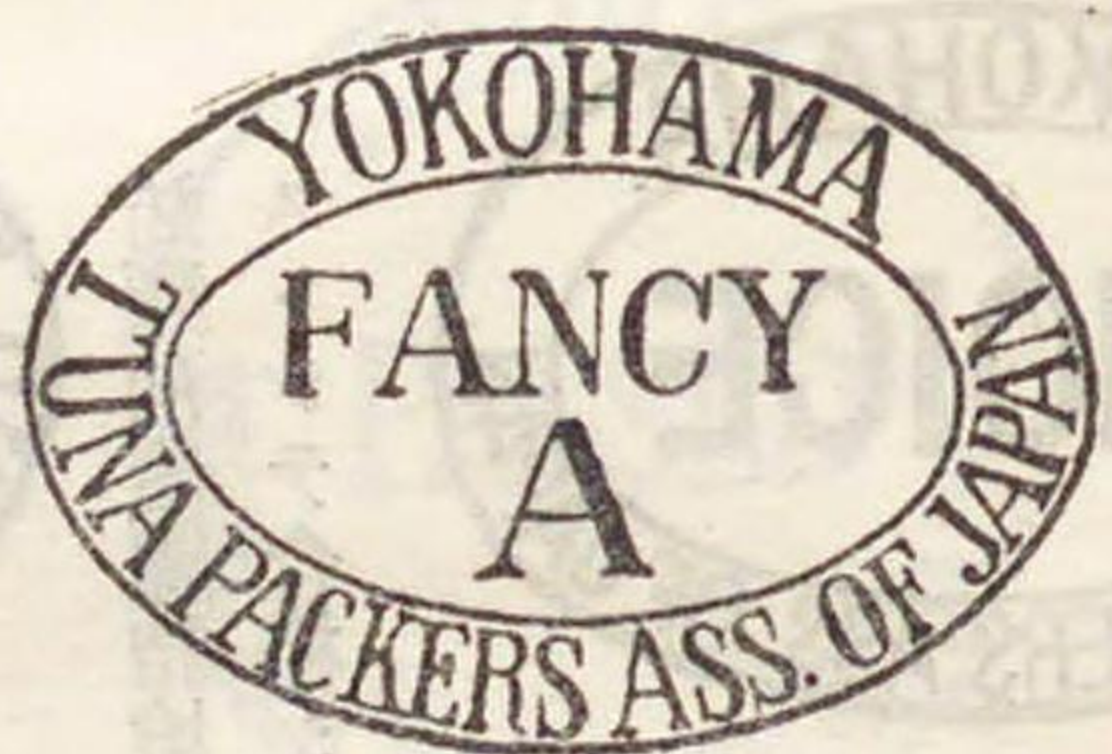
蟹罐詰検査標準第二號ニ依リB級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 褐

鮪類油漬罐詰検査合格印章

鮪類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

鮪類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ

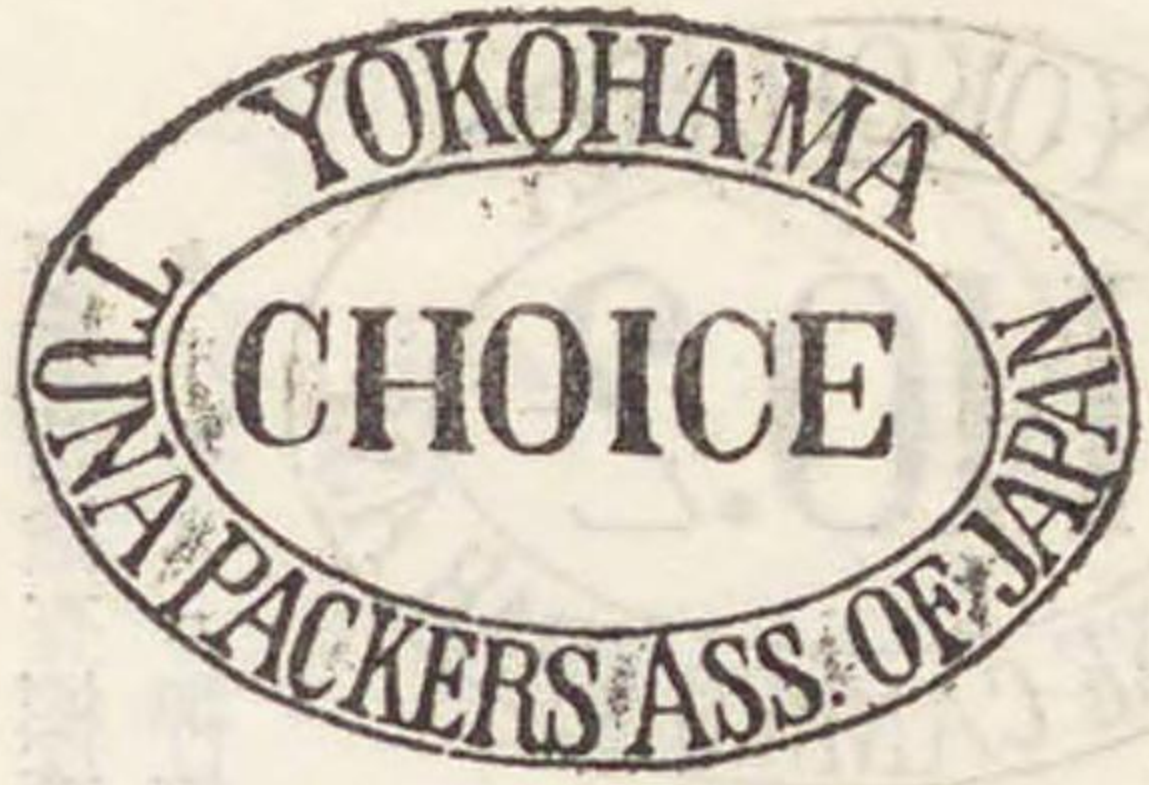


外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

四五

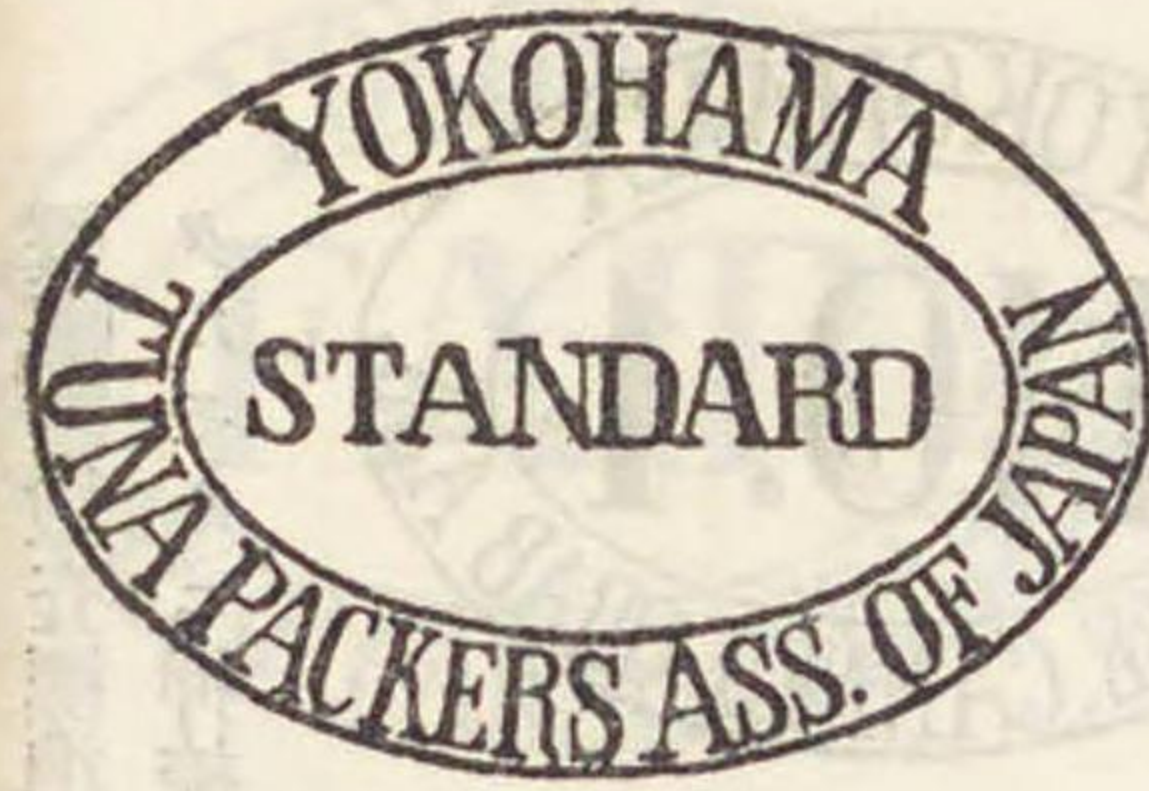
輸出水産物検査規則

鮪類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リチヨイスト
シテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 緑

鮪類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リスタンダー
ドトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



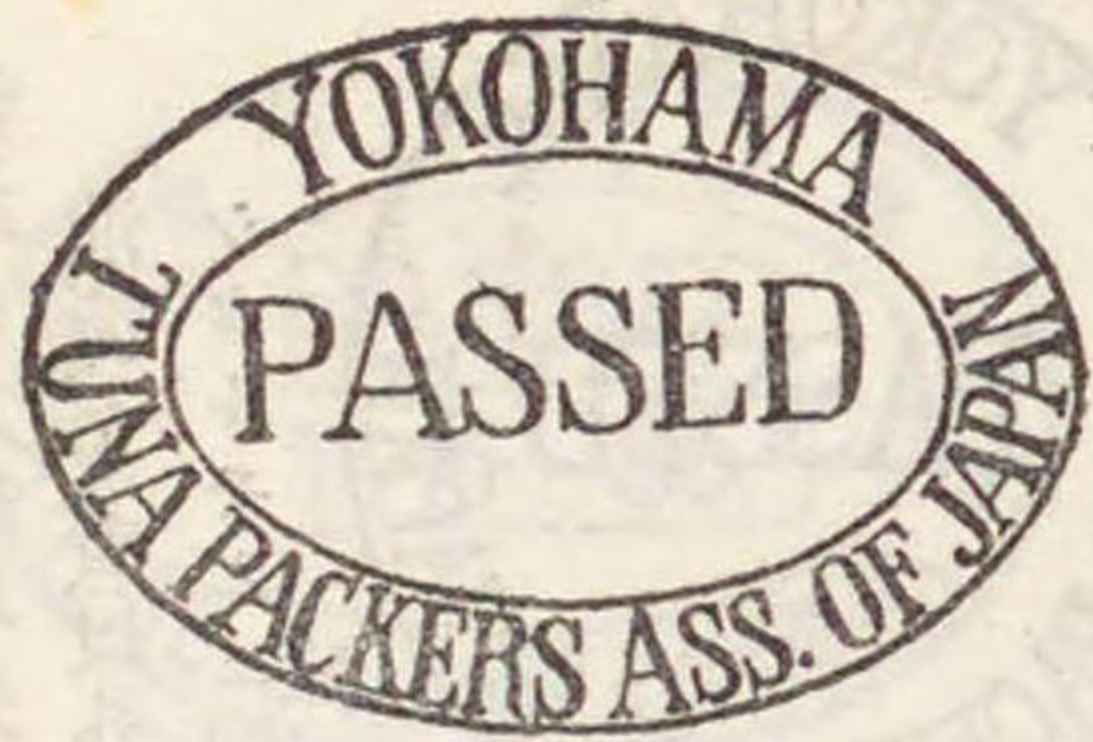
外圓 長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 緑

鮪類油漬罐詰検査標準第三號ノニ依リスタン
ダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 青

鮪類油漬罐詰検査標準第四號ニ依リ合格シタル
モノニ押捺スベキモノ

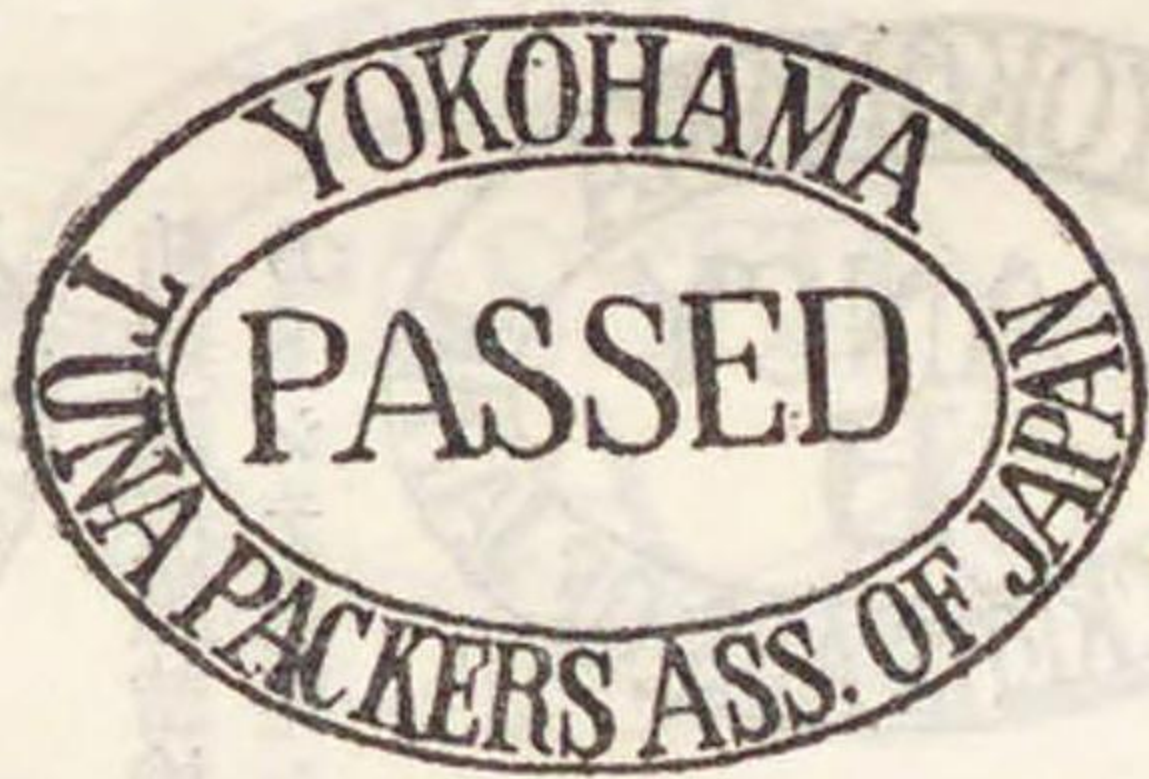


外圓 長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 紫

輸出水産物検査規則

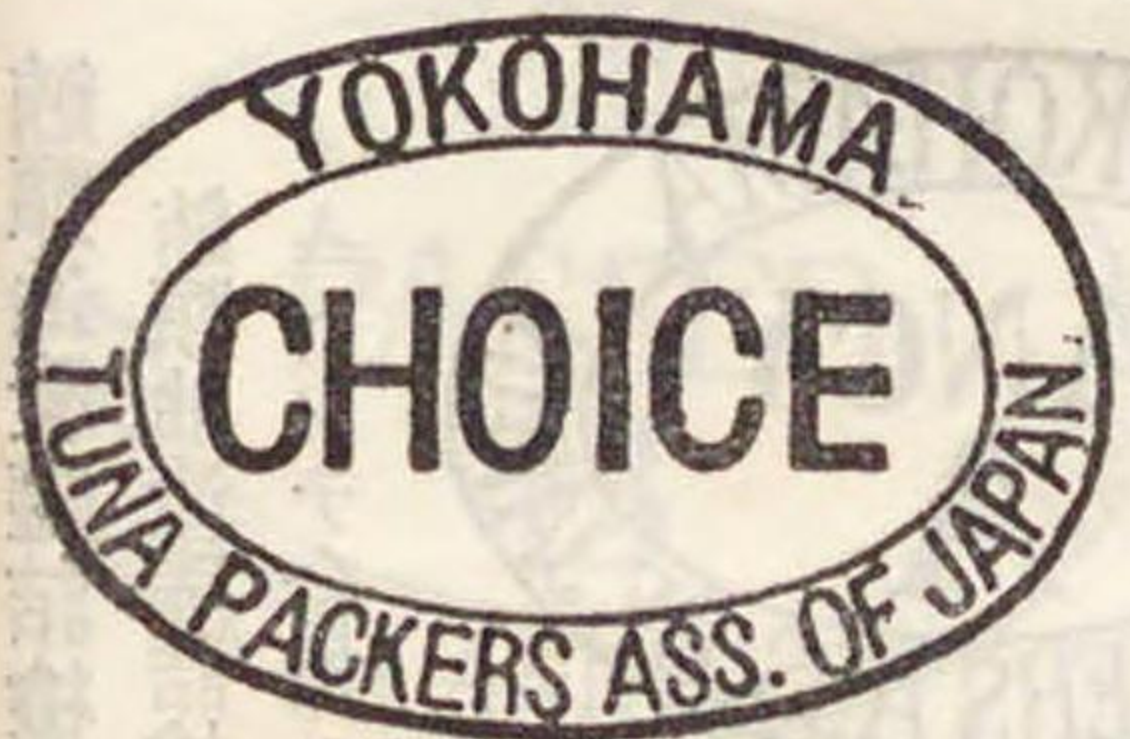
四六

鮪類油漬罐詰検査標準第三號ニ依リ合格シタル
モノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 橙

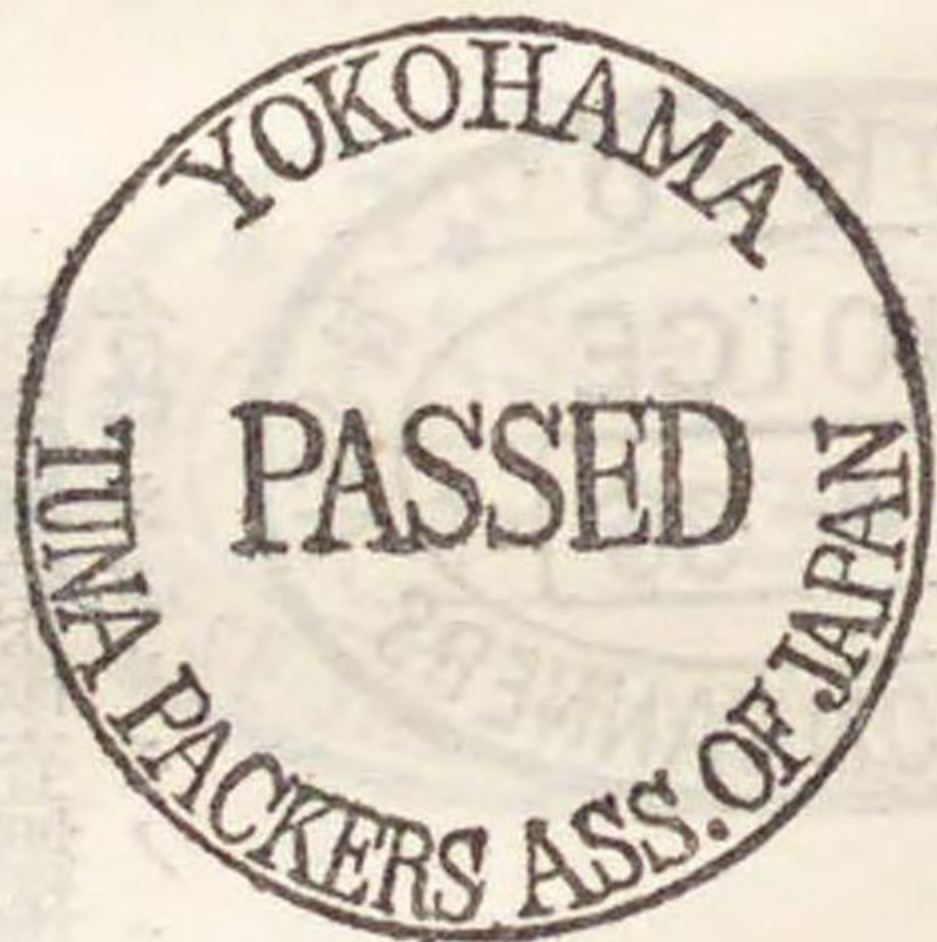
鮪類油漬罐詰検査標準第三號ノニ依リチヨイ
ストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 青

鮪類水煮罐詰検査合格印章

鮪類水煮罐詰検査標準第一號ニ依リ合格シタル
モノニ押捺スベキモノ



直徑 八糧
肉色 褐

鮪類水煮罐詰検査標準第二號ニ依リ合格シタル
モノニ押捺スベキモノ



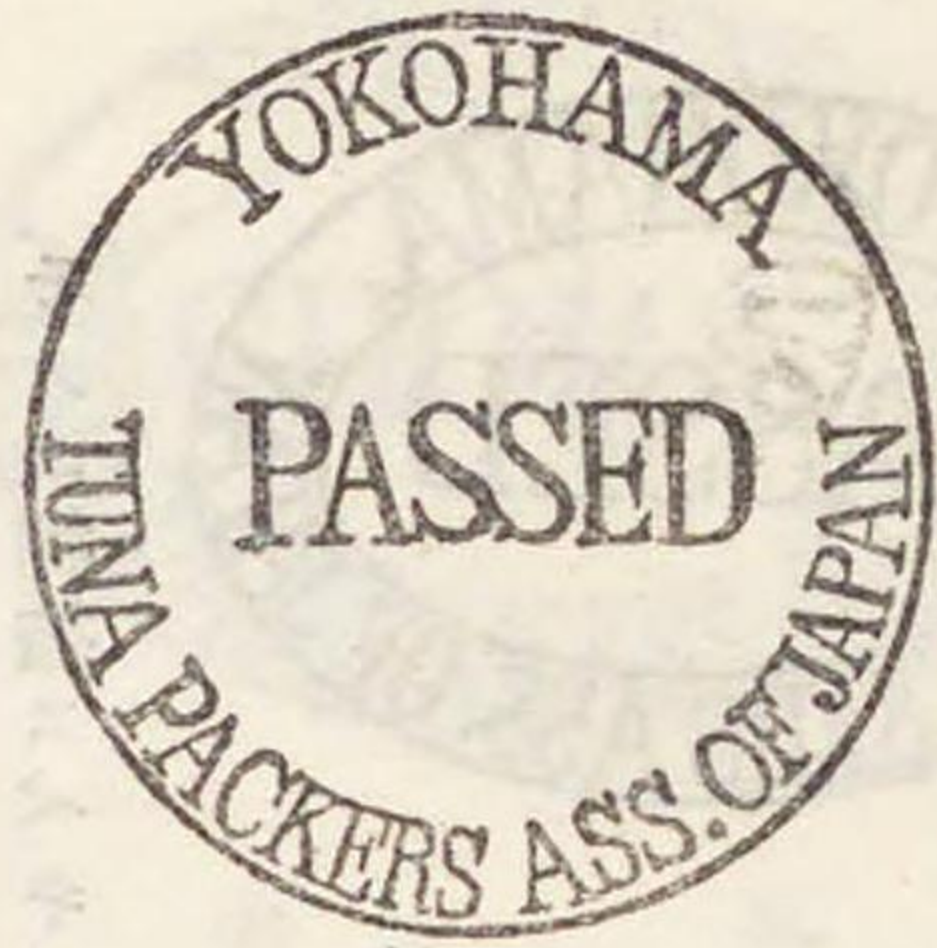
直徑 八糧
肉色 紫

四七

輸出水産物検査規則

油漬、水煮以外ノ鮭類罐詰検査合格印章

油漬、水煮以外ノ鮭類罐詰検査標準ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 直徑 八糎
肉色 青

鮭鱒罐詰検査合格印章

鮭鱒罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

鮭鱒罐詰検査標準第二號ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 緑

鮭鱒罐詰検査標準第二號ニ依リパストトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 緑

輸出水産物検査規則

鮭鱒罐詰検査標準第一號ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

鮭鱒罐詰検査標準第二號ニ依リチヨイストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 緑

鮭鱒罐詰検査標準第三號ニ依リA級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 紫

鮭鱒罐詰検査標準第三號ニ依リB級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 紫

輸出水産物検査規則

鰹類トマト漬罐詰検査合格印章

鰹類トマト漬罐詰検査標準ニ依リチヨイストシ
テ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 緑

鰹類トマト漬罐詰検査標準ニ依リスタンダード
トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 緑

鰹類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リA級トシテ
合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 紫

鰹類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リB級トシテ
合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 紫

輸出水産物検査規則

五〇

鰹類油漬罐詰検査合格印章

鰹類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リファンシー
トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 赤

鰹類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リスタンダード
トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 赤

鰹類香辛料漬罐詰検査合格印章
鰹類香辛料漬罐詰検査標準ニ依リチヨイストシ
テ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 褐

鰹類香辛料漬罐詰検査標準ニ依リスタンダード
トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 褐

五一

輸出水産物検査規則

鯷類水煮罐詰検査合格印章

鯷類水煮罐詰検査標準ニ依リチヨイストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 青

鯷類水煮罐詰検査標準ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 青

魚粉検査標準第二號ニ依リ赤級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 一〇糎
肉色 赤

魚粉検査標準第二號ニ依リ綠級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 一〇糎
肉色 綠

魚粉検査標準第二號ニ依リ紫級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 一〇糎
肉色 紫

輸出水産物検査規則

魚粉検査合格印章

魚粉検査標準第一號ニ依リ赤級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



菱形 長徑 一三糎
短徑 八糎
肉色 赤

魚粉検査標準第一號ニ依リ綠級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



菱形 長徑 一三糎
短徑 八糎
肉色 綠

魚粉検査標準第一號ニ依リ紫級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



菱形 長徑 一三糎
短徑 八糎
肉色 紫

魚粕検査合格印章

魚粕検査標準ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



縦 一〇糎
横 一〇糎
肉色 紫

備考

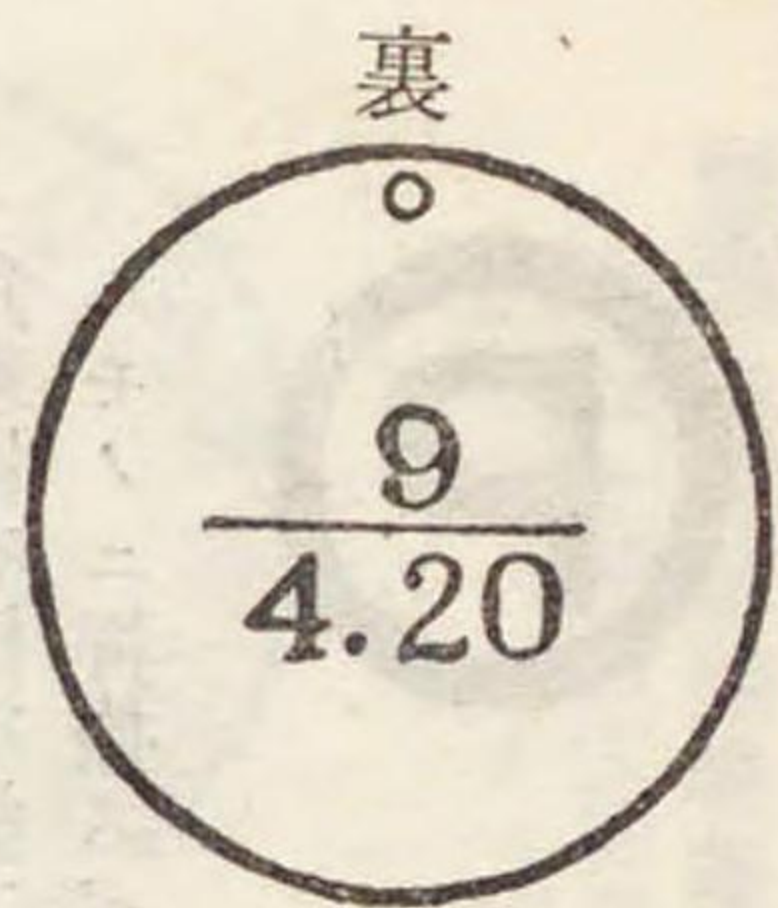
印章中「YOKOHAMA」又ハ「TOKYO」トアル箇所ニハ羅馬字綴ニテ検査場所所在地名ヲ、
「1-4-38」又ハ「1-7-38」トアル箇所ニハアラビヤ數字ニテ検査濟年月日ヲ表示スルモノトス

第二號



直徑 一〇糎
防水紙製
表圖案
文字ノ部分 紅色
其ノ他ノ部分 生地色

輸出水産物検査規則



裏圖案
文字ノ部分 黒色
其ノ他ノ部分 生地色

備考

第三號
證券裏面ノ數字ハ検査濟年月日ヲ表示スルモノトス

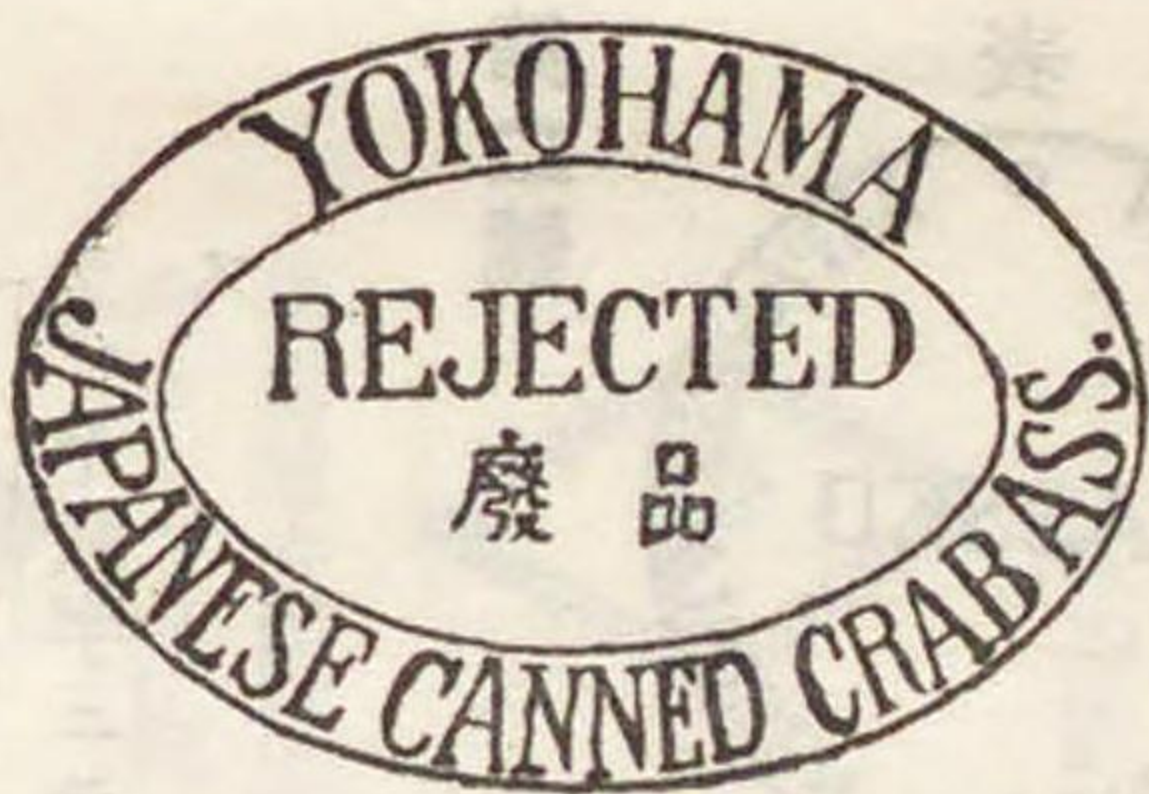
蟹罐詰検査標準、鮪類油漬罐詰検査標準又ハ鮪類罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 黒

蟹罐詰検査標準、鮪類油漬罐詰検査標準又ハ鮪

鮪罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



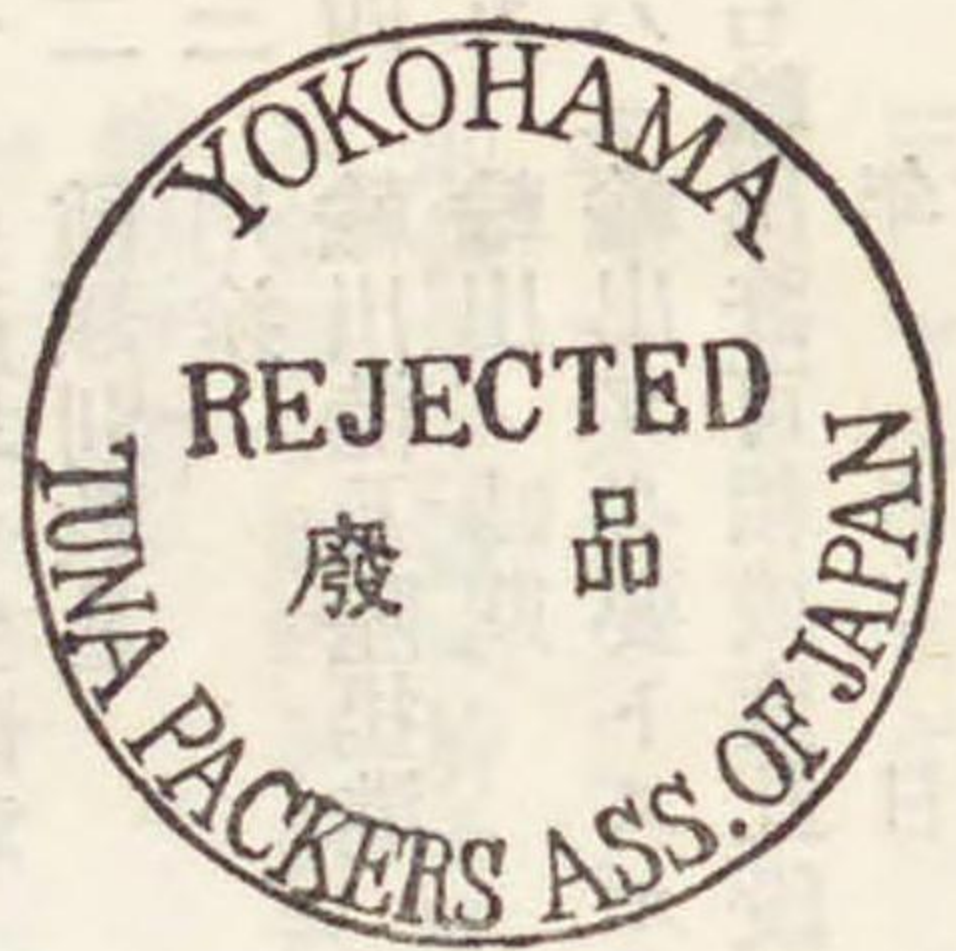
外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 黒

鮪類水煮罐詰検査標準又ハ油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 黒

タルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八糎
肉色 黒

鮪類水煮罐詰検査標準又ハ油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ

鮪類罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 黒

鮪類罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレ

輸出水産物検査規則



直徑 一〇糎
肉色 黒

魚粉検査標準又ハ魚粕検査標準ニ依リ不合格トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 黒

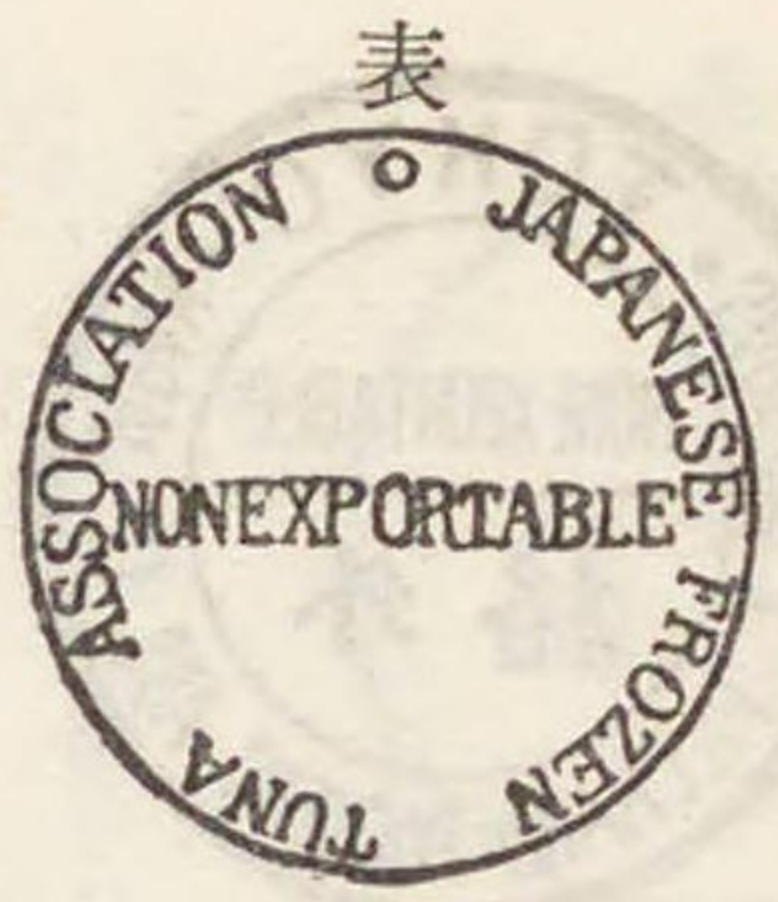
備考

印章中「YOKOHAMA」又ハ「TOKYO」ナル箇所ニハ羅馬字綴ニテ検査場所所在地名ヲ、「JAPANESE CANNED CRAB ASS.」ナル箇所ニハ蟹罐詰ニ在リテハ「JAPANESE CANNED CRAB ASS.」ヲ、鮪類油漬罐詰ニ在リテハ「TUNAPACKERS ASS. OF JAPAN」ヲ、鮪罐詰ニ在リテハ「JAPANESE SALMON CANNERS」ニ在リテハ

輸出水産物検査規則

ASSN. J. ト表示スルモノトス

第四號



直徑 四種
防水紙製
表圖案
文字ノ部分 黒色
其ノ他ノ部分 生地色

第五號

輸出許可申請書

- 一 生産地及生産者
 - 二 種類別數量
 - 三 用途
 - 四 輸出港及陸揚港
 - 五 輸出ノ時期
 - 六 輸出ヲ必要トスル事由
- 右輸出許可相成度此段及申請候也
- 年 月 日

農林大臣

住所 氏名(名稱)印 殿

魚類ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰ヲ謂フ

- 一 ベニザケ
 - 二 ギンザケ
 - 三 マスノスケ
 - 四 サケ
 - 五 マス(カラフトマスヲ含ム)
- 前條第三號ニ於テ鮪類罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ原料トシテ製造シタル油漬又ハ水煮ノ罐詰ヲ謂フ
- 一 ビンナガマグロ
 - 二 キハダマグロ
 - 三 マグロ
 - 四 メバチ
 - 五 カツヲ(ソウダカツヲ及スデガツヲヲ含ム)
 - 六 サバ(ゴマサバヲ含ム)
- 前條第四號ニ於テ鱈類罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ原料トシテ製造シタルマト漬、油漬、香辛料漬又ハ水煮ノ罐詰ヲ謂フ
- 一 マイワシ

輸出水産物罐詰製造業許可規則

(二) 輸出水産物罐詰製造業許可規則

昭和十三年十二月二十九日 農林省令第四十八號

第一條 左ニ掲グル水産物罐詰ハ輸出水産物取締法第三條ノ輸出水産物トス

- 一 蟹罐詰
- 二 鮭鱒罐詰
- 三 鮪類罐詰
- 四 鱈類罐詰
- 五 貝類罐詰

第二條 前條第一號ニ於テ蟹罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル甲殻類ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰ヲ謂フ

- 一 タラバガニ
- 二 アブラガニ
- 三 オホクリガニ
- 四 ズワイガニ
- 五 ハナサキガニ

前條第二號ニ於テ鮭鱒罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル

- 一 アサリ
 - 二 ハマガリ
 - 三 カキ
 - 四 ホタテガヒ
 - 五 アカガヒ
 - 六 ウバガヒ
 - 七 アゲマキ
 - 八 マテガヒ
 - 九 アワビ
 - 十 サザエ
- 前五項ニ掲グル水産動物ノ學名、方言、別名等ニシテ必要ナルモノハ之ヲ告示ス
- 第三條 第一條ニ掲グル水産物罐詰ノ製造ヲ業トセントスル者ハ罐詰製造工場毎ニ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ漁業法第三十五條第一項ノ規

定ニ依リ母船式漁業ノ許可ヲ受ケタル母船ニ於テ之ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條ニ掲グル水産物罐詰ノ製造業（以下輸出水産物罐詰製造業ト稱ス）ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 製品ノ種類（第二條第一項乃至第五項各號ニ掲グル原料別及製法別ニ之ヲ記載スベシ）

二 事業計畫書

三 設備要領書

四 許可ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ定款、登記簿ノ謄本、財産目録及貸借對照表

五 二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキハ事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類

二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキハ内一人ヲ代表者ト定メ其ノ氏名又ハ名稱ヲ申請書ニ記載スベシ

第一項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

製造業者ハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 許可ヲ受ケタル製品ノ種類ヲ變更セントスルトキ

二 第六條第一項各號ニ掲グル設備又ハ許可若ハ認可ノ際特ニ指定シタル設備ヲ増設シ、改設シ又ハ撤去セントスルトキ

第九條

左ニ掲グル場合ニ於テハ輸出水産物罐詰業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ輸出水産物罐詰製造業者死亡シタル場合ニ於テ其ノ相續人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人ニ對シテ爲シタル輸出水産物罐詰製造業ノ許可ハ爾後相續人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 輸出水産物罐詰製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキ

二 許可ヲ受ケタル罐詰製造工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ

三 許可ヲ受ケタル罐詰製造工場滅失シタルトキ

前項但書ノ場合ニ於テハ相續アリタルコトヲ證

第五條 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 罐詰製造工場ノ所在場所

二 一年間ノ罐詰製造見込數量（第二條第一項乃至第五項各號ニ掲グル原料別及製法別ニ之ヲ記載スベシ）

三 従業員ノ種類別員數

四 事業ノ收支概算

五 事業開始ノ豫定年月日

第六條 設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 汽罐ノ種類、大サ、制限壓力及員數

二 蒸釜、卷締機、殺菌釜及脱氣函ノ種類、名稱、大サ、能力及員數

前項ノ設備要領書ニハ敷地内ノ建物及設備ノ配置圖竝ニ敷地附近ノ概況圖ヲ添付スベシ

第七條 輸出水産物罐詰製造業ノ許可ノ期間ハ五年以内トス

第八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ輸出水産物罐詰

スル書類ヲ具シ死亡ノ日ヨリ三十日以内ニ農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

輸出水産物罐詰製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキハ第一項但書ノ場合ヲ除クノ外相續人又ハ清算人ハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第十條 輸出水産物罐詰製造業者ハ毎年二月末日迄ニ前年ノ事業報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ隨時事業ノ報告ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 左ニ掲グル場合ニ於テハ輸出水産物罐詰製造業者ハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 輸出水産物罐詰製造業者其ノ氏名若ハ名稱又ハ住所若ハ事務所ヲ變更シタルトキ

二 輸出水産物罐詰製造業者タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキ

三 輸出水産物罐詰製造業者タル法人ノ代表者

輸出水産物罐詰製造業許可規則

- 又ハ第四條第二項ノ代表者ニ變更アリタルトキ
- 四 輸出水産物罐詰製造業者其ノ事業ヲ開始シタルトキ
- 五 輸出水産物罐詰製造業者罐詰製造工場ノ事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ
- 六 輸出水産物罐詰製造業者罐詰製造工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ
- 七 罐詰製造工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ
- 八 第八條第二號ノ認可ヲ受ケタル工事完了シタルトキ
- 第十二條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ罐詰製造工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ
- 第十三條 輸出水産物罐詰製造業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第八條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 第十四條 輸出水産物罐詰製造業者本則ノ規定ニ依リ届出又ハ報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ之ヲ怠リタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 附則
- 第十五條 本令ハ昭和十四年一月十六日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十六條 昭和九年農林省令第七號及鮪類油漬罐詰製造業許可規則ハ之ヲ廢止ス
- 第十七條 第十八條第一項ノ規定ニ依リ輸出水産物罐詰製造業ノ許可ヲ受ケタルモノト看做サレタル者ヲ除クノ外本令公布ノ際現ニ輸出水産物罐詰製造業者タル者引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第四條ノ申請書ニ第四條乃至第六條ニ掲グル書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲シタル者ハ其ノ處分ヲ受クル迄引續キ従前ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 第十八條 本令公布ノ際鮪類油漬罐詰製造業許可規則第一條又ハ北海道水産物罐詰製造業取締規則第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ行フモノハ従前ノ許可ノ範圍内ニ於テ第三條ノ規定ニ依リ輸出水産物罐詰製造業ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 前項ノ規定ニ依リ輸出水産物罐詰製造業ノ許可ヲ受ケタルモノト看做サレタル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ前項ノ規定ニ該當スルコトヲ證スル書類及第四條乃至第六條ニ掲グル書類ヲ添附シ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ
- 第十九條 鮪類油漬罐詰製造業許可規則ニ依リ爲シタル申請、届出又ハ報告ハ本則中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本則ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス
- 第二十條 當分ノ内左ニ掲グル場合ヲ除クノ外蟹罐詰、鮭鱒罐詰又ハ鮪類(サバヲ除ク)ノ油漬罐詰ノ製造業ノ許可ハ之ヲ爲サズ

輸出水産物罐詰製造業許可規則

- 一 第十七條第一項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキ
- 二 許可ノ期間満了ニ依リ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
- 三 許可ヲ受ケタル者ヨリ當該罐詰製造工場ヲ讓受ケ若ハ借受ケタル者、當該工場ヲ返還ヲ受ケタル者又ハ當該工場ニ依ル事業ヲ承繼シタル者其ノ工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
- 四 許可ヲ受ケタル者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者當該罐詰製造工場ニ依ル事業ヲ廢止シ他ノ罐詰製造工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
- 五 許可ヲ受ケタル者當該罐詰製造工場滅失シタル爲滅失ノ日ヨリ一年以内ニ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
- 六 許可ヲ受ケタル事業ニ付共同經營者ノ加入ノ爲更メテ許可ノ申請アリタルトキ

(三) 輸出水産物取締法第七條ノ當該官吏臨檢ノ件

昭和九年五月十日
農林省令第九號

第一條 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢、尋問、搜索又ハ差押ヲ爲サントスルトキハ別記様式ニ依ル證票ヲ携帶スベシ

第二條 臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス
別記
様式

表	第 號	年 月 日	交付
輸出水産物取締官吏證票			
			農林省 又ハ道 府縣印

縦九
横七
寸

裏

官 職	氏 名
-----	-----

(四) 輸出水産物取締法第二條ノ規定ニ依ル鮪類水産物製造取締ノ件

昭和九年九月五日
農林省令第二十四號

當分ノ内左ニ掲グル魚類ヲ原料トスル水産物製造ハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ新規製品ノ試製其ノ他特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 ビンナガマダロ

林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 割當量證明書及其ノ謄本

二 檢査證明書

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第二條 査證ハ前條ノ規定ニ依リ提出シタル割當量證明書ノ表面ニ様式第二號及第三號ニ依ル印章ヲ捺捺シテ之ヲ行フ

第三條 査證ヲ受ケタル割當量證明書其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ不用ト爲リタルトキハ査證ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出デ印章ノ抹消ヲ受クベシ

第四條 不正ノ手段ニ依リ査證ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントシタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ昭和九年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

様式

第一號

鮪類水産物製造取締申請書

- 二 キハダマダロ
 - 三 マダロ
 - 四 メバチ
 - 五 カツラ(ソウダガツラ及スヂガツラヲ含ム)
- 前項ニ掲グル魚類ノ學名、方言、別名ニシテ必要ナルモノハ之ヲ告示ス

附則

本令ハ昭和九年九月十日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 鮪類水産物製造取締法第七條ノ當該官吏臨檢ノ件

昭和九年十月十三日
農林省令第二十七號

第一條 鮪類水産物製造取締法第七條第一項及第二項ノ輸出ニ關シ農林大臣ノ査證ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ニ日本鮪類水産物製造業水産組合ノ發給シタル左ニ掲グル書類ヲ添附シ農

鮪類水産物製造取締申請規則

鮭鱒罐詰輸出查證規則

鮭鱒罐詰ノ佛蘭西ヘノ輸出ニ關シ別紙日本鮭鱒罐詰業水産組合ノ發給シタル割當量證明書ニ御査證相成度關係書類及左記手數料相添此段及申請候也

記

一金 圓 錢也

鮭鱒罐詰 函輸出查證手數料

年月日

住所

農林大臣 殿 氏 名(名稱)印

收入印紙貼付欄

備考

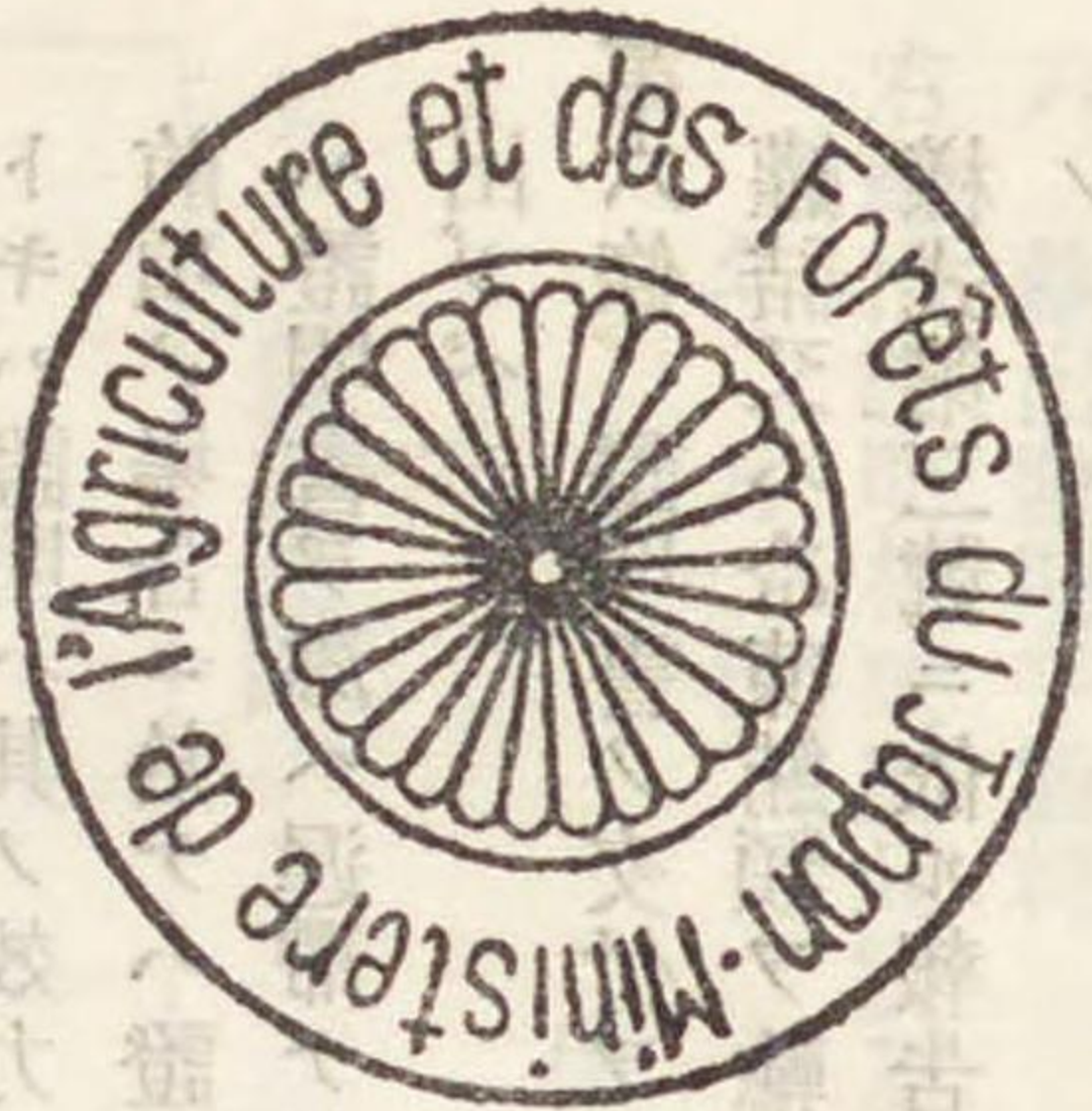
- 一 輸出查證手數料ニ相當スル金額ノ收入印紙ヲ收入印紙貼付欄ニ貼付スベシ但シ收入印紙ニハ消印ヲ押捺スベカラズ
- 二
- 三
- 四
- 五

備考 聯合マニ由スベシ

以テ査證ノ年月日ヲ表示スルモノトス

第三號

本則ノ施行ニ對シ農林大臣ニ對出スベシ



外圓

直徑 五〇糎

内圓

直徑 二・八糎

肉色

赤

鮭類油漬罐詰及冷凍鮭類輸出證明規則

第二號

Vu au Ministère de l'Agriculture et des Forêts du Japon. Tokyo, le — — —

六四

(六) 輸出水産物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル鮭類油漬罐詰及冷凍鮭類輸出證明規則

類輸出證明規則

昭和九年十月十三日 農林省令第二十八號

鮭類油漬罐詰及冷凍鮭類輸出證明規則

第一條 本則ニ於テ鮭類油漬罐詰ト稱スルハ輸出

水産物検査規則第二條第二項ニ規定スル鮭類油

漬罐詰ヲ謂ヒ冷凍鮭類ト稱スルハ同條第三項ニ

規定スル冷凍鮭類ヲ謂フ

本則ニ於テ輸出ト稱スルハ保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ムモノトス

第二條 鮭類油漬罐詰又ハ冷凍鮭類ノ製造、加

工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者鮭類油漬罐詰又

ハ冷凍鮭類ヲ亞米利加合衆國又ハ加奈陀ニ輸出

セントスルトキハ當分ノ内本則ノ規定ニ依リ農

林大臣ノ證明ヲ受クベシ

第三條 前條ノ證明ヲ受ケントスル者ハ荷口毎ニ

様式第一號ニ依ル申請書ニ輸出水産物検査規則

六五

ノ定ムル所ニ依リ検査ニ合格シタルコトヲ證スル書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
前項ノ書類ノ外農林大臣ノ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 農林大臣第二條ノ證明ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依ル證明書ヲ交付ス

第五條 證明書ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ證明ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ證明書ノ交付ヲ受ケタル者ハ證明書ヲ添へ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第六條 證明書ノ交付ヲ受ケタル者當該鮪類油漬罐詰又ハ冷凍鮪類ヲ輸出シタルトキハ遲滞ナク様式第三號ニ依ル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第七條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ鮪類油漬罐詰ニ在リテハ日本鮪類罐詰業水産組合ヲ、冷凍鮪類ニ在リテハ日本輸出冷凍鮪水産組合ヲ經由スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ證明ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者

二 第五條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者

三 第六條ノ規定ニ依ル報告書ノ提出ヲ怠リタル者

第九條 本則ノ規定ハ鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

農林大臣前項ノ規定ニ依リ鮪類罐詰ノ種類ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

附 則

本令ハ昭和九年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

様式

第一號

鮪類油漬罐詰(冷凍鮪類)輸出證明申請書
一 生産者

二 品種及等級別數量

三 輸出港及陸揚港

四 仕向地 亞米利加合衆國(加奈陀)

五 輸出ノ時期

六 輸出證明手數料 圓 錢

右輸出證明相成度此段及申請候也

年 月 日

住所

氏 名(名稱)印

農林大臣

殿

收入印紙貼付欄

備考

輸出證明手數料ニ相當スル金額ノ收入印紙ヲ收入印紙貼付欄ニ貼付スベシ但シ收入印紙ニハ消印ヲ押捺スベカラズ

第二號

證明番號何第 號

鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則

鮪類油漬罐詰(冷凍鮪類)輸出證明書

一 輸出證明申請者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 品種及等級別數量

三 輸出港及陸揚港

四 仕向地

五 輸出ノ時期

右鮪類油漬罐詰(冷凍鮪類)ヲ輸出スルコトヲ證明ス

年 月 日

農林大臣

第三號

鮪類油漬罐詰(冷凍鮪類)輸出報告書

一 證明年月日及證明番號

二 品種及等級別數量

三 輸出港及陸揚港

四 仕向地

五 輸出ノ年月日

六 積載船舶名

右輸出候條此段及報告候也

昭和十一年九月九日

住所

氏名(名稱)印

農林大臣

殿

(七) 輸出水産物検閲規則

第一條 本則ニ於テ輸出水産物ト稱スルハ輸出水産物取縮法第一條ノ輸出水産物及輸出水産物取縮法第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ヒ輸出スル輸出水産物ヲ謂フ

第二條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者輸出水産物ヲ輸出(保税地域ヨリ

外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ)セントスルトキハ其ノ輸出水産物が輸出水産物取縮法第一條ノ規定又ハ同法第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付税關ノ検閲ヲ受クベシ但シ輸出水産物検査規則第十三條第一項ノ規定ニ該當スル場合又ハ郵便物ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前條ノ検閲ヲ受ケントスル者ハ輸出ノ申告ト同時ニ別記様式ニ依ル申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ税關ニ之ヲ提出スベシ

一、輸出水産物取縮法第一條ノ輸出水産物ニ付テハ輸出水産物検査規則ノ定ムル所ニ依リ検査ニ合格シタルコトヲ證スル書類但シ同條第一項但書ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ在リテハ農林大臣ノ輸出許可書、

二、輸出水産物検査規則第十五條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル場合ニ在リテハ同條ノ規定ニ依ル検査機關ノ認證アル検査證

附則 (省令第十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ル命令ニ從ヒ輸出スル輸出水産物ニ付テハ當該命令ニ從ヒ輸出スルモノナルコトヲ證スル書類

前項ノ書類ノ外税關ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四條 前條ノ申請ヲ爲シタル者ハ當該官吏ノ指揮ニ從ヒ検閲ヲ受クベキ物ハ受ケタル物ノ運搬、荷造、荷解其ノ他ノ處置ヲ爲スベシ

第五條 輸出水産物ノ検閲ヲ了シタルトキハ第三條第一項ノ申請書及輸出ノ免狀ニ其ノ旨ヲ表示スベシ

第六條 不正ノ手段ニ依リ検閲ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントシタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則 (省令第二十四號)

本令ハ昭和十一年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ規定ハ本令施行前ニ輸出水産物ノ輸出ニ付關稅法第三十一條ノ免許ヲ受ケタル者ガ其ノ輸出水産物ノ輸出ヲ爲サントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

輸出水産物検閲規則

輸出水産物検閲規則

一〇

積載船名

出港豫定年月日

輸出水産物検閲申請書

申請番号
輸出ノ申請番号
受付年月日

別記様式

仕向地	記號及番號	包装ノ種類及 筒數	品名	數量	價格	收入印紙貼付欄
					円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 印紙ハ消印 スベカラズ </div>
輸出水産物取締法ノ規定ニ從ヒ輸出スルコトヲ得ル事由						
生産者氏名						

(表)

申請者(輸出者)住所氏名印	總務部	検閲濟年月日
申請代理人住所氏名印		
申請年月日		
添附書類	枚	

申請心得

	<p>一、輸出水産物取締法ノ規定ニ從ヒ輸出スルコトヲ得ル事由欄ニハ</p> <p>(一) 輸出水産物検査規則ニ依ル輸出検査合格品ナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ検査證番號、検査年月日及検査機關ノ名稱ヲ附記スベシ</p> <p>(二) 輸出水産物取締法第一條第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ許可指令番號及許可年月日ヲ附記スベシ</p> <p>(三) 輸出水産物検査規則第十五條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ同條ノ規定ニ依リ農林大臣ニ於テ同則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムル検査ノ検査證番號、検査年月日、検査機關ノ名稱、認證年月日及認證シタル検査機關ノ名稱ヲ附記スベシ</p> <p>(四) 箱類油漬罐詰及冷凍箱輸出證明規則ニ依ルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ證明番號、證明年月日及陸揚港ヲ附記スベシ</p> <p>(五) 昭和十三年農林省令第十號ニ依リ輸出セントスルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ同令ニ規定スル水産組合ノ統制施設ニ依リテ輸出セララルモノナルコトヲ認證スル其ノ組合ノ印章ノ押捺ヲ受クベシ</p> <p>二、品名ノ欄ニハ品種及等級ヲ記載スベシ</p> <p>三、申請代理人ニ依リ申請スル場合ハ申請者本人ノ捺印ハ之ヲ要セズ</p>
--	---

(裏)

輸出水産物検閲規則

十一

(八) 輸出水産物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル種牡蠣ノ輸出統制ニ關スル件

昭和十三年四月四日
農林省令第十號
昭和十三年十一月二十九日
農林省令第四十四號改正

種牡蠣ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ハ農林大臣ノ指定スル水産組合ガ定款ノ定ムル所ニ依リ行フ種牡蠣ノ輸出ニ關スル統制施設ニ依ルニ非ザレバ種牡蠣ヲ輸出スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、告示

(一) 輸出水産物検査規則第二條ノ水産動物ノ學名、方言又ハ別名ノ件

輸出水産物検査規則第二條第二項ニ掲グル甲殻類

學名	方言又ハ別名
タラバガニ テイレシウス氏 チヤテイカ	タラガニ
アララガニ ブラント氏 アラス	アラガニ、ロスケガニ
オホクリガニ ブラント氏 ツキ	ケガニ、スクモガニ
ズワイガニ ラスバイン氏 キオネセテス・オピリオ	オホガニ、ダイザガニ、マツバガニ
ハナサキガニ ブラント氏 パラリトードス・ブレビ	

輸出水産物検査規則第二條第二項及第三項ニ掲グル魚類

學名	方言又ハ別名
ビンナガマダロ ラセベード氏 ツンヌス・ゲルモ	ビンナガ、ビンチヨウ、トンボ、トンボシ
キハダマダロ テンミンク氏及シュレーゲル氏 ソヌス・マクロアテルス ネオツ	キハダ、キワダ、キワダマダロ、シビ、マシビ、ハツ、イトシビ、ゲスナガ、キンビ

水産動物ノ學名、方言又ハ別名

昭和九年五月十日
農林省告示第百六十九號
昭和十一年三月二十八日
農林省告示第八十三號改正

マ	グ	ロ	テンミンク氏及シュレーゲル氏 —— ツンヌ ス・オリエンタリス	ホンマグロ、メヂ、ゴトウシビ、クロシビ
メ	バ	チ	テンミンク氏及シュレーゲル氏 —— バラツ ンヌス・シビ	バチ、ダルマシビ、ヒラシビ、メプト
カツヲ	カ	ツ	レツソン氏 —— カツオヌス・ウアガンス	マシダラ、マガツヲ、カツ、カツウ、
	ソ	ウ	ラセペード氏 —— オウキス・タザード	ソウダ、メヂカ
	ス	ジ	ガツヲ テンミンク氏及シュレーゲル氏 —— サルダ オリエンタリス	キツネ、キツネガツヲ、ハガツヲ、サバガ ツヲ、トホザン
サ	サ	バ	ウツツン氏 —— スコムバー・ジャボニクス	ホンサバ、ヒラサバ
	ゴ	マ	ブリーカー氏 —— スコムバー・タペイノセ フアルス	ゴマサバ、マルサバ
ブ	リ		テンミンク氏及シュレーゲル氏 —— セリオ ラ・クインケラディアータ	セグロ、イナダ、ヤヅウ、アヲ、ワラサ、 ハナシロ、ラギ、メジロ、ドタバブリ

輸出水産物検査規則第二條第四項ニ掲グル魚類

ベ	ニ	ザ	ケ	ワルバウム氏 —— オンコリンカス・ネルカ	ベニサケ、ベニマス
ギ	ン	ザ	ケ	ワルバウム氏 —— オンコリンカス・キズツチ	ギンサケ、ケヂ、ギンマス
マ	ス	ノ	ス	ケ ワルバウム氏 —— オンコリンカス・チャウ イツチャ	スケ
サ	ケ			ワルバウム氏 —— オンコリンカス・ケタ	シヤケ、アキアヂ、トキシラズ

輸出水産物検査規則第二條第五項ニ掲グル魚類

マ	ス	カラ	フト	マス ワルバウム氏 —— オンコリンカス・ゴルブウ シヤ	マス、セツパリマス、ホンマス、アヲマス
マ	ス	ブレ	ポ	ート氏 —— オンコリンカス・マソウ	ホンマス、サクラマス
マ	イ	ワ	シ	テンミンク氏及シュレーゲル氏 —— サルダ ナ・メラノステイクタ	イワシ、ナナツボシ、ヒラゴ、モロクチ、 オホイワシ、ヒラメイワシ
ウ	ル	メイ	ワ	シ テンミンク氏及シュレーゲル氏 —— エトル メウス・ミクロプス	オホメイワシ、ドンボ、ミギライワシ
ニ	シ	ン		キユビイエ氏及バレンシエヌ氏 —— クル ペア・パラシイ	カド、バカイワシ、コニシン

(二) 輸出水産物罐詰製造業許可規則第二條ニ掲グル水産動物ノ學名、方言又ハ別名ノ件

昭和十四年一月十日
農林省告示第一號

輸出水産物罐詰製造業許可規則第二條第一項ニ掲グル甲殻類

タ	ラ	バ	ガ	ニ	テイレシウス氏 —— パラリトードス・カム チャテイカ	タラガニ
ア	ブ	ラ	ガ	ニ	ブラント氏 —— パラリトードス・プラテイ ブス	アヲガニ、ロスケガニ

魚類ノ學名、方言又ハ別名



魚類ノ學名、方言又ハ別名

オホクリガニ	ブラント氏	エリマクルス・アイゼンベツキ	ケガニ、スクモガニ
ズワイガニ	ラスバーン氏	キオネセテス・オピリオ	オホガニ、ダイザガニ、マツバガニ
ハナサキガニ	ブラント氏	パトリトードス・ブレビベス	

輸出水産物罐詰製造業許可規則第二條第二項ニ掲グル魚類

學名	名	方言又ハ別名
ベニザケ	ワルバウム氏 オンコリンカス・ネルカ	ベニサケ、ベニマス
ギンザケ	ワルバウム氏 オンコリンカス・キズツチ	ギンサケ、ケヂ、ギンマス
マスノスケ	ワルバウム氏 オンコリンカス・チャウイツチャ	スケ
サケ	ワルバウム氏 オンコリンカス・ケタ	シヤケ、アキアジ、トキシラズ
カラフトマス	ワルバウム氏 オンコリンカス・コルブウシヤ	マス、セツバリマス、ホンマス、アヲマス
マス	ブレボート氏 オンコリンカス・マソウ	ホンマス、サクラマス

輸出水産物罐詰製造業許可規則第二條第三項ニ掲グル魚類

學名	名	方言又ハ別名
ピンナガマゴロ	ラセペード氏 ツンヌス・ゲルモ	ピンナガ、ピンチヨウ、トンボ、トンボシビ、カンダラウ

輸出水産物罐詰製造業許可規則第二條第四項ニ掲グル魚類

學名	名	方言又ハ別名
キハダマゴロ	テンミンク氏及シユレーゲル氏 ンヌス・マクロアテルス	キハダ、キワダ、キワダマゴロ、シビ、マシビ、ハツ、イトシビ、ゲスナガ、キンビレ、ハシビ
マゴロ	テンミンク氏及シユレーゲル氏 ス・オリエンタリス	ホンマゴロ、メヂ、ゴトウシビ、クロシビ
メバチ	テンミンク氏及シユレーゲル氏 ンヌス・シビ	バチ、ダルマシビ、ヒラシビ、メプト
カツヲ	レッツソン氏 カツオヌス・ヴァガンス	マンダラ、マガツヲ、カツ、カツウ
カツヲソウダカツヲ	ラセペード氏 オウキス・タザード	ソウダ、メヂカ
スズガツヲ	テンミンク氏及シユレーゲル氏 オリエンタリス	キツネ、キツネガツヲ、ハガツヲ、サバガツヲ、トホザン
サバ	ウツソン氏 スコムバー・ジャポニクス	ホンサバ、ヒラサバ
ゴマサバ	ブリーカー氏 スコムバー・タペイノセ	ゴマサバ、マルサバ
マイワシ	テンミンク氏及シユレーゲル氏 ナ・メラノステイクタ	イワシ、ナナツボシ、ヒラゴ、モロクチ、オホイワシ、ヒラメイワシ
ウルメイワシ	テンミンク氏及シユレーゲル氏 メウス・ミククロプス	オホメイワシ、ドンボ、ミギライワシ

魚類ノ學名、方言又ハ別名

(三) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮪類罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和九年五月十七日
農林省告示第百七十八號
昭和九年十月九日
農林省告示第百零四號改正
昭和十年七月九日
農林省告示第百七十八號改正

日本鮪類罐詰業水産組合横濱検査所

神奈川縣横濱市神奈川區表高島町四番地

日本鮪類罐詰業水産組合清水検査所

靜岡縣清水市日出町一丁目十番地

日本鮪類罐詰業水産組合神戸検査所(鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)

兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十六番屋敷

日本鮪類罐詰業水産組合函館検査所(鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)

北海道函館市海岸町六十一番地

日本鮪類罐詰業水産組合青森検査所(鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)

青森縣青森市安方町百九十二番地

日本鮪類罐詰業水産組合下關検査所(鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)

山口縣下關市岬之町四十五番地

詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)

青森縣青森市安方町百九十二番地

日本鮪類罐詰業水産組合下關検査所(鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)

山口縣下關市岬之町四十五番地

(四) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本蟹罐詰業水産組合聯合會ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和九年五月十八日
農林省告示第百七十九號
昭和十年四月二十四日
農林省告示第百三十五號改正
昭和十一年一月十六日
農林省告示第九號改正
昭和十四年二月二日
農林省告示第三十九號改正

朝日製氷冷蔵株式會社冷蔵庫

東京府東京市深川區古石場四丁目二十一番地

日本食料工業株式會社冷蔵庫

東京府東京市本所區業平橋一丁目二番地ノ一

篠崎將次冷蔵庫

東京府東京市京橋區小田原町三丁目四番地

東京冷蔵株式會社冷蔵庫

東京府東京市京橋區明石町七番地ノ一

日本食料工業株式會社冷蔵庫

東京府東京市神田區三崎町二丁目五番地

東京市中央卸賣市場築地本場冷蔵庫

東京府東京市京橋區築地五丁目一番地

日本食料工業株式會社冷蔵庫

東京府東京市京橋區明石町十番地

日本食料工業株式會社冷蔵庫

東京府東京市芝區竹芝町八番地

日魯漁業株式會社冷蔵庫

東京府東京市芝區芝浦町一丁目二番地

東神冷蔵製氷株式會社冷蔵庫

日本蟹罐詰業水産組合聯合會横濱検査所
神奈川縣横濱市中區北仲通二丁目十七番地
日本蟹罐詰業水産組合聯合會神戸検査出張所
兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十五番屋敷
日本蟹罐詰業水産組合聯合會函館検査出張所
北海道函館市仲濱町十八番地

(六) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮪類罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

(五) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本輸出冷凍鮪水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和九年五月十八日
農林省告示第百八十號
昭和九年五月二十五日
農林省告示第百九十四號改正
昭和十年三月六日
農林省告示第百八十號改正
昭和十一年三月二十八日
農林省告示第百八十四號改正

検査場所

検査場所

神奈川縣横濱市中區山下町百十三番地
横濱市中央卸賣市場冷蔵庫
神奈川縣横濱市神奈川區山内町三丁目一番地
川西倉庫株式會社冷蔵庫
兵庫縣神戸市神戸區新港町税關構内
日本食料工業株式會社冷蔵庫
静岡縣清水市入船町三丁目百十五番地

(六) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮭鱒罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和十一年三月二十八日
農林省告示第八十五號
昭和十二年六月二十八日
農林省告示第二百十二號改正
昭和十三年六月二十三日
農林省告示第二百二十七號改正

日本輸出鮭罐詰業水産組合函館検査所
北海道函館市海岸町六十一番地
日本輸出鮭罐詰業水産組合青森検査所
青森縣青森市安方町百九十二番地
日本輸出鮭罐詰業水産組合東京検査所
東京府東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地
日本輸出鮭罐詰業水産組合横濱検査所
神奈川縣横濱市中區海岸通二丁目四番地
日本輸出鮭罐詰業水産組合清水検査所
静岡縣清水市日出町一丁目十番地
日本輸出鮭罐詰業水産組合神戸検査所
兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十六番屋敷
日本輸出鮭罐詰業水産組合下關検査所
山口縣下關市岬之町四十五番地
日本輸出鮭罐詰業水産組合長崎検査所
長崎縣長崎市千馬町三丁目五番地

検査場所

日本鮭鱒罐詰業水産組合函館検査所
北海道函館市船場町二十二番地
日本鮭鱒罐詰業水産組合青森検査所
青森縣青森市濱町百十三番地
日本鮭鱒罐詰業水産組合東京検査所
東京府東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地
日本鮭鱒罐詰業水産組合横濱検査所
神奈川縣横濱市中區海岸通二丁目四番地
日本鮭鱒罐詰業水産組合大阪検査所
大阪府大阪市北區樋上町八番地

(七) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本輸出鮭鱒罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和十一年三月二十八日
農林省告示第八十六號
昭和十二年二月二十三日
農林省告示第六十七號改正

(八) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本フィッシュミール水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和十一年三月二十八日
農林省告示第八十七號
昭和十二年四月五日
農林省告示第一百十二號改正
昭和十二年八月十七日
農林省告示第二百七十六號改正

日本フィッシュミール水産組合小樽検査所
北海道小樽市色内町六丁目三十八番地
日本フィッシュミール水産組合釧路検査所
北海道釧路市大川町八番地
日本フィッシュミール水産組合小樽検査所室蘭支所
北海道室蘭市本町八十七番地
日本フィッシュミール水産組合函館検査所
北海道函館市船場町二十二番地

朝鮮樺太ニ於テ施行スル検査

- 日本フイツシユミール水産組合東京検査所
- 東京府東京市赤坂區溜池町一番地
- 日本フイツシユミール水産組合横濱検査所
- 神奈川県横濱市中區海岸通二丁目四番地
- 日本フイツシユミール水産組合四日市検査所
- 三重縣四日市市藏町三千三百四十八番地
- 日本フイツシユミール水産組合神戸検査所
- 兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十六番屋敷
- 日本フイツシユミール水産組合下關検査所
- 山口縣下關市岬之町四十五番地

(九) 輸出水産物検査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件

昭和九年六月十四日
農林省告示第二百十八號

蟹罐詰ニ付水産製品検査規則(朝鮮總督府令)ニ依リ行フ検査ニシテ輸出ノ合格又ハ不合格ノ決定ヲ爲スモノ

(十) 輸出水産物検査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件

昭和十一年三月五日
農林省告示第五十五號

蟹罐詰ニ付輸出水産物検査規則(樺太廳令)ニ依リ行フ検査ニシテ輸出ノ合格又ハ不合格ノ決定ヲ爲スモノ

(八) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依リ日本ニ於テ輸出スル水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件

(七) 輸出水産物検査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件

昭和十一年九月二十八日
農林省告示第三百二十九號

鯖水煮罐詰及鯖味付罐詰並ニ鰯トマト漬罐詰ニ付水産製品検査規則(朝鮮總督府令)ニ依リ行フ検査ニシテ輸出ノ合格又ハ不合格ノ決定ヲ爲スモノ

品名	検査所	検査規則	同等検査規則
鯖水煮罐詰	日本フイツシユミール水産組合東京検査所	日本フイツシユミール水産組合東京検査所	日本フイツシユミール水産組合東京検査所
鯖味付罐詰	日本フイツシユミール水産組合東京検査所	日本フイツシユミール水産組合東京検査所	日本フイツシユミール水産組合東京検査所
鰯トマト漬罐詰	日本フイツシユミール水産組合東京検査所	日本フイツシユミール水産組合東京検査所	日本フイツシユミール水産組合東京検査所

(三) 朝鮮樺太ニ於テ施行スル検査

朝鮮樺太ニ於テ施行スル検査

(三) 昭和九年農林省令第二十四號ノ魚類ノ學名、方言又ハ別名ノ件

昭和九年九月五日
農林省告示第三百十九號

學	名	方言 又 ハ 別 名
ビンナガマゲロ	ラセベード氏——ツンヌス・ゲルモ	ビンナガ、ビンチヨウ、トンボ、トンボシビ、カンタラウ
キハダマゲロ	テンミンク氏及シュレーゲル氏——ネオツ ンヌス・マクロプテルス	キハダ、キワダ、キワダマゲロ、シビ、マシビ、ハツ、イトシビ、ゲスナガ、キンビレ、ハシビ
マゲロ	テンミンク氏及シュレーゲル氏——ツンヌ ス・オリエンタリス	ホンマゲロ、メヂ、ゴトウシビ、クロシビ
メバチ	テンミンク氏及シュレーゲル氏——パラツ ンヌス・シビ	バチ、ダルマシビ、ヒラシビ、メブト
カツヲ	カツオヌス・ヴァガンス レツソン氏——カツオヌス・ヴァガンス	マンダラ、マガツヲ、カツ、カツウ ソウダ、メヂカ
ソウダカツヲ	ラセベード氏——オウキス・タザード	ソウダ、メヂカ
スヂガツヲ	テンミンク氏及シュレーゲル氏——サルダ オリエンタリス	キツネ、キツネガツヲ、ハガツヲ、サバガ ツヲ、トホザン

本省對魚類ノ學名、別名又ハ方言ノ件
農林省告示第三百七十五號
昭和十三年六月三十日
農林省告示第二百三十一號改正

(三) 輸出水産物輸出査證及輸出證明手
數料令第一條及第二條ノ罐詰一函
ノ件

昭和九年十月十三日
農林省告示第三百七十五號
昭和十三年六月三十日
農林省告示第二百三十一號改正

輸出水産物輸出査證及輸出證明手數料令第一條及
第二條ノ罐詰一函ハ左ニ掲グル方法ニ依リテ計算ス

鮭鱒罐詰

一函ノ内容罐數四分ノ一封度罐又ハ
半封度罐ニ在リテハ九十六以下ノ場
合及一封度罐ニ在リテハ四十八以下
ノ場合ハ之ヲ一函トシテ計算ス
一函ノ内容罐數四分ノ一封度罐又ハ
半封度罐ニ在リテハ九十七以上ノ場
合ハ九十六又ハ其ノ端數每ニ、一封
度罐ニ在リテハ四十九以上ノ場合ニ
在リテハ四十八又ハ其ノ端數每ニ之
ヲ一函トシテ計算ス

鯖類罐詰

一函ノ内容罐數三五オンス罐、七オ
ンス罐、十三オンス罐、一封度平罐

朝鮮ニ於テ施行スル検査

又ハ一封度鮭鱒罐ニ在リテハ四十八
以下ノ場合、半封度平罐ニ在リテハ
九十六以下ノ場合、角罐ニ在リテハ
百以下ノ場合、楕圓罐ニ在リテハ四
十八以下ノ場合及ツナキ口罐以上
ノ大型罐ニ在リテハ二十四以下ノ場
合ハ之ヲ一函トシテ計算ス

一函ノ内容罐數三五オンス罐、七オ
ンス罐、十三オンス罐、一封平罐又
ハ一封度鮭鱒罐ニ在リテハ四十九以
上ノ場合ハ、四十八又ハ其ノ端數每
ニ、半封度平罐ニ在リテハ九十七
以上ノ場合ハ九十六又ハ其ノ端數每
ニ、角罐ニ在リテハ百一以上ノ場合
ハ百又ハ其ノ端數每ニ、楕圓罐ニ在
リテハ四十九以上ノ場合ハ四十八又
ハ其ノ端數每ニ、ツナキ口罐以上
ノ大型罐ニ在リテハ二十五以上ノ場
合ハ二十四又ハ其ノ端數每ニ之ヲ一
函トシテ計算ス

(四) 鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則第九條第一項ノ規定ニ依ル鮪類
油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ノ種類ノ件

昭和九年十月十三日
農林省告示第三百七十六號

鮪類水煮罐詰、ビンナガマガロ、キハダマガロ、マガロ、メバチ又ハカツヲ(ソウダガツヲ及スヂガツヲヲ含ム)ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰
前項ニ掲グル魚類ノ學名、方言又ハ別名左ノ如シ

學	名	方言又ハ別名
ビンナガマガロ	ラセペード氏——ツンヌス・ゲルモ	ビンナガ、ビンチヨウ、トシボ、トシボシ、カンタラウ
キハダマガロ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——ネオツ ンヌス・マクロブテルス	キハダ、キワダ、キワダマガロ、シビ、マシビ、ハツ、イトシビ、ゲスナガ、キンビレ、ハシビ
マダゲロ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——ツンヌ ス・オリエンタリス	ホンマガロ、メヂ、ゴトウシビ、クロシビ
メバチ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——パラツ ンヌス・シビ	バチ、ダルマシビ、ヒラシビ、メプト
カツヲ	レッソソソ氏——カツオヌス・ヴァガソス ラセペード氏——オウキス・タザード	マシダラ、マガツヲ、カツ、カツウ
ソウダガツヲ	ラセペード氏——オウキス・タザード	メウダ、メヂカ
スヂガツヲ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——サルダ オリエンタリス	キツネ、キツネガツヲ、ハガツヲ、サバガツヲ、トホザン

五、朝鮮ニ於ケル關係法令

正
朝鮮水産製品検査規則

(一) 水産製品検査規則

大正七年五月二十一日

朝鮮總督府令第五十六號

昭和九年六月第六十四號

同十一年一月第七號

同十一年三月第十八號

同十一年十一月第十四號

同十二年十二月第二十一號

同十二年四月第四十三號

同十三年四月第七十二號

同十三年四月第七十三號改正

第一條 本令ニ於テ水産製品ト稱スルハ左ノ食用

乾製品、食用罐詰品、食用鹽藏品、肥料、海藻

魚油及魚粉ヲ謂フ

食用乾製品

海參、鱧鱈、乾蝦、乾玉筋魚、鰻、乾鱈、乾

鮑、乾牡蠣、淡菜、乾蛭、乾竹蛭、乾北寄貝、

乾鳥貝、乾貝柱、乾海苔(在來式製品ヲ除ク)

食用罐詰品

鮑罐詰、鯖罐詰、鱈罐詰、蝦罐詰、蟹罐詰、

朝鮮水産製品検査規則

貝柱罐詰、北寄貝罐詰、鰻罐詰、鱈罐詰、

鯛トマト漬罐詰

食用鹽藏品

肥料

鰹搾粕、鯨搾粕、太刀魚搾粕、鱈荒粕、干鮓、

干鰯、干鯨、鯨卵、其ノ他ノ水産肥料

海苔、海藻

石花菜、海蘿、銀杏草、櫻草、小凝草、礫草、

於期菜

魚油

魚粉

鰹魚粉(食料ニ供スルモノヲ除キ鯨其ノ他ノ

魚類ヲ混入シ原料ト爲シタルモノヲ含ム)

第二條 營利ノ目的ヲ以テ水産製品ヲ輸出又ハ移

出セントスル者ハ本令ニ依リ朝鮮總督府水産製

品検査所(以下單ニ検査所ト稱ス)ノ検査ヲ受ク

ベシ

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クベキ場合ニ於テ鰯油、鰯搾粕、鰯魚粉、蟹罐詰又ハ鰯トマト漬罐詰ニ付テハ其ノ製造ヲ爲ス者ノ組織スル水産組合(以下單ニ水産組合ト稱ス)若ハ漁業組合聯合會ニ販賣ヲ委託シタルモノ又ハ水産組合若ハ漁業組合聯合會ヨリ買受ケタルモノニ限り検査ヲ請求スルコトヲ得

包装ヲ爲サザル鰯油ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外朝鮮總督府水産製品検査所長(以下單ニ検査所長ト稱ス)ノ許可ヲ受ケ設置シタル貯油槽ニ收容シタルモノニ限り第一項ノ検査ヲ請求スルコトヲ得

第三條

特別ノ事由アル場合ニ於テ検査ヲ受ケントスル者ノ請求アルトキハ現品所在地ニ就キ検査ヲ行フコトヲ得

第四條 検査ヲ受ケントスル者ハ水産製品ノ品

シテ検査所長ニ差出スベシ

第五條 検査ヲ受ケントスル者ハ左ノ検査手数料

ヲ納ムベシ

包装ヲ爲シタルモノ

一 鰯油 石油罐入

一箇 三錢

石油罐二箇箱入

同 六錢

ドラム罐又ハ洋樽入 同 三十錢

二 皮附蝦(特別小箱入)、乾海苔(小包郵便ト爲スモノ)、海參(同上)、乾蝦(同上)、乾鮑

(同上)、淡菜(同上)、乾鳥貝(同上)、乾貝柱

(同上)、鯖罐詰、肥料(鰯搾粕吹入ニ限ルヲ除ク)及鰯魚粉

一箇ニ付 五錢

三 乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノ

(第十四條ノ二第一項但書ノ規定ニ該當スルモノヲ除ク)、鰯トマト漬罐詰及鰯搾粕

(吹入ニ限ル)

一箇ニ付 二錢

四 鹽鰯

一箇ニ付 二錢

五 前各號ニ該當セザルモノ

一箇ニ付 十錢

包装ヲ爲サザルモノ

朝鮮水産製品検査規則

名、箇數、數量、價格、生産地、仕向地及製造人ノ氏名、住所(法人ニ在リテハ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)並ニ道ノ検査ニ合格シタルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ記載シタル第一號様式ノ検査請求書ヲ検査所ノ支所又ハ出張所(以下單ニ支所又ハ出張所ト稱ス)ニ差出スベシ

検査ヲ受ケントスル者代理人ナルトキハ検査請求書ニ其ノ權限ヲ證スル書類ヲ添附スベシ

鰯油、鰯搾粕、鰯魚粉、蟹罐詰又ハ鰯トマト漬罐詰ニ付検査ヲ受ケントスルトキハ其ノ検査請求品ガ第二條第二項ノ規定ニ該當スルモノタルコトヲ證スル書面ヲ提出スベシ但シ検査所ニ於テ水産組合又ハ漁業組合聯合會ノ受託販賣ニ係ルモノナルコトヲ認定スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二條第三項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ貯油槽

ノ設置場所及構造並ニ一年間ノ検査請求見込數量ヲ記載シタル申請書ヲ支所又ハ出張所ヲ經由

一 鰯油 一噸又ハ其ノ端數ニ付 一圓八十錢

包装ヲ爲サザル鰯油ニシテ合格品ノミヲ混合シタルモノナルコトヲ検査所ニ於テ認定シタルモノノ検査手数料ハ一噸又ハ其ノ端數ニ付十錢トス

検査手数料ハ收入印紙ヲ検査請求書ニ貼附シ納ムベシ

第五條ノ二 前條第二項ノ認定ヲ受ケントスル者

ハ第三號様式ノ認定請求書ヲ支所又ハ出張所ニ

差出シ混合ニ付検査官吏ノ認定ヲ求ムベシ

第六條 検査ハ品質、結束、重量、製罐、粉末程

度、容量、包装並第八條及第九條ノ規定ニ依リ

表示スベキ事項ニ付之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定ム

第七條 検査ノ標準ハ品質、結束、重量、製罐及

粉末程度ニ付テハ第一號表ニ、容量及包装ニ付

テハ第二號表ニ依ル但シ容量及包装ニ付テハ特

別ノ事由アル場合ニ限り朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ

右ノ標準ニ依ラザルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ

検査所ヲ經由シテ之ヲ申請スベシ

第八條 検査ヲ受ケントスル食用罐詰品ノ罐蓋ニ

ハ朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則ニ依ル營業許可ノ番號ヲ打出シ又ハ印刷シ罐又ハ罐ノ票紙ニハ内容物ノ品名及正味量ヲ表示スベシ

蟹罐詰ノ罐蓋ニハタラバ蟹、毛蟹又ハズワイ蟹ノ種別ヲ第四號様式ニ依リ打出シ又ハ印刷シ且

タラバ蟹ノ崩肉罐詰ニ在リテハ直徑三ミリメートル以上ノ突起ヲ打出スベシ

第九條 検査ヲ受ケントスル水産製品(魚油及魚粉ヲ除ク)ノ包装ニハ其ノ品名及原産地名ヲ表示スベシ

前項ノ外乾海苔ニ在リテハ一箱ノ枚數及判ノ種類ヲ、食用罐詰品ニ在リテハ一箱ノ罐數及一罐ノ内容物ノ正味量ヲ表示シ尙タラバ蟹ノ崩肉罐詰ニ在リテハ崩肉タルコトヲ示スベキ文字ヲ、

輸出向鯖ノ味附罐詰ニ在リテハ製造方法又ハ調味方法ヲ、輸出向鯖ノ水煮罐詰ニ在リテハ

BOILEDナル文字ヲ表示スベシ

製造人トシテ表示スル者ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ製造人ト看做ス

第十條 第七條ニ規定スル標準ニ適合セズ又ハ第八條若ハ第九條ノ規定ニ違反スル者ハ不合格トシテ輸出合格品ハ移出合格品トス

不合格品ハ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ

タラバ蟹ノ崩肉罐詰ノB級合格品並ニ毛蟹罐詰及ズワイ蟹罐詰ノB級合格品ハ滿洲國及中華民國以外ニ輸出スルコトヲ得ズ

第十一條 合格品ニハ等級ヲ附ス但シ海參、乾鮑、乾玉筋魚、乾鱈(無頭開鱈ニ限ル)、乾牡蠣及淡菜ニ在リテハ其ノ形態ニ依リ、鮑罐詰及蠔螺罐詰ニ在リテハ其ノ内容物ノ形態ニ依リ大中小ニ區別シテ等級ヲ附ス

等級ノ標準ハ第三號表ニ依ル

乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノニ付テハ第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ磨滅、汚損

其ノ他ノ事由ニ因リ道ノ検査ニ於テ附シタル検査證印、等級證印、封印若ハ大小別ノ表示ノ識

朝鮮水産製品検査規則

九三

検査ヲ受ケントスル魚油ニシテ石油罐入ノモノニ在リテハ其ノ口金ニ品名、原産地名及製造人ノ氏名(法人ニ在リテハ名稱以下同ジ)又ハ一定ノ記號ヲ表示シ、其ノ他ノ包装ヲ爲シタルモノニ在リテハ一定ノ紙票ニ品名、原産地名及製造人ノ氏名又ハ一定ノ記號ヲ表示シ之ヲ其ノ包装ニ附スベシ

検査ヲ受ケントスル魚粉ニハ其ノ包装外側ニ品名、製造人ノ記號及重量(容量及ハ風袋込重量ナルコトヲ明示スルコト)ヲ表示シ又ハ品名、製造人ノ記號及重量(容量及ハ風袋込重量ナルコトヲ明示スルコト)ヲ表示シタル紙票ヲ其ノ包装ニ附スベシ

第九條ノ二 第八條並ニ前條第一項及第二項ノ表示ハ特別ノ事由アル場合ニ限り朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ之ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ検査所ヲ經由シテ之ヲ申請スベシ

第九條ノ三 他人ノ製造シタル水産製品ニ自己ヲ別シ難キニ至リタルモノ又ハ道ノ検査(再検査ヲ除ク)後火入乾海苔ニ在リテハ六月、其ノ他ノ乾海苔ニ在リテハ二箇月ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 検査ハ請求ノ順序ニ從ヒ之ヲ行フ但シ第三條ノ規定ニ依ル検査ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 検査ハ包装及第九條ノ規定ニ依リ表示スベキ事項ニ付テハ包装一箇毎ニ之ヲ行フ

前項以外ノ事項ニ付テハ左ノ方法ニ依ル

一 食用乾製品、食用鹽藏品、肥料及海藻ニ在リテハ包装三十箇迄毎ニ三箇以上、魚油ニ在リテハ包装五十箇迄毎ニ五箇以上ノ割合ヲ以テ其ノ内容物ニ抽出検査ヲ行フ

二 食用罐詰品ニ在リテハ包装三十箇(罎トマト漬罐詰ニ限り包装六十箇)迄毎ニ三箇以上

朝鮮水産製品検査規則

九三

ノ割合ヲ以テ抽出シ其ノ包装ヲ開キ一罐毎ニ罐ノ外觀ニ付検査ヲ行ヒ更ニ包装三十箇(鰯トマト漬罐詰ニ限り包装六十箇)迄毎ニ一罐以上五罐以下ノ割合ヲ以テ其ノ抽出品ニ付罐ヲ開キ一罐毎ニ其ノ内容物ニ付検査ヲ行フ

三 魚粉ニ在リテハ包装五十箇迄毎ニ五箇以上ノ割合ヲ以テ其ノ内容物ニ付抽出検査ヲ行フ但シ品質ニ關スル事項中分析結果ニ付テハ抽出品ノ混合物ニ付検査ヲ行フ

第十四條 前條第二項ノ場合ニ於テ抽出品ノ全部ガ検査ノ標準ニ適合シ且第八條ノ規定ニ違反セザルトキハ検査請求品ノ全部ヲ検査ノ標準ニ適合シ且第八條ノ規定ニ違反スルモノト看做シ抽出品中検査ノ標準ニ適合セザルモノ又ハ第八條ノ規定ニ違反スルモノアルトキハ検査請求品ノ全部ヲ検査ノ標準ニ適合セザルモノ又ハ第八條ノ規定ニ違反スルモノト看做ス

合格品ニ附スベキ等級ハ前條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ行ヒタル抽出品中ノ最低位ノ等級ニ依

第十六條 合格品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ

- 一 包装ニ異状ヲ呈シタルモノ
 - 二 検査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證印、封印、検査票又ハ合格證ノ改竄若ハ破棄セラレタルモノ又ハ其ノ識別シ難キニ至リタルモノ
 - 三 検査(再検査ヲ除ク)後食用乾製品食用鹽藏品及魚油ニ在リテハ二月、魚粉ニ在リテハ三月、肥料ニ在リテハ四月、火入乾海苔、食用罐詰品及海藻ニ在リテハ六月ヲ經過シタルモノ
 - 四 道ノ検査ニ合格シタル乾海苔ニシテ其ノ検査後火入品ニ在リテハ六月、其ノ他ノモノニ在リテハ二月ヲ經過シタルモノ(第十四條ノ第二項但書ノ規定ニ該當スルモノニシテ検査所ノ検査ニ合格シタルモノ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタルモノヲ除ク)
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ

ル 前條第二項第三號但書ノ場合ニ於ケル分析結果ニ關スル合格不合格及等級ノ決定ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第十四條ノ二 乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノハ第十三條第二項ニ規定スル事項ニ付テハ検査ノ標準ニ適合シタルモノト看做ス但シ磨滅、汚損、其ノ他ノ事由ニ因リ道ノ検査ニ於テ附シタル検査證印、等級證印、封印若ハ大小別ノ表示ノ識別シ難キニ至リタルモノ又ハ道ノ検査(再検査ヲ除ク)後火入乾海苔ニ在リテハ六月、其ノ他ノ乾海苔ニ在リテハ二箇月ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノノ内容物ニ付検査所ニ於テ異状アリト認ムルトキハ第十三條第二項ニ規定スル事項ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ包装一箇毎ニ検査ヲ行フコトヲ得

第十五條 検査所ニ於テ合格品ノ内容物ニ付異状アリト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトヲ得

検査所ハ検査ヲ取消スコトヲ得

- 一 第十五條ノ規定ニ依リ再検査ヲ行ヒタル場合ニ於テ検査ノ標準ニ適合セザルトキ
 - 二 不正ノ手段ニ依リ検査ニ合格シタルトキ又ハ合格品ニ不正ノ手段ヲ施シタルトキ
- 第十八條 検査ヲ行ヒタル水産製品(鯖罐詰ノ輸合格品以外ノ食用罐詰品魚油及魚粉ノ合格品ヲ除ク)ニハ其ノ包装ニ検査證印ヲ押捺シ且合格品ニハ等級證印及大小別證印ヲ押捺シテ封印ヲ施ス但シ道ノ検査ニ合格シタル乾海苔ニ在リテハ第十一條第三項但書ノ規定ニ依リ等級ノ附スルモノヲ除クノ外等級證印ハ之ヲ押捺セズ
- 食用罐詰品(鯖罐詰ノ輸合格品ヲ除ク)ニシテ検査ニ合格シタルモノニハ其ノ包装ニ検査等級證印及封印ヲ押捺シ且タラバ蟹ノ崩肉以外ノモノノ罐詰ノフエヤ一合格品及等外品並ニタラバ蟹ノ崩肉罐詰ノB級合格品及等外品ニハ一罐毎ニ検査等級證印ヲ押捺ス
- 魚粉ニシテ検査ニ合格シタルモノニハ其ノ包装

ニ検査等級證印ヲ押捺シ封印ヲ施スハ
 蟹罐詰鯖罐詰及鯛トマト漬罐詰ノ輸出合格品並
 ニ鰯魚粉ニ付テハ合格證ヲ交付ス其ノ他ノ水産
 製品ノ合格品(タラバ蟹罐詰及鯖罐詰ノ移出合
 格品ヲ除ク)ニ付テハ検査請求人又ハ其ノ合格
 品ニ付直接利害ノ關係ヲ有スル者ノ請求ニ依リ
 合格證ヲ交付スルコトヲ得
 前項ノ合格證ハ請求ニ依リ分割シテ交付スルコ
 トヲ得

検査ニ合格シタル魚油ニシテ包装ヲ爲シタルモ
 ノニ付テハ其ノ包装ニ検査票ヲ附シテ封印ヲ施
 シ包装ヲ爲サザルモノニ付テハ貯油槽ヨリ採取
 シタル魚油ノ一部ヲ一定ノ容器ニ容レ其容器ニ
 検査票ヲ貼付シ貯油槽及容器ニ封印ヲ施ス
 第十五條ノ規定ニ依リ再検査ヲ行ヒ検査ノ標準
 ニ適合シタルモノニ付テハ其ノ包装(包装ヲ爲
 サザル魚油ニ在リテハ貯油槽及容器)ニ再検査
 ノ封印ヲ施ス
 第十六條ノ規定ニ依リ更ニ検査ヲ行ヒタルトキ

大小別證印、消印又ハ検査票ニ類似スル商標、
 記號其ノ他ノ標記ヲ附スルコトヲ得ズ
 第二十二條ノ二 商標紙ノ貼附又ハ貼替其ノ他已
 ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ検査官吏
 ノ指揮ニ從ヒ合格品ヲ開裝スルコトヲ得
 第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以
 下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス
 一 第二條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケズシテ水産
 製品ヲ輸出又ハ移出シタル者
 二 第十條第二項、第三項又ハ第十六條ノ規定
 八ニ違反シタル者
 三 不正ノ手段ニ依リ検査又ハ第五條第二項ノ
 認定ヲ受ケタル者
 四 検査済ノ水産製品又ハ其ノ容量、包装、檢
 査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證
 印、封印、検査票若ハ合格證ニ不正ノ手段ヲ
 施シタルモノ
 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第二十四條 再検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シタル
 朝鮮水産製品検査規則

ハ證印ニ消印ヲ押捺シ、合格證ヲ破棄若ハ相當
 訂正シ又ハ検査票ヲ破棄ス

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ取消シタ
 ル場合ニ之ヲ準用ス

前各項ノ證印、消印、封印、検査票及合格證ハ
 第二號様式ニ依ル

第十九條 前條ノ規定ニ依ル證印ヲ押捺シタル包
 裝材料ハ其ノ印影ヲ抹消スルニ非ザレバ更ニ水
 産製品ノ輸出又ハ移出ニ之ヲ使用スルコトヲ得
 ズ

第二十條 検査ヲ受ケントスル者ハ検査ニ立會ヒ
 且検査請求品ノ取扱ニ付テハ検査官吏ノ指揮ニ
 從フベシ

前項ノ規定ハ第十五條ノ規定ニ依リ再検査ノ場
 合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 検査ノ決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツ
 ルコトヲ得ズ

第二十二條 輸出又ハ移出セントスル水産製品ノ
 包装ニハ検査證印、等級證印、検査等級證印、

者又ハ第十九條、第二十條若ハ第二十二條ノ規
 定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ
 處ス

附 則

本令ハ大正七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(中 略)

本令ニ依リ検査スベキモノニシテ本令施行前輸出
 申告ヲ爲シタルモノハ本令ニ依リ検査請求書ヲ差
 出シタルモノト看做ス

附 則(昭和四年五月總令第四十四號)

本令施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム(昭和四年六月總
 令第五十六號ヲ以テ昭和四年七月一日ヨリ施行)

第一號表第二號中鮑ノ罐詰ニ關スル重量標準及蟹
 ノ罐詰ニ關スル製罐標準ハ昭和四年十二月三十一
 日迄ニ検査ヲ受クルモノニ付テハ仍從前ノ規定ニ
 依ルコトヲ得

附 則(昭和五年五月總令第四十二號)

本令ハ昭和五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第一號表第二號中蟹ノ罐詰ニ關スル重量標準ハ昭

和五年十月三十一日迄ニ検査ヲ受クルモノニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ルコトヲ得
 従前ノ規定ニ依ル検査請求書、検査票及認定請求書ハ當分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得

(略)

附 則(昭和九年六月總令第六十四號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條第三項ノ規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

第八條第二項ノ規定ニ依リタラバ蟹ノ崩肉罐詰ニ打出スベキ突起ニ付テハ昭和九年八月三十一日迄ニ検査ヲ受ケタルモノニ限り罐蓋ニ「Eagle」ノ文字ヲ印刷シ之ニ代フルコトヲ得

本令施行前検査ヲ受ケタル肥料ノ検査有効期間ニ付テハ第十六條ノ改正規定ニ依ル

検査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證印及封印ニ關シテ蟹罐詰ニ關スルモノヲ除クノ外第十八條第一項及第二項並ニ第二號様式ノ改正規定及改正様式ニ拘ラス當分ノ内仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

第十一條ノ規定ハ當分ノ内鹽鱈ニ之ヲ適用セズ

附 則(昭和十一年十二月總令第二百一十一號)

昭和十一年朝鮮總督府令第一百四號(水産製品検査規則中改正ノ件)ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十二年四月總令第四十三號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ施行前従前ノ規定ニ依リ税關又ハ税關長ノ

第一號表

品質、結束、重量製罐及粉末程度標準

一 食用乾製品(略)

二 食用罐詰品

品名	品質	重量	量	製罐
鮑罐詰、鱈罐詰、蝦罐詰、貝柱罐詰、北寄貝罐詰、鱈罐詰、鰻罐詰、蝶螺罐詰	原料及材料適當香 味及色澤佳良加熟 適度ニシテ裝填良 好ナルモノ	鮑罐詰 其ノ他ノ鮑類	二匁五分以上	罐材ハ良質ノ鉄力 ヲ用ヒ製罐法ハ適 宜トシ製罐完全ナ ルモノ
水煮鮑罐詰		水煮鮑罐詰	七匁五分以上	
北寄貝罐詰		北寄貝罐詰	五匁五分以上	
蝦罐詰		蝦罐詰	九匁以上	
鱈罐詰		鱈罐詰	四匁以上	
貝柱罐詰		貝柱罐詰	五匁以上	
同		同	六匁以上	
同		同	七匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	
同		同	四匁以上	
同		同	五匁以上	
同		同	二匁五分以上	
同		同	七匁以上	
同		同	九匁以上	

朝鮮水産製品検査規則

注意
 一 品名中品質ノ種類ヲ分チタルモノニ在リテハ各欄ニ區別シテ記載スベシ
 二 乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノノ検査ヲ請求スルトキハ「包装記號」ノ欄ノ次ニ「道検査成績」ノ欄ヲ設ケ之ニ「合格」ト記載スベシ
 三 雙線内ニハ記入スベカラズ

第二號 様式

一 検査證印

合格品



直径 三寸
 肉幅 三分

不合格品



一等級證印

一等



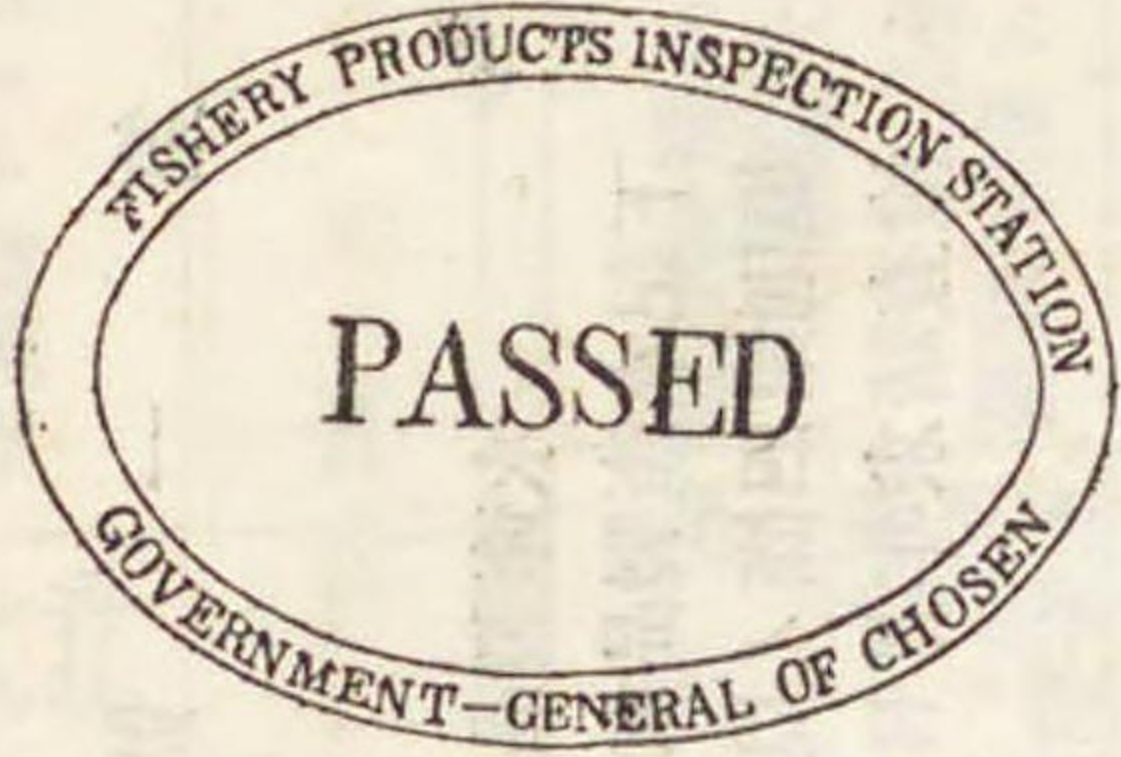
外圓ノ直径 九〇ミリメートル
 内圓ノ直径 二〇ミリメートル
 肉幅 九ミリメートル

二等



高 一〇〇ミリメートル
 中央最狭部ノ幅 六〇ミリメートル
 圓ノ直径 二〇ミリメートル
 肉幅 九ミリメートル

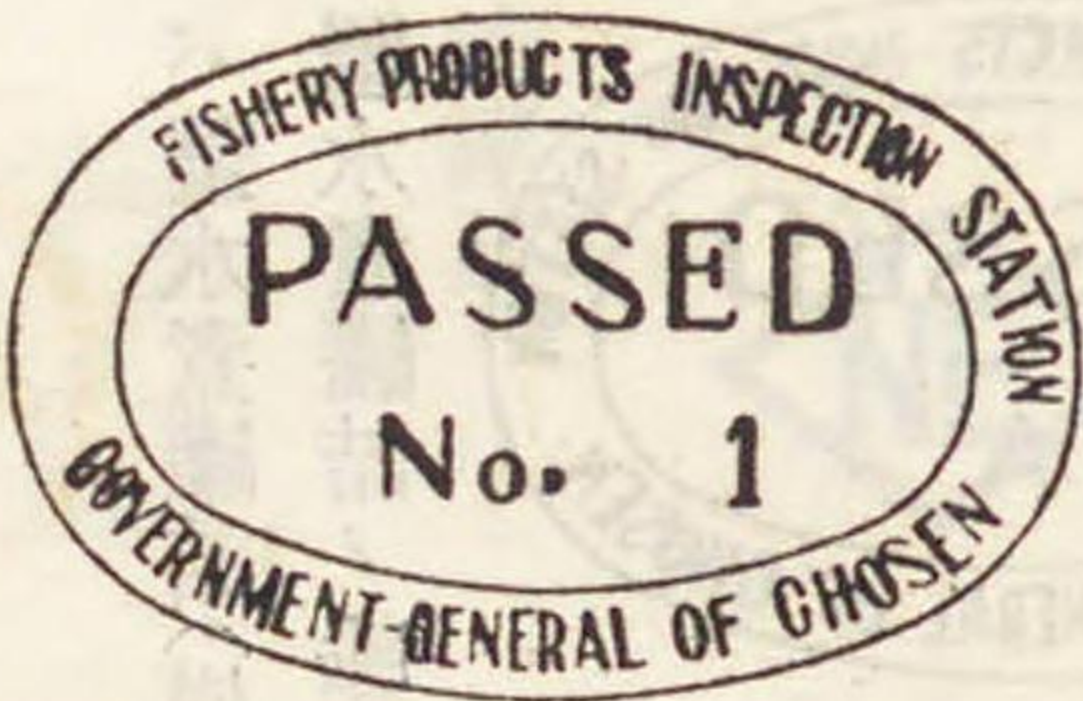
品格合出輸ノ詰罐鯖



長徑 一〇六ミリメートル
 短徑 六九ミリメートル
 内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

三 検査等級證印 食用罐詰品 (蟹水煮罐詰及
 輸出品ヲ除ク) (略)
 食用罐詰品 (蟹水煮罐詰以外ノ輸出品ニ限ル)

等 一



長徑 一〇六ミリメートル
 短徑 六九ミリメートル
 内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

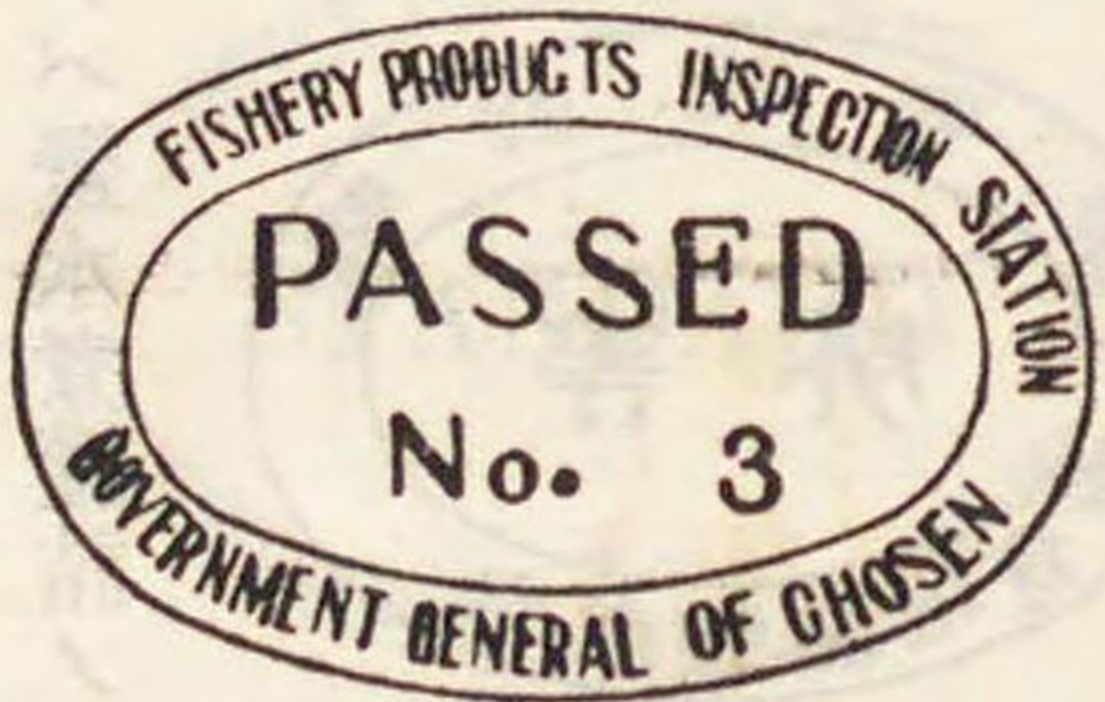
等 二



長徑 一〇六ミリメートル
 短徑 六九ミリメートル
 内縁ト内縁トノ間隔 一〇ミリメートル

朝鮮水産製品検査規則

等 三



長徑 一〇六ミリメートル
 短徑 六九ミリメートル
 内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

フアンシー
 格品
 タラバ蟹水煮罐詰 (崩肉以外ノモノ)ノ輸出合



長徑 一〇六ミリメートル
 短徑 六九ミリメートル
 内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

一〇七

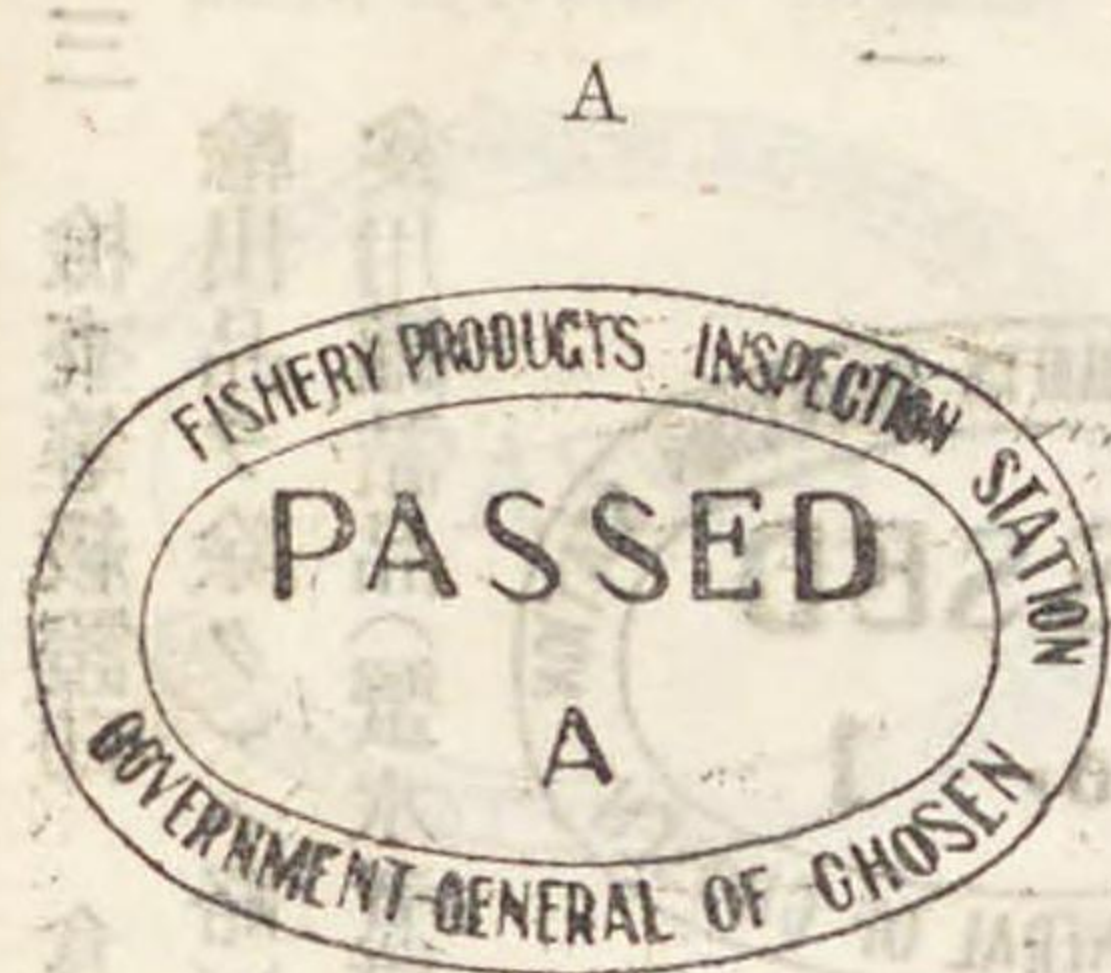
朝鮮水産製品検査規則

フェア
(ノモルス捺押=箱)



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル
フェア
(ノモルス捺押=罐)

タラバ蟹水煮罐詰(崩肉)、毛蟹水煮罐詰、ズワイ蟹水煮罐詰ノ輸出合格品



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

同右

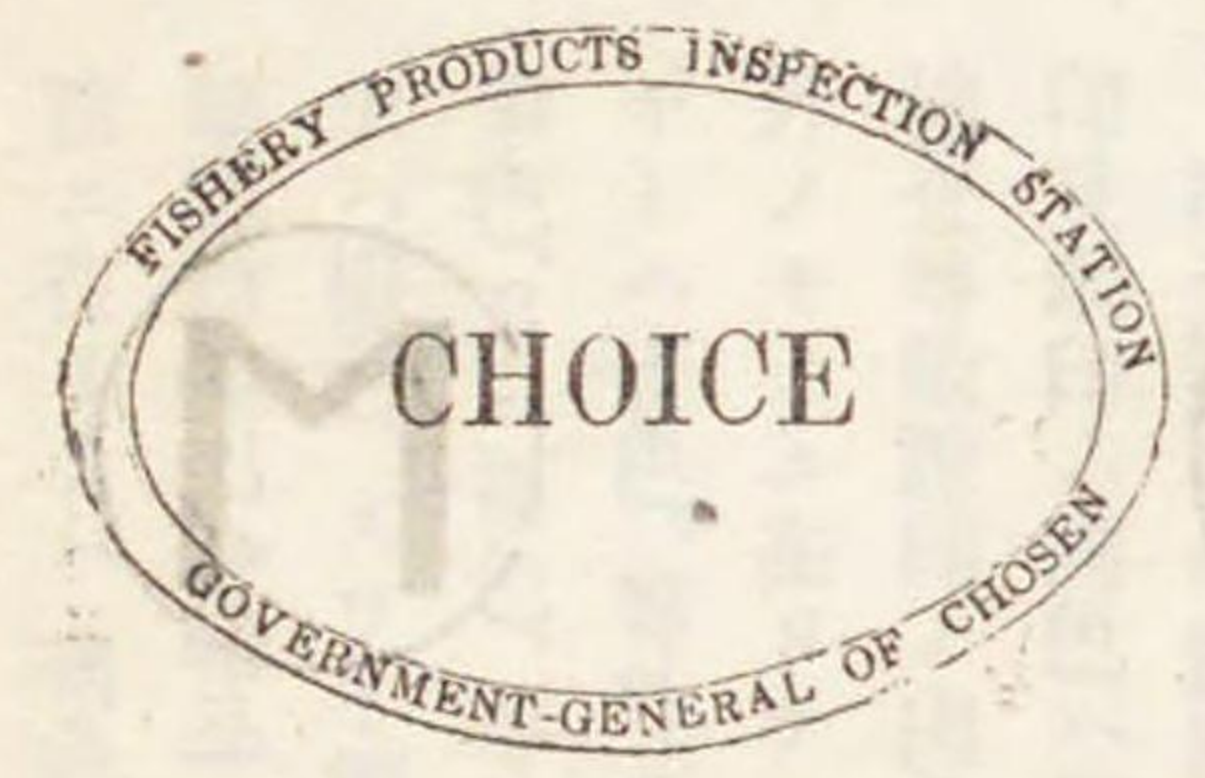
(罐ニ押捺スルモノ)



各邊ノ長 一三ミリメートル

鯛トマト漬罐詰

チヨイス

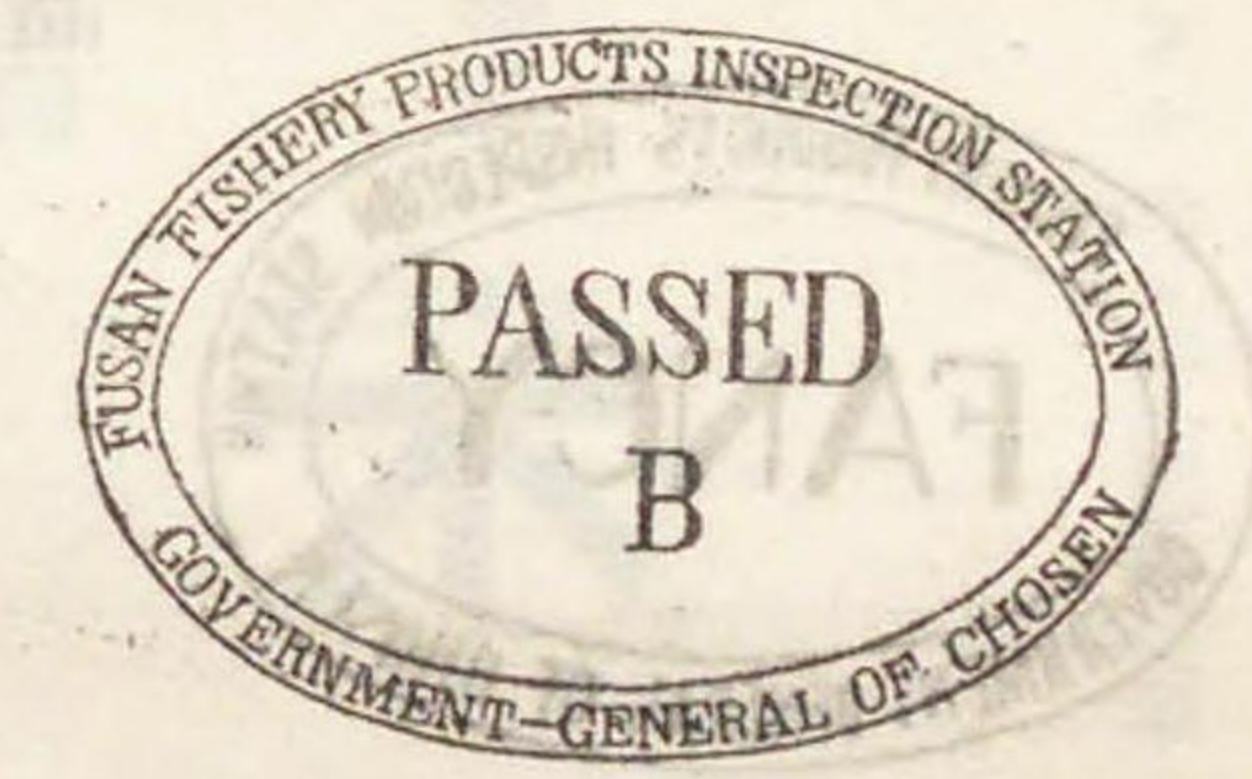


長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

朝鮮水産製品検査規則

一〇八

B
(ノモルス捺押=箱)



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル
P. B.
B
(ノモルス捺押=罐但
煮水蟹バラタシ
限ニ[肉崩]詰罐)

タラバ蟹水煮罐詰ノ移出合格品



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

等外

モス押(箱)捺(ノ)ルニ

スタンダード



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

魚粉(略)

四 大小別印食用罐詰品(輸出品ヲ除ク)(略)
食用罐詰品(輸出品ニ限ル)



直徑 一五ミリメートル
肉幅 二ミリメートル

大

一〇九

朝鮮水産製品検査規則

中



同上

小



同上

五 消印



各片ノ長サ 三寸
肉幅 三分

七 検査票

何水産製品検査所	検査票	何水産製品検査所
何支所又ハ何出張所	合格何	何支所又ハ何出張所
	等	
		朝鮮總督府

縦 三寸三分 横 一寸七分

備考

一 (略)

二 検査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證印及消印ノ肉色ハ紫色トス但シ蟹水煮罐詰ノ検査等級證印ノ肉色ハタラバ蟹罐詰ノ崩肉以外ノモノニ在リテハフアンシーハ 赤色、フェヤーハ青色、等外ハ黒色、崩肉ニ在リテハAハ紫色、Bハ褐色、等外ハ黒色、毛蟹罐詰ニ在リテハ橙色、ズワイ蟹罐詰ニ在リテハ緑色トシ鯖罐詰輸出合格品ノ検査證印ノ肉色ハ水煮罐詰ニ在リテハ褐色、味附罐詰ニ在リテハ青色

朝鮮水産製品検査規則

一一〇

六 封印 食用乾製品、肥料海藻及魚粉(略) 食用罐詰品及食用鹽藏品(輸出品ヲ除ク)(略) 食用罐詰品(輸出品ニ限ル)



長徑 六〇ミリメートル
短徑 三〇ミリメートル

同右 再検査品



長徑 六〇ミリメートル
短徑 三〇ミリメートル

八

合格證(表面)

用紙寸法

縦 一五センチメートル
横 二三センチメートル

トシ鱒魚粉ノ検査等級證印ノ肉色ハ赤級ハ赤色、綠級ハ綠色、紫級ハ紫色、等外ハ黒色トス
三 封印ノ文字、模様及輪廓ハ赤色トス但シ再検査品ノ分ハ青色トス
封印ノ數字ハ検査又ハ再検査ヲ行ヒタル年月日及検査又ハ再検査ノ番號ヲ表示スルモノトス

四 (略)

五 検査等級證印及封印ノ水産製品検査所名ハ

検査又ハ再検査ヲ行ヒタル水産製品検査所名ヲ表示スルモノトス

六 (略)

合格證 番 號											
品名	仕向地	檢 查 年月日	等 級	數量	再檢 查 檢 除		現 在 有 效		所 取 出 庫		機 及 檢 查 員 印
					箱 打	箱 打	箱 打	箱 打	箱 打	箱 打	
					//	//	//	//	//	//	
					//	//	//	//	//	//	
					//	//	//	//	//	//	
					//	//	//	//	//	//	
					//	//	//	//	//	//	
					//	//	//	//	//	//	
					//	//	//	//	//	//	
					//	//	//	//	//	//	
業 營 許 可 番 號	檢 查 請 住 求 人 氏 所 名	合 格 證 合 交 付 求 人 氏 所 名									

上記水産製品ハ水産製品検査規則ニ依ル検査ニ合格シタルモノナルコトヲ證ス

年 月 日

朝鮮總督府・何稅關印

(備考) 雙線内ニハ合格品ノ一部分ヲ輸出シタル場合輸出水産物
取締法ニ依ル検査機關ニ於テ現在有效數ヲ證スル爲記入
ヲ爲スモノトス

(面 裏)

出 荷 證 明							
檢 查 年 月 日	數 量	等 級	仕 向 地	積 載 船 車 名	出 荷 地	出 荷 年 月 日	檢 查 所 名 及 取 扱 官 吏 證 印
	箱打	//					
	//	//					
	//	//					
	//	//					
	//	//					
	//	//					

魚粉検査合格表(略)

第三號様式(略)

第四號様式

タラバ蟹水煮罐詰



〇字ノ短徑 一二ミリメートル

毛蟹水煮罐詰



〇字ノ短徑 一二ミリメートル

ズワイ蟹水煮罐詰



〇字ノ短徑 一二ミリメートル

朝鮮水産製品検査規則・朝鮮水産製品検査所

(二) 水産製品検査所ノ支所ノ名稱及位置

大正十三年十二月朝鮮總督府告示
第 一 一 百 七 十 八 號
昭和二年四月、同四年五月、同五
年五月、同六年四月、同年七月
昭和八年五月 總 告
第 一 一 百 三 十 八 號
昭和十一年十一月總告第六一五號
昭和十二年四月一總令四二改正

朝鮮總督府水産製品検査所ノ支所ノ名稱及位置別
表ノ通定ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

名 稱	位 置
朝鮮總督府水産製品検査所ノ支所ノ名稱及位置表	
朝鮮總督府水産製品検査所仁川支所	京畿道仁川府
朝鮮總督府水産製品検査所釜山支所	慶尙南道釜山府
朝鮮總督府水産製品検査所元山支所	咸鏡南道元山府
朝鮮總督府水産製品検査所清津支所	咸鏡北道清津府

二 本令又ハ本令ニ依リテ爲ス處分若ハ其ノ制限、條件ニ違反シタルトキ

朝鮮總督水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他公益上必要アリト認ムルトキ亦前項ニ同ジ

第五條 第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者引續キ二年以上營業ヲ爲サザルトキハ朝鮮總督ハ其ノ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ期間中ニハ前條ノ規定ニ依リ營業ヲ停止セラレタル期間及第九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ營業ヲ爲サザル期間ハ之ヲ算入セズ

第六條 製造工場ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 場屋内ノ採光及換氣充分ナルコト
- 二 原料ノ處理場及罐ノ肉詰場ノ床ハ「コンクリート」打又ハ石其ノ他ノ不透透質ノ材料ヲ以テ水密張ト爲スコト
- 三 水道又ハ揚水「ポンプ」ヲ設クルコト
- 四 工場内外ノ排水ヲ完全ニスルコト
- 五 工場ヨリ相當ノ距離ヲ存スル場所ニ廢棄物

二 一定ノ期間休業ヲ爲サントスルトキ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク朝鮮總督ニ届出ツベシ

一 第一條第一項第一號、第三號、第四號、第六號、第七號又ハ第九號乃至第十一號ノ事項ヲ變更シタルトキ

二 前條第二號ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ許可ノ期間滿了前營業ヲ爲シタルトキ

三 營業ヲ廢止シタルトキ

四 製造工場ノ全部又ハ一部が滅失シタルトキ前項第三號ノ場合ニ於テ解散ニ因ルトキハ其ノ清算人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スベシ

第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ノ死亡又ハ合併ニ因リ其ノ營業ヲ相續シ又ハ承繼シタル者ハ相續ヲ爲シタル日又ハ合併ノ登記ヲ爲シタル日ヨリ一月以内ニ第一條第一項第一號ノ事項ヲ具シ其ノ旨朝鮮總督ニ届出ツベシ

前二項ノ規定ニ依ル届書ニハ解散、相續又ハ合併

ノ處置ヲ爲スニ適當ナル設備ヲ設クルコト

かに罐詰ノ製造工場ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ルノ外原動機、汽罐、高熱寒暖計ヲ有スル加壓殺菌釜竝ニ卷締機及「エキゾーストボックス」又ハ「バキュームシューマー」ヲ備付クベシ

第七條 罐材ハかに罐詰ニ在リテハ「チヤイコール」、「ブライムコークス」又ハ之ニ相當スル良質ノ鍍力板ニシテ一箱ノ重量九十封度以上ヲ有シ内面ノ塗漆完全ナルモノ、其ノ他ノモノニ在リテハ鍍力ナキ良質ノ鍍力板ニシテ一箱ノ重量八十五封度以上ノモノヲ使用スベシ

第八條 罐ノ蓋ニハ營業許可ノ番號ヲ刻印ニ依リ表示スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ限り朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ之ヲ省略スルコトヲ得

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事由ヲ具シ朝鮮總督ニ申請シ許可ヲ受クベシ

一 第一條第一項第二號、第五號又ハ第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキ

併フ證スル書面ヲ添付スベシ

第十一條 朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ營業ニ關スル帳簿、書類其ノ他ノ物件ノ提出ヲ命ジ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ製造工場ノ構造若ハ設備、製造原料、製造材料、用水、製造方法又ハ製品ニ付検査ヲ爲シ取締上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 許可ヲ受ケズシテ第一條第一項ノ營業ヲ爲シタル者

二 第三條ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件又ハ第四條ノ規定ニ依ル營業ノ制限若ハ停止ニ違反シテ營業ヲ爲シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲サザル者又ハ

虚偽ノ表示ヲ爲シタル者

二 許可ヲ受ケズシテ第一條第一項第一號、第五號又ハ第八號ノ事項ヲ變更シタル者

三 第十一條ノ規定ニ依ル物件ノ提出又ハ報告ヲ怠リタル者

四 第十二條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ命令ニ從ハザル者

第十五條 第十條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ハ科料ニ處ス

第十六條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本令ノ罰則ヲ營業者ノ業務ニ關シ之ニ適用スベキ場合ニ於テ營業者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員

ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在

ラズ

ラズ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ營業ヲ爲ス者其ノ營業ヲ繼續セントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ第一條ノ規定ニ準ジ許可ノ申請ヲ爲スベシ

本令施行ノ際現ニ前項ノ營業ヲ爲ス者ハ前項ノ期間仍ホ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲シタル者ニ付前項ノ期間經過後其ノ申請ノ許否アル迄ノ間亦同ジ

本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業ヲ繼續スル者ニ對シテハ本令施行ノ

日ヨリ第六條ノ規定ニ在リテハ一年間、第八條ノ規定ニ在リテハ六月間ハ之ヲ適用セズ

本令ハ當分ノ内たらばがに、ずわいがに又ハけがにノ罐詰製造營業ニ之ヲ準用ス

六、樺太ニ於ケル關係法令

(一) 輸出水産物取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件

昭和九年九月十四日
勅令第二百六十六號

輸出水産物取締法ハ第十四條ノ規定ヲ除キ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ昭和九年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 樺太施行法律特例中改正ノ件

昭和九年九月十四日
勅令第二百六十七號

樺太施行法律特例中左ノ通改正ス
第二十九條 輸出水産物取締法中主務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

附則

本令ハ昭和九年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 輸出水産物検査規則

昭和九年十月二十日
廳令第三十二號
昭和十一年九月一日
廳令第三十號改正

樺太輸出水産物検査規則

第一條 輸出水産物取締法第一條第一項ノ輸出水産物ノ種類左ノ如シ

- 一 蟹水煮罐詰
- 二 鱒水煮罐詰
- 三 鮭水煮罐詰
- 四 「フイツシユ・ミール」
- 五 魚 粕

第二條 前條ニ掲グル輸出水産物ハ本令ニ定ムル検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第三條 輸出水産物ヲ輸出ノ目的ヲ以テ移出セントスル者ニシテ輸出検査ヲ申請シタルトキハ本令ニ依リ検査ヲ行フコトヲ得

第四條 検査合格品ニシテ左ノ期間ヲ經過シタルモノハ其ノ検査ノ效力ヲ失フ

- 一 蟹水煮罐詰ニ在リテハ検査施行濟ノ日ヨリ六箇月
- 二 鱒水煮罐詰及鮭水煮罐詰ニ在リテハ検査施行濟ノ日ヨリ一箇年

三 「フイツシユ・ミール」及魚粕ニ在リテハ検査施行済ノ日ヨリ三箇月

前項ノ規定ニ依リ検査ノ效力ヲ失ヒタルモノヲ輸出セントスル場合ハ更ニ検査ヲ受クベシ

第五條 検査ハ樺太廳長官ノ命ジタル官吏又ハ水産物検査員(以下検査員ト稱ス)之ヲ行フ

検査員ハ左襟ニ別記ノ徽章ヲ附スベシ

第六條 検査ハ樺太廳長官ノ指定スル検査場所ニ於テ之ヲ行フ但シ樺太廳長官ニ於テ必要ト認めル場合ハ検査場所以外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第七條 検査ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納ムベシ但シ第四條第二項ノ規定ニ依リ更ニ検査ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

検査手数料ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 検査員検査ヲ終リタルトキハ検査印ヲ押捺シ且受檢者ニ検査證ヲ交付スベシ

検査證及検査印ノ雛形ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 荷造、量目、等級其ノ他検査ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第十條ノ規定ニ準ジ開装シタルモノヲ除クノ外検査施行後開装シタルモノ若ハ開装ノ疑アルモノ

内地ニ於テ施行スル検査ニシテ樺太廳長官ニ於テ本令ニ依ル検査ト同等以上ト認めタルモノハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ輸出セントスルトキハ検査員ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クベシ

第十三條 本令ニ規定スルモノノ外水産製造物検査規則第六條第一項但書、第七條ノ二、第十條、第十二條、第十三條、第十四條ノ二、第十四條ノ三、第十五條第二號、第十六條第二號及第十七條第二號ノ規定ヲ準用ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ検査、第十一條ノ承認又ハ第十二條第三項ノ認證ヲ受ケタル者

二 第十條ノ規定ニ違反シタル者

樺太輸出水産物検査規則 輸出水産物検査規則第六條ノ検査場所

ニ之ヲ定ム

第十條 商標ノ貼付若ハ貼替又ハ打檢其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ検査済品ヲ開装セントスル場合ハ検査員ニ届出デ其ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第十一條 検査員ノ承認ヲ得テ博覽會、展覽會、共進會、品評會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用又ハ商品見本用トシテ輸出スル場合ハ第二條ノ検査ヲ受クルコトヲ要セズ

第十二條 内地ニ於テ施行スル検査ニシテ樺太廳長官ニ於テ本令ニ依ル検査ト同等以上ト認めルモノニ合格シタル輸出水産物ヲ輸出スル場合ハ第二條ノ検査ヲ受クルコトヲ要セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査施行後第四條第一項ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ

三 第十一條ノ承認又ハ第十二條第三項ノ認證ヲ受ケズシテ輸出シタル者

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十一年九月一日廳令第三十號) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(四) 輸出水産物検査規則第六條ノ検査場所ノ件

検査場所 一 大泊水産物検査員駐在所 大泊郡大泊町大字大泊

昭和九年十月二十日 廳告示第二百四十七號

樺太輸出水産物検査規則第六條ノ検査場所第七條ノ検査手数料
第八條ノ検査證及檢印

一 眞岡水産物検査員駐在所

眞岡郡眞岡町大字眞岡

一一三

告示拔萃

一 タラバ蟹、アブラ蟹水煮罐詰

(甲品) 一箱ニ付 十五錢

(乙品) 一箱ニ付 十錢

一 タラバ蟹、アブラ蟹水煮罐詰以外ノ罐詰類

一箱ニ付 五錢

一 「フイツシユ・ミール」及分析検査ヲ必要トスル魚粕

一箇ニ付 五錢

(五) 輸出水産物検査規則第七條ノ検査手数料ノ件

昭和九年十月二十日
廳告示第二百四十八號

輸出水産物検査規則第七條ノ検査手数料ニ付テハ
昭和八年四月樺太廳告示第八十七號ヲ準用シ公布
ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参考) 昭和八年四月樺太廳告示第八十七號検査
手数料(昭和九年十月二十日樺太廳告示
第二百五十一號、同十一年九月一日樺太
廳告示第二百四十四號、同十二年四月二十
五日樺太廳告示第七十八號改正)

(六) 輸出水産物検査規則第八條ノ検査證及檢印ノ件

昭和九年十月二十日
廳告示第二百四十九號
(同十一年九月一日樺太廳
告示第二百十七號改正)

検査證
第一號

第 號	罐詰輸出検査證	
罐詰ノ種類	水煮罐詰	數量
罐ノ表示及荷標	等級	斤 打入 箱
検査年月日	年 月 日	備考
受 檢 者	合格	
受 檢 場 所	檢 印	
輸 出 港		
仕 向 地		
年 月 日		

樺太廳水産物検査所
検査員 氏 名印

紙 縦 二十四種
横 十八種

輸出検査ニ合格シタル罐詰類ニ付ス
(歐文検査證ヲモ併發シタル場合ハ其ノ旨備考欄ニ記載ス)

樺太罐詰輸出検査證

一一三

THE KARAFUTO GOVERNMENT, JAPAN.

No. (Place and date)

INSPECTION CERTIFICATE.

Marks (Tin)	Description of Articles.	Quantity.	Inspector's stamp on the case.
	cases.	
	lb.doz.	

This is to certify that the above mentioned articles are made from fresh meats inspected and approved by the inspector of the Karafuto Government, have duly passed the Standard of Inspection as set forth by the Government, and that they are suitable for food, containing no chemical preservative or anything else that is injurious to health.

Inspector.

紙 縦 二十四種
 横 十八種
 輸出検査ニ合格シタル罐詰類ニ附ス
 (和文検査證ト併發又ハ單獨)

年 月 日

樺太廳水産物検査所 検査員印

備考	受檢者	受檢場所	等級	検査年月日	荷標	罐ノ數字及號	數量	罐詰ノ種類
				年 月 日			斤 打 入 箱	罐詰

罐詰検査證

紙

縦 十四種
 横 二十種
 輸出検査ニ於テ不合格トナリタル罐詰類ニ附ス

第一號



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
赤色

輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
水煮罐詰「ファンシー」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

第二號



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
青色

輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
水煮罐詰「フェア」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

樺太検印

THE KARAFUTO GOVERNMENT, JAPAN.

No.

(Place and date)

INSPECTION CERTIFICATE.

Marks.	Description of Articles	Quantity	Inspector's stamp on the package.
	packages. Weight : Gross :..... Tare : Net :	

This is to certify that the above mentioned articles are made from fresh fishes inspected and approved by the inspector of the Karafuto Government, have duly passed the Standard of Inspection as set forth by the Government.

The Analysis has been made by the analyst appointed by the Government on the average sample officially drawn by the inspector finding of which is declared as follows.

- Nitrogen :
- Phosphoric Acid :
- Moisture :
- Fat :
- Salt (Sodium chloride) :
- Sand :

Inspector.

紙 縦 三十六糎 横 二十三糎
輸出検査ニ合格シタル「フィッシュ・ミール」及魚粕ニ附ス
(和文検査證ト併發又ハ單獨)

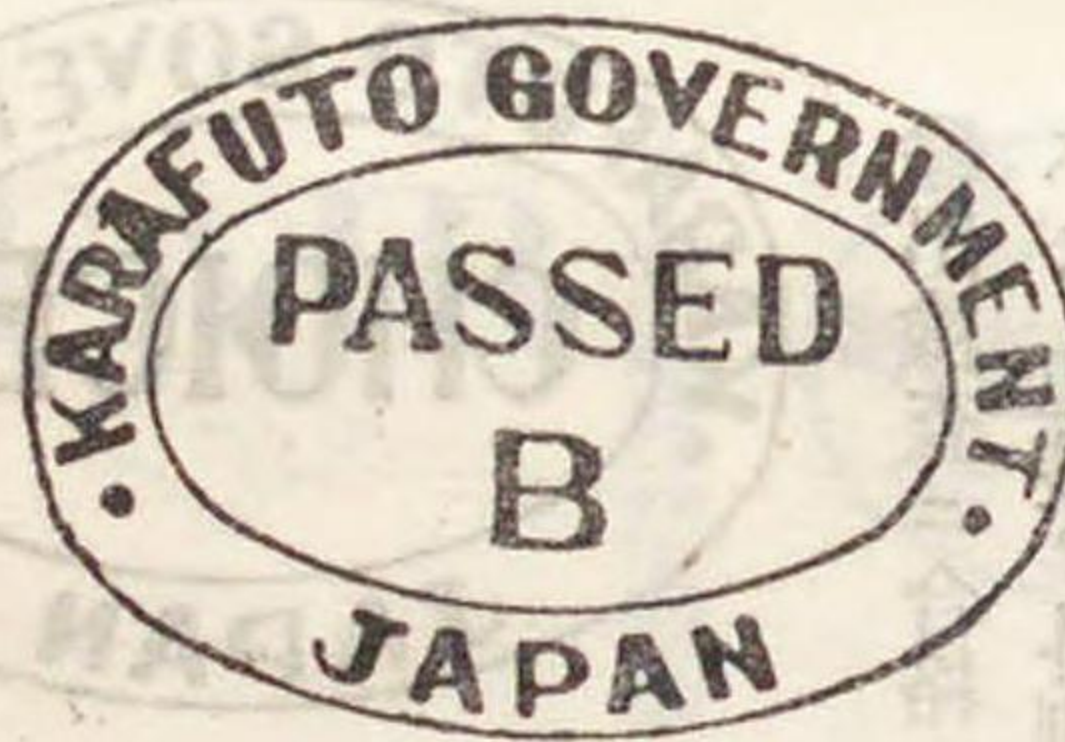
第三號



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
紫色

輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
水煮罐詰「A級」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

第四號



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
褐色

輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
水煮罐詰「B級」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

一一九

樺太檢印

號五第



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
橙色

輸出検査ニ合格シタル花咲蟹、毛蟹及「ズワイ」蟹水煮罐詰「一級」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

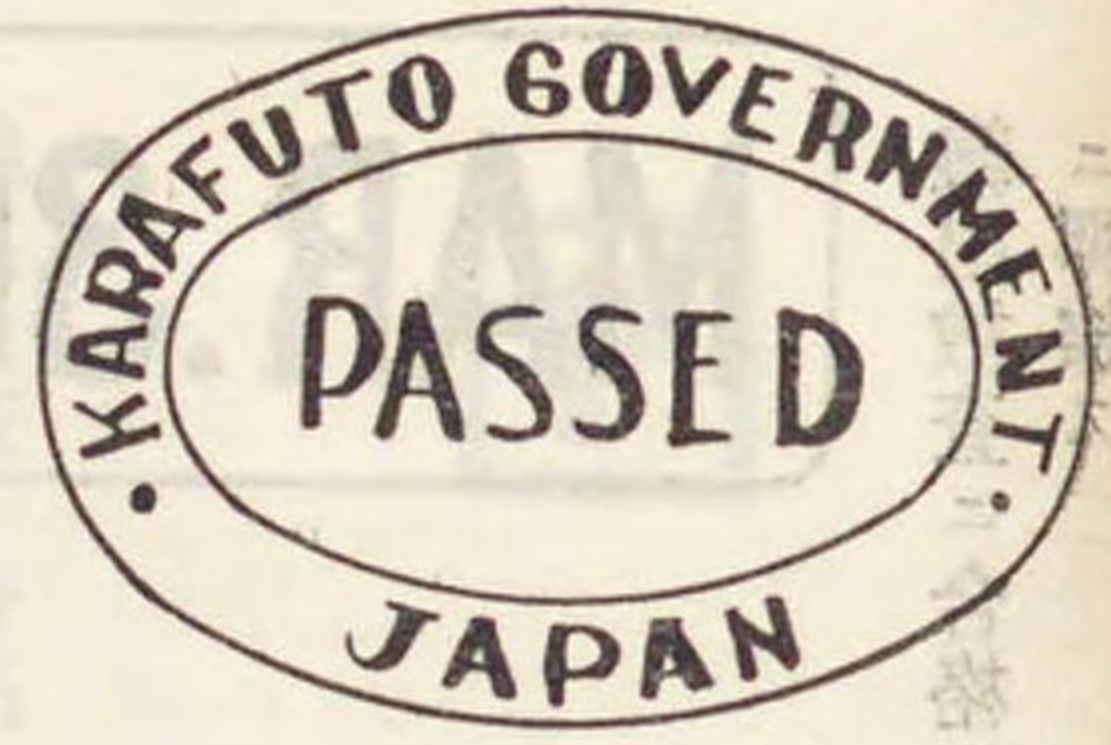
號六第



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
橙色

輸出検査ニ合格シタル花咲蟹、毛蟹及「ズワイ」蟹水煮罐詰「二級」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

號九第



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
綠色

輸出検査ニ合格シタル鱒及鮭水煮罐詰「パスト」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

號十第



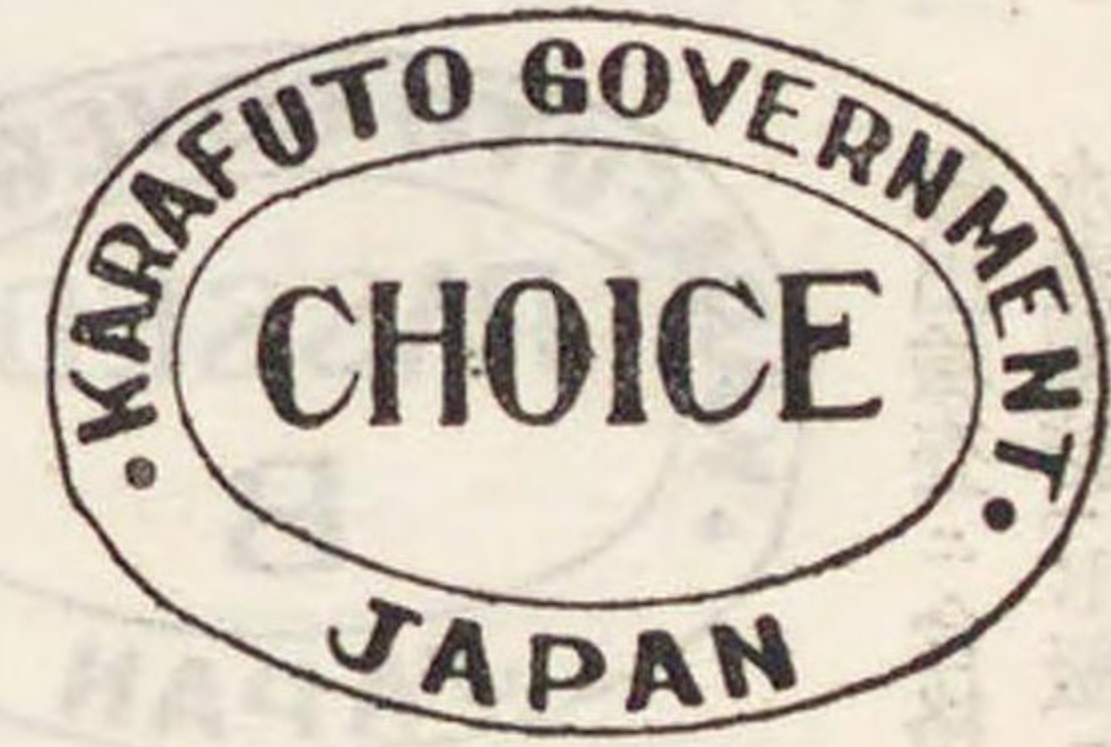
「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
紫色

輸出検査ニ合格シタル鱒及鮭水煮罐詰「B級」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

樺太檢印

1110

號七第



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
綠色

輸出検査ニ合格シタル鱒及鮭水煮罐詰「チョイ」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

號八第



「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
綠色

輸出検査ニ合格シタル鱒及鮭水煮罐詰「スタン」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

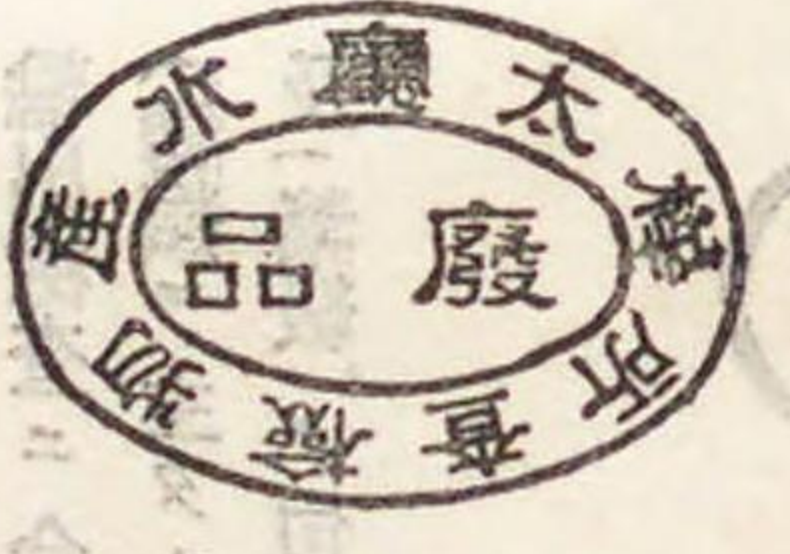
號一十第



「ゴム」印楕圓形
長徑 九糎
短徑 六糎
黑色

水煮罐詰類格外品ノ包装ノ外側ニ押捺ス

號二十第



「ゴム」印楕圓形
長徑 九糎
短徑 六糎
黑色

水煮罐詰類廢品ノ包装ノ外側ニ押捺ス

號三十第

FAIR

「ゴム」印
青色

輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹水煮罐詰「フェア」ノ各罐ノ蓋又ハ底ニ押捺ス

1111

號四十第

樺太檢印

P.B.

「ゴム」印
褐色

輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
水煮罐詰ノ「B級」ノ各罐ノ蓋又ハ底ニ押捺ス

號五十第

MAR.30.34

検査日附印

例示(一九三四年
三月三十日)

黒色

輸出検査ニ合格シタル水煮罐詰類ノ包装ノ外側
ニ押捺ス

號八十第

P

毛判 正四角形

一辺ノ長 九糎

紫色

輸出検査ニ合格シタル魚粕ノ包装ノ外側ニ押捺
ス

號九十第

格外

毛判 長方形

長徑 十二糎

短徑 七糎

黒色

「フィッシュ・ミール」及魚粕格外ノ包装ノ外側
ニ押捺ス

樺太檢印

號六十第

一三二

毛判 菱形

長徑 十三糎

短徑 八糎

赤級

赤色

緑級

緑色

紫級

紫色

P

輸出検査ニ合格シタル「フィッシュ・ミール」
(鱈類ヲ主タル原料トセルモノ)「赤級」、「緑級」
及「紫級」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

毛判 圓形

徑 十糎

赤級

赤色

緑級

緑色

紫級

紫色

P

輸出検査ニ合格シタル「フィッシュ・ミール」(鱈
類ヲ主タル原料トセルモノ)「赤級」、「緑級」
及「紫級」ノ包装ノ外側ニ押捺ス

一三三

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

(七) 輸出水産物検査規則第九條ノ荷造、量目、等級其ノ他検査ノ標準ノ件

二三四

昭和九年十月二十日
昭示第二〇五號
昭和十一年九月一日
昭示第二〇五號改正

第一條 蟹水煮罐詰ノ等級區分及荷造ハ左記ニ依ル

「タラバ」蟹及「アブラ」蟹ヲ原料トセルモノ

甲 (「フレック」罐詰以外ノモノ)

品位	罐ノ外觀	罐ノ表示	検査事項	
			合	格
香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好、加熱適度ニシテ黒變ナク、青斑メテ少キモノ	且打檢善ナルモノ	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	フア	シ
			フエ	ヤ
香味、肉質、色澤上級品ニ次ギ肉詰ノ状態良好、加熱適度ニシテ黒變ナク、青斑少キモノ	同上	同上	格	1
			不	外
香味、肉質、色澤、肉詰ノ状態劣リ若ハ加熱適度ヲ缺キ稍黒變ヲ生ゼルモノ又ハ青斑稍多キモノ	同上	同上	格	不
			外	合
腐敗セルモノ、變色若ハ異臭アルモノ、雌蟹肉ヲ使用セルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	廢	品
			廢	品

内容量	罐材	肉ノ包装材	荷造	乙 (「フレック」罐詰)	
				検査事項	検査事項
ラザルモノ六箇以内ニシテ其ノ總量五十三瓦以上及崩肉五十六瓦未滿ノモノ一封印度及四分ノ一封印度其ノ他ハ之ニ準ズ	良質ノ「アルマイト」罐又ハ良質鐵力罐ノ内面ニ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ内面ノ状態良好ナルモノ	良質ノ硫酸紙又ハト同等以上ノ效果ヲ有スル内包装材ヲ使用セルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	A	合
				B	格
同上	同上	同上	同上	格	不
				外	合
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	廢	品
				廢	品

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

二三五

第二條 鱒及鮭水煮罐詰ノ等級区分並ニ荷造ハ左記ニ依ル

甲 (頸肉其ノ他ノ雜肉ヲ原料トセル罐詰以外ノモノ)

荷造	内容量	品位	罐ノ外觀	検査事項	
				チヨイス	スタンダード
材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ肉ニ變色ノ部分ナキカ又ハ極メテ少ク且液汁ノ状態良好ナルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ナルモノ
				同上	同上
				同上	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ

側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ

乙 (頸肉其ノ他ノ雜肉ヲ原料トセル罐詰)

荷造	内容量	品位	罐ノ外觀	罐ノ表示	検査事項	
					合	格
材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ナルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ナルモノ
					同上	同上
					同上	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ	
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ	
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態若ハ液汁ノ状態ニ次グモノ	

一 前二表ノ「バスター」及B級トシテ合格シタルモノハ滿洲國、關東州又ハ北樺太ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格一下ス

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

二 前二表ノ鮭四號罐、平一號罐、平二號罐及平三號罐ト稱スルハ左記ノ規格ニ依ルモノヲ謂フ

鮭四號罐 罐ノ外法直徑七十七耗高サ百十九耗

平一號罐 罐ノ外法直徑百一耗五高サ六十八耗

平二號罐 罐ノ外法直徑八十六耗五高サ五十三耗

平三號罐 罐ノ外法直徑七十七耗高サ三十六耗五

第三條 検査ニ合格シタル罐詰ニハ品名及正味量ヲ表示セル「レーベル」ヲ貼付スベシ但シ罐ニ直接之ヲ表示セルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 「フイツシュ・ミール」及魚粕ノ等級區分竝ニ荷造ハ左記ニ依ル

「フイツシュ・ミール」

甲 (鱈類ヲ主タル原料トセルモノ)

検査事項	合 格		格 外
	赤 級	緑 級	
概 況	色澤良好ニシテ異臭ナキモノ	同上	色澤劣レルモノ又ハ稍異臭アルモノ
窒素	九「パーセント」以上	九「パーセント」以上	八「パーセント」以上
磷酸	五「パーセント」以上	五「パーセント」以上	五「パーセント」以上
水分	九「パーセント」以下	十一「パーセント」以下	十三「パーセント」以下
脂肪	三「パーセント」以下	五「パーセント」以下	七「パーセント」以下
食鹽(鹽)	二「パーセント」以下	二「パーセント」以下	二「パーセント」以下
化曹達(鹽)	三「パーセント」以下	三「パーセント」以下	三「パーセント」以下
土砂(鹽)	三「パーセント」以下	三「パーセント」以下	三「パーセント」以下
不溶解物	三「パーセント」以下	三「パーセント」以下	三「パーセント」以下
在リテハ水分ハ十三「パーセント」以下	同上	同上	同上
固結セルモノ、異臭若ハ變色シキモノ、其ノ他ノ夾雜物ノ混入著シキモノ又ハ不正混合物ヲ含ムモノ			

荷 造	品 位	
	粉末程度	分析結果
材料適當、包裝完全ニシテ且包裝ノ外側ニ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總量タルコトヲ明示スルコト)ヲ明示セルモノ又ハ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總量タルコト)ヲ明示タル堅牢ナル札ヲ包裝ニ結附セルモノ	供試料品ノ全部ガ篩目ノ開キ二耗五ノ網篩ヲ通過シ且其ノ重量ニ於テ九十「パーセント」以上ガ篩目ノ開キ一耗五ノ網篩ヲ通過スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ	水分 九「パーセント」以下 脂肪 三「パーセント」以下 食鹽(鹽) 二「パーセント」以下 化曹達(鹽) 三「パーセント」以下 土砂(鹽) 三「パーセント」以下 不溶解物 三「パーセント」以下 在リテハ水分ハ十三「パーセント」以下
同上	同上	水分 十一「パーセント」以下 脂肪 五「パーセント」以下 食鹽(鹽) 二「パーセント」以下 化曹達(鹽) 三「パーセント」以下 土砂(鹽) 三「パーセント」以下 不溶解物 三「パーセント」以下 在リテハ水分ハ十三「パーセント」以下
同上	同上	水分 十三「パーセント」以下 脂肪 七「パーセント」以下 食鹽(鹽) 二「パーセント」以下 化曹達(鹽) 三「パーセント」以下 土砂(鹽) 三「パーセント」以下 不溶解物 三「パーセント」以下
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

乙 (前號以外ノモノ)

検査事項	概況	品位	分析結果	
			水分	脂肪酸
赤級	色澤良好ニシテ異臭ナキモノ	窒素 十「パーセント」以上 磷酸 四「パーセント」以上 水分 九「パーセント」以上 脂肪酸 八「パーセント」以上	食鹽(鹽) 二「パーセント」以下 化曹達(鹽) ト「パーセント」以下 土砂(鹽酸) ト「パーセント」以下 不溶解物) ト「パーセント」以下	供試料品ノ全部ガ篩目ノ開キニ耗五ノ網篩ヲ通過シ且其ノ重量ニ於テ九「パーセント」以上ノ網篩ヲ通過スルモノ
綠級	同上	窒素 九「パーセント」以上 磷酸 五「パーセント」以上 水分 十「パーセント」以上 脂肪酸 十「パーセント」以上	食鹽(鹽) 二「パーセント」以下 化曹達(鹽) ト「パーセント」以下 土砂(鹽酸) ト「パーセント」以下 不溶解物) ト「パーセント」以下	同上
紫級	色澤劣レルモノ又ハ稍異臭アルモノ	窒素 九「パーセント」以上 磷酸 四「パーセント」以上 水分 十「パーセント」以上 脂肪酸 十「パーセント」以上	食鹽(鹽) 二「パーセント」以下 化曹達(鹽) ト「パーセント」以下 土砂(鹽酸) ト「パーセント」以下 不溶解物) ト「パーセント」以下	同上
格外	固結セルモノ、異臭若ハ變色甚シキモノ、其ノ他來雜物ノ混入著シキモノ又ハ不正混合物ヲ含ムモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

魚粕

検査事項	概況	品位	分析結果	
			水分	脂肪酸
合格	變色若ハ異臭ナキカ又ハ其ノ程度輕微ナルモノ	窒素 八「パーセント」以上 磷酸 四「パーセント」以上 水分 九「パーセント」以上 脂肪酸 八「パーセント」以上	食鹽(鹽) 二「パーセント」以下 化曹達(鹽) ト「パーセント」以下 土砂(鹽酸) ト「パーセント」以下 不溶解物) ト「パーセント」以下	材料適當、包裝完全ニシテ且包裝ノ外側ニ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總重量)ヲ明示セルモノ又ハ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總重量)ヲ明示シタル堅牢ナル札ヲ包裝ニ結附セルモノ
格	異臭若ハ變色甚シキモノ又ハ其ノ他來雜物ノ混入著シキモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
外	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

樺太輸出水産物取締法第三條第一項ノ輸出水産物ノ種類・輸出水産物製造業
取締規則 一四四

(八) 輸出水産物取締法第三條第一項ノ輸出水産物ノ種類ノ件

昭和十年三月二十日
應令第七號

第一條 輸出水産物取締法第三條第一項ノ輸出水産物ノ種類左ノ如シ

- 一 蟹罐詰
- 二 蟹塚詰
- 三 鱒罐詰
- 四 鮭罐詰

第二條 前條ニ於テ蟹罐詰及蟹塚詰トハ「タラバ」蟹、「アブラ」蟹、花咲蟹、毛蟹（オホクリ）蟹又ハ「ズワイ」蟹ヲ原料トシテ製造シタル罐詰及塚詰ヲ謂ヒ鱒罐詰トハ樺太鱒又ハ櫻鱒ヲ原料トシテ製造シタル罐詰ヲ、鮭罐詰トハ鮭、夏鮭又ハ紅鮭ヲ原料トシテ製造シタル罐詰ヲ謂フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 輸出水産物製造業取締規則

昭和十年三月二十日
應令第八號
改正 昭和十二年九月
月應令第三十一號、
昭和十二年二月應令
第五號

第一條 輸出水産物ノ製造ヲ業トセントスル者ハ

昭和十年樺太廳令第七號第一條第一號乃至第四號ノ種類別（蟹罐詰ト蟹塚詰又ハ鱒罐詰ト鮭罐詰ノ製造ヲ兼營スル場合ニ在リテハ之ヲ一種類ト看做ス）ニ製造工場毎ニ輸出水産物取締法第三條ノ規定ニ依リ樺太廳長官ノ許可ヲ受クベシ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ
一 本籍、住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテ事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及生年月日）
二 製造工場ノ所在場所
三 製造物ノ種類
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

第四條 設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 事業計畫書
 - 二 設備要領書
 - 三 許可ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ定款、登記簿謄本、財産目録及貸借対照表
 - 四 二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキハ事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類
二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキハ内一人ヲ代表者ト定メ其ノ氏名又ハ名稱ヲ申請書ニ記載スベシ
- 第三條 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 一年間ノ原料種類別消費見込數量及蒐集方法
 - 二 一年間ノ製品別製造豫定數量
 - 三 従業員ノ種類別員數
 - 四 起業費ノ收支概算
 - 五 事業ノ收支概算
 - 六 事業開始ノ豫定年月日

樺太輸出水産物製造業取締規則

廳長官ノ認可ヲ受クベシ

一 第四條第一項第二號又ハ第三號ノ設備ヲ増設シ、改設シ又ハ撤去セントスルトキ

二 許可又ハ認可ノ際特ニ指定シタル設備ヲ變更セントスルトキ

前項ノ認可申請書ニハ變更理由書及設備要領書ヲ添付スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第七條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製造業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテ解散シタル法人ニ對シテ爲シタル製造業ノ許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキ

二 許可ヲ受ケタル製造工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ

二 製造業者タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキ

三キ

三 製造業者タル法人ノ代表者又ハ第二條第三項ノ代表者ニ變更アリタルトキ

四 製造業者其ノ事業ヲ開始シタルトキ

五 製造業者蟹罐詰ト蟹罎詰ノ製造ヲ兼營シ又ハ罎罐詰ト蟹罐詰ノ製造ヲ兼營シタルトキ

六 製造業者其ノ工場ノ事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ

七 製造業者其ノ工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ

八 製造工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

九 第六條第一項第一號又ハ第二號ノ工事完了シタルトキ

第十條 製造業者ハ其ノ工場ニ帳簿ヲ備ヘ毎日左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 使用シタル原料ノ種類、數量及蒐集方法

二 製品別製造數量

三 工場又ハ附屬倉庫内ノ製品別在庫數量

前項ノ帳簿ハ二年間之ヲ保存スベシ

樺太輸出水産物製造業取締規則

三 許可ヲ受ケタル製造工場滅失シタルトキ

前項但書ノ場合ニ於テハ左ニ掲グル書類ヲ具シ

死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ樺太廳長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類

二 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ在リテハ定款、財産目錄及貸借

對照表

製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキハ第一項但書ノ場合ヲ除クノ外相續人、清算人、又ハ合併後

存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人

ハ遲滞ナク樺太廳長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第八條 製造業者ハ製造物ノ種類、等級別ニ毎年

ノ生産高竝ニ輸移出高及輸移出先ヲ翌年二月末

日迄ニ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

第九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製造業者ハ遲滞

ナク樺太廳長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 製造業者其ノ氏名若ハ名稱又ハ住所若ハ事務所ヲ變更シタルトキ

第十條 蟹罐詰、罎罐詰及蟹罐詰ニ使用スル罐

ハ卷締罐ヲ用フベシ

蟹罐詰ノ罐ノ内面及蟹罐詰ノ蓋ノ内面ニハ良質

ノ塗料ヲ完全ニ施スベシ

第十二條 (削除)

第十三條 製造業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ

ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第十四條 製造業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ

ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第七條乃至第九條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ

タルトキ

二 第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

第十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 罐詰及罎詰製造業取締規則ハ之ヲ廢止

ス

附則

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

第二十四條

第二十五條

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第十七條 本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケ現ニ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ヲ營ム者引續キ營業ヲ爲サントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ許可ノ申請ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ハ前項ノ期間内引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第十八條 當分ノ内前條第一項ノ規定ニ依リ申請アリタル場合及左ニ掲グル場合ヲ除クノ外蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ハ之ヲ爲サズ

一 蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタル者許可ノ期間滿了ニ因リ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ

二 従前ノ規定ニ依リ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ當該工場ヲ讓受ケ其ノ事業ヲ承繼セントスル者其ノ工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ

三 蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタル者他ノ工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ

(十) 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、尋問、搜索及差押ニ關スル件

昭和十年三月二十日 廳令第九號

第一條 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢、尋問、搜索又ハ差押ヲ爲サントスルトキハ別記様式ニ依ル證票ヲ携帯スヘシ

第二條 臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ヲ準用ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太輸出水産物取締當該官吏ノ臨檢、尋問、搜索及差押ニ關スル件

四 蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタル者當該工場滅失シタル爲滅失ノ日ヨリ一年以内ニ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ

第十九條 本令施行ノ際現ニ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ヲ營ム者ハ昭和十年五月三十一日迄第一條ノ規定ニ拘ラズ従前ノ製造業ヲ營ムコトヲ得

前項ノ製造業者前項ノ期間内ニ本令ニ依リ許可ノ申請ヲ爲シタルトキハ其ノ許可ノ處分ヲ受クル迄亦前項ニ同ジ

別記様式

第 號 年 月 日 交付

表 輸出水産物取締官吏證票

樺太 廳印

縱九纏 横七纏

裏

官 職 氏 名

Table with 1 column and 1 row for official name and title.

(七) 輸出水産物検査規則

昭和十二年二月二十六日 廳令 第四號

第一條 本則ニ於テ輸出水産物ト稱スルハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ依ル命令ニ從ヒ輸出スル輸出水産物ヲ謂フ

第二條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者輸出水産物ヲ輸出(保稅地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ)

セントスルトキハ其ノ輸出水産物ガ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ依ル命令ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付稅關ノ檢閲ヲ受クベシ但シ輸出水産物検査規則第十一條ノ規定ニ該當スル場合又ハ郵便物ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ第三條 前條ノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ輸出ノ申告ト同時ニ別記様式ニ依ル申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ稅關ニ之ヲ提出スベシ

一 輸出水産物取締法第一條ノ輸出水産物ニ付テハ輸出水産物検査規則ノ定ムル所ニ依リ検査ニ合格シタルコトヲ證スル書類但シ同條第

一項但書ノ規定ニ依リ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ在リテハ樺太廳長官ノ輸出許可書

二 輸出水産物検査規則第十二條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル場合ニ在リテハ同條ノ規定ニ依ル検査機關ノ認證アル検査證前項ノ書類ノ外稅關ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四條 前條ノ申請ヲ爲シタル者ハ當該官吏ノ指揮ニ從ヒ檢閲ヲ受クベキ物又ハ受ケタル物ノ運搬、荷造、荷解其ノ他ノ處置ヲ爲スベシ

第五條 輸出水産物ノ檢閲ヲ了シタルトキハ第三條第一項ノ申請書及輸出ノ免狀ニ其ノ旨ヲ表示スベシ

第六條 不正ノ手段ニ依リ檢閲ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントシタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ規定ハ本令施行前ニ輸出水産物ノ輸出ニ付關稅法第三十一條ノ免許ヲ受ケタル者ガ其ノ輸出水産物ノ輸出ヲ爲サムトスル場合ニハ之ヲ適用セズ

別記様式

積載船名		輸出水産物檢閲申請書		申請番號	
出港豫定年月日		受付年月日		輸出ノ申告番號	
仕向地	記號及番號	包装ノ種類數	品名	數量	價格
輸出水産物取締法ノ規定ニ從ヒ輸出スルコトヲ得ル事由					
申請者(輸出者)住所氏名印		收入印紙貼付欄		生産者氏名	
申請代理人住所氏名印		印紙ハ消印スニカラス		總務部	
申請年月日		檢閱濟		年月日	
添附書類					

表

申請心得
一 輸出水産物取締法ノ規定ニ從ヒ輸出スルコトヲ得ル事由欄ニハ
(一) 輸出水産物検査規則ニ依リ輸出検査合格品ナルトキハ其ノ旨記済スルト共ニ之ガ検査證番號、検査年月日及検査機關ノ名稱ヲ附記スベシ
(二) 輸出水産物取締法第一條第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ許可指令番號及許可年月日ヲ附記スベシ
(三) 輸出水産物検査規則第十二條ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケルコトヲ要セザルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ同條ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ於テ同則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムル検査ノ検査證番號、検査年月日、検査機關ノ名稱ヲ附記スベシ
二 品名ノ欄ニハ品種及等級ヲ記載スベシ
三 申請代理人ニ依リ申請スル場合ハ申請者本人ノ捺印ハ之ヲ要セズ

裏

(附)

樺太輸出水産物検査規則第十三條ニ於ケル水産製造物検査規則中ヨリノ準用規定抜萃

- 第六條 水産製造物ノ検査ヲ受ケル者ハ手数料ヲ納ムベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 第十條ノ規定ニ依リ行フ再検査ノトキ
 - 二 第十三條ノ規定ニ依リ行フ再検査ニ於テ前検査ニ異動ヲ生ジタルトキ
- 検査手数料ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條ノ二 検査ニ於テ廢品ノ決定ヲ受ケタル水産製造物ハ之ガ廢棄ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十條 水産物検査員ニ於テ再検査ヲ行フノ必要アリト認ムルトキハ其ノ旨水産製造物ノ所有者又ハ占有者ニ通告シ検査ヲ行フコトヲ得
- 再検査ノ通告ヲ受ケタル者ハ其ノ検査ノ終了迄水産製造物ヲ他ニ搬移スルコトヲ得ズ
- 第十二條 水産製造物ノ検査ヲ受ケル者又ハ其ノ

樺太輸出水産物検閲規則準用規定抜萃

- 代理人ハ検査ニ必要ナル勞力ヲ提供シ且検査施行中ハ現場ニ立會スベシ
- 第十三條 水産製造物ノ検査ヲ受ケタル者検査ニ對シ異議アルトキハ其ノ事由ヲ説明シ検査済ノ日ヨリ十日以内ニ再検査ヲ請求スルコトヲ得
- 再検査ノ決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ
- 第十四條ノ二 検査済水産製造物ノ検印不明トナリタルトキ又ハ検査證ヲ亡失、毀損シタルトキハ、水産物検査員ニ申出デ更ニ検印ノ押捺又ハ検査證ノ交付ヲ受クベシ
- 第十四條ノ三 検査ヲ要スル水産製造物ノ包裝ニハ検査済ノ検印ヲ押捺セル筈又ハ箱ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 検査済水産製造物ニ對シ検印ニ紛ハシキ印判ノ押捺又ハ特ニ指定シ若ハ認容シタルモノノ内外内容物ノ品位ニ關スル表示ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

二 検査済水産製造物ヲ不正ニ改造又ハ改修シタルトキ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

二 第十條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

二 第三條第三項、第八條又ハ第九條ノ命ニ従ハザルトキ

一 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

四 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

五 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

六 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

七 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

八 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

九 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十一 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十二 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十三 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十四 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十五 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十六 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十七 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十八 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十九 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十一 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十二 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十三 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十四 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十五 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十六 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十七 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十八 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二十九 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

三十 第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

七、参考法令

大正五年三月二十日官報

(一) 輸出飲食物罐詰取締規則

大正五年一月十三日
農商務省令第一號
昭和十一年二月二十八日
農林省令改正

第一條 飲食物罐詰ハ罐又ハ罐ノ標紙ニ邦語又ハ外國語ヲ以テ内容物ノ品名及正味量ヲ明示シタルモノニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第二條 罐詰ノ包裝箱ニハ其ノ品名ヲ明示スヘシ

第三條 罐附若ハ卷締ノ不完全ナル罐詰又ハ罐ノ膨脹シタルモノニシテ内容物腐敗ノ虞アルモノハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第四條 前二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五條 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六條 本則ハ輸出水産物検査規則第一條ノ水産物罐詰ニ付テハ之ニ適用セス

輸出飲食物罐詰取締規則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附) 輸出飲食物罐詰取締規則注意事項

大正五年三月二十日官報

輸出飲食物罐詰取締規則ニ關スル注意事項左ノ如シ

一 輸出飲食物罐詰取締規則ニ罐詰ト謂フハ貯藏ノ目的ヲ以テ飲食物ヲ罐ニ充填シ之ヲ密封シタル後加熱シ殺菌(空氣ヲ排除シ又ハ排除セス)セラルモノニシテ菓子、乾海苔等ノ罐入ヲ含マス

二 輸出飲食物罐詰取締規則ニ正味量トハ液汁ヲ注加スルモノニ在リテハ其ノ液汁ヲ除キタルモノヲ謂フ但シ液汁ヲ注加セサルモノ内容物ノ性質上液汁、脂油等ノ浸出スルモノ又ハ調味上少量ノ注加物ヲ必要トスルモノニ在リテハ其内容總量ヲ表示スルヲ妨ケス

例ハハ鮭、鱒、蟹、蝦罐詰、油漬罐詰類、トマ

間接國稅犯則者處分法施行規則

トソース」漬罐詰類、魚介、鳥、獸肉大和煮罐詰類、酢漬罐詰類、福神漬罐詰類等

三 正味量ハ罐詰製了後ニ於ケル前記重量ヲ指スモノナルヲ以テ肉詰ノ際相當歩減ヲ見込ムコト必要ニシテ其表示カ内容實量ヨリ少キ場合ハ妨ナシ

四 正味量及品名ノ表示方法ハ左ノ何レカノ方法ニ依ルヘキモノトス

(イ)「レーベル」又ハ罐ニ印刷スルコト

(ロ)「レーベル」ニ捺印スルコト

(ハ)罐ノ蓋又ハ底ニ打出スコト

(ニ)(イ)(ロ)(ハ)ノ一ニ依ラサル場合ハ罐ノ見易キ部分ニ「コーベル」又ハ票紙等ヲ以テ表示スルコト

五 正味量表示用語ハ仕向先ニ依リ「オンス」(ON)「グラム」(GR)「ポンド」(LB)等便宜ノ方法ニ依ルコトヲ得

英量ヲ以テ表示スル場合ハ「ポンド」以上ノモノハ「ポンド」ヲ單位トシ「ポンド」未滿ノモノ

第三條 差押目録ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五條 收稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顛末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時並供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第十二條 犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ

文字ノ押入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ
文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

飲食物防腐劑、漂白劑取締規則

ハ「オンス」ヲ單位トスルコト
備考

一 封度十六「オンス」約百二十匁

一「オンス」約七匁五分

六 省令施行(大正五年四月一日)前ニ製造シタルモノニシテ省令規定ノ表示ナキモノヲ輸出セントスル場合ハ附則ニ基キ地方長官ノ許可ヲ受ケサルヘカラサルヲ以テ其際ハ該製品ノ品名、製造地名、製造人名、製造年月、輸出港及仕向先ヲ記載シ產地所管ノ地方長官又ハ輸出港所管ノ地方長官ニ差出シ許可書ノ交付ヲ受ケ之ヲ輸出申告書ニ添付シ税關ニ差出スヘキモノトス

(二) 間接國稅犯則者處分法施行規則拔萃

第二條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

(三) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則拔萃

第一條 左ニ掲グル物ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ別ニ指定スル物ヲ指定ノ條件ノ下ニ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ

一 安息香酸、硼酸、「クロール」酸、「フルオール」水素、「フォルムアルデヒド」、「昇汞、亞硫酸、次亞硫酸、「サリチール」酸、「チモール」、「ナフトール」、「レゾルチン」、「ヒノゾール」、「蟻酸、亞硝酸、蒼鉛、銀、桂皮酸、「フルアクリール」酸

二 前項ニ掲グル物ノ化合物及之ヲ含有スルモノ
前項ニ掲ゲザル物ニ付テハ品名、用法及用量ヲ具シ主タル營業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ倣フ)ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ防腐又ハ漂白ノ目的ヲ以テ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコ

トヲ得ズ但シ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐劑又ハ漂白劑ノ許可ヲ受ケタル用法、用量ノ範圍内ニ於テ使用シ又ハ食鹽、砂糖、酢、アルコール、蕃椒其他調味ヲ主トスル物品ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ
前二項ノ規定ニ違反スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬、陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第八條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス但シ第一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ知ラザルトキト雖モ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
一 第一條各項ノ規定ニ違反シタル者

第九條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ義務ニ關シ

第一種 左ニ掲グル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノ
砒素、拔留謨、嘉度密烏謨、格羅謨、銅、水銀、鉛、錫、安知母紐謨、烏拉紐謨、亞鉛、藤黃、必偲林酸、「ヂニトロクロレゾール」、「コラルリン」

第二種 左ニ掲グル物質及之ヲ含有スルモノ
硫酸、拔留謨、硫化嘉度密烏謨、酸化格羅謨、朱、酸化錫、「ムツシーフ」金、酸化亞鉛、硫化亞鉛、銅、錫、亞鉛及其ノ合金屬ニシテ固有ノ光澤ヲ有スルモノ

第二條 有害性著色料ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ著色ニ使用スルコトヲ得ズ但シ野菜果實類ノ貯藏品ニ在リテハ其ノ一「キログラム」中銅百「ミリグラム」、昆布ニ在リテハ其ノ無水物一「キログラム」中銅百五十「ミリグラム」ヲ含有スル限度マデ銅、銅化合物又ハ之ヲ含有スル著色料ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 有害性著色料ヲ以テ著色シタルモノハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ著色ニ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラズ
一 漆、硝子、釉藥、又ハ珞瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ
二 第一條第二種ノ著色料ヲ以テ著色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ其ノ著色料混入ノ虞ナキモノ
第六條 第二條ニ違背シテ著色シタル飲食物第三條ノ容器被包及ヒ之ヲ使用シタル飲食物又ハ第四條若ハ第五條ニ違背シテ製造シ著色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ
第九條 第二條乃至第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
第十條 營業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

有害性著色料取締規則

本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

(四) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條第一項ノ指定ノ件

- 一 亞硫酸、次亞硫酸、其ノ化合物及之ヲ含有スル物ヲ別ニ定ムル所ノ飲食物中亞硫酸試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ使用スルコト
- 二 安息香酸及安息香酸「ナトリウム」ヲ別ニ定ムル所ノ天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ天然果實汁及天然果實蜜類ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ容器又ハ被包ニ安息香酸又ハ安息香酸「ナトリウム」ヲ含有スル旨明記スヘシ

(五) 有害性著色料取締規則拔萃

第一條 有害性著色料ヲ分テ左ノ二種トス

賣ノ用ニ供スル飲食物ノ容器又ハ被包トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラズ
一 漆、硝子、釉藥、又ハ珞瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ
二 第一條第二種ノ著色料ヲ以テ著色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ其ノ著色料混入ノ虞ナキモノ
第六條 第二條ニ違背シテ著色シタル飲食物第三條ノ容器被包及ヒ之ヲ使用シタル飲食物又ハ第四條若ハ第五條ニ違背シテ製造シ著色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ
第九條 第二條乃至第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
第十條 營業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

ス
 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇
 人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ
 違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ
 以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス
 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人
 ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本
 則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス、法人ヲ罰
 スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人
 トス

(六) 飲食物用器具取締規則拔萃

第一條 本則ニ於テ飲食物用器具ト稱スルハ飲食
 器、割烹具其ノ他飲食物ノ調製器、容器、貯藏
 器又ハ量器ヲ謂フ

第二條 營業者ハ飲食物用器具ヲ鉛又ハ百分中鉛
 的ヲ以テ貯藏若ハ陳列シ又ハ營業上ニ使用スル
 コトヲ得ス

第五條ノ二ニ定ムル符號ナキ金屬性飲食物用器
 具ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ
 陳列スルコトヲ得ス

第十條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ二十
 五圓以下ノ罰金ニ處ス

十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕スル
 コトヲ得ス
 第三條 營業者ハ飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸ス
 ル部分ヲ百分中鉛二十以上ヲ含ム合金ヲ以テ鐵
 著シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム錫合金ヲ以テ
 塗布スルコトヲ得ス
 罐詰用ノ罐ニ在テハ營業者ハ外部ノ鐵著及鐵受
 ノ鐵著二百分中鉛五十分以上ヲ含ム合金ヲ使用
 スルコトヲ得ス
 第五條ノ二 營業者ハ其ノ製造又ハ輸入スル金屬
 性飲食物用器具ニ極印其ノ他容易ニ剝落セサル
 方法ヲ以テ自己ノ製造又ハ輸入ニ係ルコトヲ證
 スルニ足ルヘキ商號其ノ他ノ符號ヲ附スヘシ輸
 入業者ニ在リテハ當分ノ内自己ノ輸入ニ係ルコ
 トヲ證スルニ足ルヘキ商號其ノ他ノ符號ヲ記載
 シタル票紙ヲ貼付シテ前項ノ符號ニ代フルコト
 ヲ得

第六條 第二條乃至第五條ニ違背シテ製造若クハ
 修繕シタル飲食物用器具ハ之ヲ販賣シ販賣ノ目

八、輸出水産物検査規則第四條ニ依ル
各検査機關ノ検査規程

五圓以下ノ附金ニ與ス

第十條 第二類水産物検査規則ニ規程シタル者ハ二十

圓以下ノ附金ニ與ス

具ハシテ取覽シ又ハ取覽シ目録ヲ以テ取覽洋行

第五條ノ二ニ定ムル者ヲ手金附付テ取覽洋行

ロイマ附ス

(一) 日本蟹罐詰業水産組合聯合會

蟹罐詰検査規程

第一條 輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ依ル蟹

罐詰ノ検査ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 検査場所ヲ指定スルコト左ノ如シ

横濱検査所 神奈川県横濱市中區北仲通二

丁目十七番地

神戸検査出張所 兵庫縣神戸市神戸區海岸通五

丁目二十五番屋敷

函館検査出張所 北海道函館市仲濱町十八番地

第三條 検査ヲ請求セントスル者ハ検査ヲ受ケン

トスル蟹罐詰ニ付輸出水産物検査規則別表蟹罐

詰検査標準第一號、第二號又ハ第三號ノ種類別

ニ荷口毎ニ様式第一號ニ依ル検査請求書ニ手數

料ヲ添附シ其ノ蟹罐詰ヲ輸出セントスル海港所

在ノ検査場所ニ之ヲ提出スベシ

輸出港又ハ仕向地ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因

リ已ニ検査ヲ受ケタル蟹罐詰ニシテ現ニ合格品

タルモノニ付其ノ検査ノ確認ヲ求ムルタメ更ニ
検査ヲ請求セントスル場合ニ於テハ當該検査ニ
依ル検査合格品タルコト明瞭ナル場合ニ限り手
數料ヲ免除スルコトヲ得

第四條 検査請求者ノ請求アリタルトキハ検査事

務ニ支障ナシト認ムル場合ニ於テハ第二條ノ檢

査場所以外ノ場所ニ於テ出張検査ヲ行フコトヲ

得検査員必要アリト認ムルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ検査請求者ノ請求ニ基キ出張

検査ヲ行フトキハ検査員ノ出張旅費ニ相當スル

金額ノ手數料ヲ検査請求者ヨリ徴收ス

第一項ノ出張検査ヲ受クル者ハ其ノ検査ニ必要

ナル雜役従事者ヲ備ヘ且其ノ使用ニ要スル一切

ノ費用ヲ負擔スベシ

第五條 検査ハ請求ノ順序ニ從ヒ之ヲ行フ

第六條 検査ハ輸出水産物検査規則別表検査標準

ニ依リ之ヲ行ヒ合格又ハ不合格ヲ決定ス

第七條 供試料品ハ検査ヲ受ケントスル蟹罐詰ノ

荷口毎ニ左ノ割合ニ依リ之ヲ採取ス

蟹罐詰検査規程

一六四

- 一 一荷口百函未満ノ場合ニ在リテハ五罐以上十罐以下
- 二 一荷口百函以上五百函未満ノ場合ニ在リテハ十一罐以上二十罐以下
- 三 一荷口五百函以上ノ場合ニ在リテハ二十罐ニ、毎五百函又ハ其ノ端數毎ニ十罐ヲ加ヘタル罐數
- 第八條 前條ノ規定ニ依リ採取シタル供試料品ハ之ヲ開罐検査ス
- 検査員必要アリト認ムルトキハ更ニ供試料品ヲ採取シ温室検査其ノ他科學的検査ヲ行フ
- 第九條 検査合格品ニハ様式第二號ニ依ル合格印章及様式第三號ニ依ル検査濟年月日印ヲ包装箱ノ外側ニ押捺ス
- 第十條 検査不合格品ニハ様式第四號ニ依ル不合格印章ヲ包装箱ノ外側ニ押捺ス
- 第十一條 左ニ掲グル検査濟品ニ對シテハ前二條ノ印章又ハ印ノ外各罐ノ蓋又ハ底ニ様式第五號ニ依ル印ヲ押捺ス

- 一 蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフエヤートシテ合格シタルモノ
- 二 蟹罐詰検査標準第二號ニ依リB級トシテ合格シタルモノ
- 三 蟹罐詰検査標準第一號又ハ第二號ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノ
- 四 蟹罐詰検査標準第一號、第二號又ハ第三號ニ依リ廢品トシテ決定セラレタルモノ
- 第十二條 検査合格品ニ對シテハ検査等級別ニ様式第六號ニ依ル検査證ヲ交付ス但シ検査請求者ノ請求ニ依リ之ヲ分割シ交付スルコトヲ得
- 第十三條 検査請求者又ハ検査ニ合格シタル蟹罐詰ニ付直接利害ノ關係アル者ノ請求アリタルトキハ検査證ノ謄本又ハ其ノ歐文譯ヲ交付ス
- 第十四條 検査請求者又ハ検査ヲ受ケタル蟹罐詰ニ付直接利害ノ關係アル者検査ノ結果ニ付不服アルトキハ検査施行濟ノ日ヨリ七日以内ニ再検査ヲ請求スルコトヲ得
- 前項ノ再検査ヲ請求セントスルトキハ様式第七

號ニ依ル再検査請求書ヲ當該検査ヲ爲シタル検査場所ニ提出スベシ

壹函ニ付 八錢
ズワイガニ罐詰 六錢

- 第十五條 検査員必要アリト認ムルトキハ検査施行濟ノ蟹罐詰ニ付再検査ヲ行フコトヲ得
- 第十六條 検査合格品ニシテ検査施行濟ノ日ヨリ六月ヲ經過シタルモノハ其ノ検査ノ效力ヲ失フ
- 第十七條 供試料品ニシテ開罐シタルモノハ之ヲ還付セズ
- 第十八條 検査手数料左ノ如シ
 - 一 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセル罐詰(フレーク罐詰以外ノモノ) 壹函ニ付 十六錢
 - 二 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセル罐詰(フレーク罐詰) 壹函ニ付 六錢
 - 三 オホクリガニ罐詰 壹函ニ付 六錢
 - 四 ハナサキガニ罐詰 壹函ニ付 六錢

- 第十六條ノ規定ニ依リ検査ノ效力ヲ失ヒタル蟹罐詰ニ付更ニ検査ヲ受ケントスル場合ニ於テハ検査手数料ハ之ヲ徴收セザルコトヲ得
- 第十九條 第十四條ノ規定ニ依リ再検査ノ請求アリタル場合ニ再検査ノ結果前検査ヲ正當ト決定シタルトキハ更ニ前條第一項ノ検査手数料ヲ徴收ス
- 第二十條 商標ノ貼付、貼替又ハ打檢其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ依リ検査合格品ヲ開裝セントスルトキハ豫メ様式第八號ニ依ル検査合格品開裝届ヲ開裝場所最寄ノ検査場所ニ提出スベシ
- 前項ノ開裝ハ本會ノ承認シタル場所ニ於テ検査員其ノ他検査事務ニ従事スル職員ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スベシ
- 前二項ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出

蟹罐詰検査規程

一六五

蟹罐詰検査規程

水産物検査規則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル蟹罐詰ノ開装ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 削除

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ

ハ様式第十號ニ依ル輸出承認願ヲ當該輸出港最寄ノ検査場所ニ提出スベシ

一 商品見本用蟹罐詰ヲ輸出セントスルトキ但

シ見本ノミニ適スル數量ノモノニ限ル

二 博覽會、展覽會、品評會、共進會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用蟹罐詰ヲ輸出セントスルトキ

前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ様式第十一號ニ依ル輸出承認證ヲ交付ス

前二項ノ規定ハ既ニ検査ヲ受ケタル蟹罐詰ニシテ現ニ合格品タルモノヲ輸出セントスル場合ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十三條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産

物検査規則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル蟹罐詰ヲ輸出セントスルトキハ輸出三日以前ニ其ノ輸出港最寄ノ検査場所ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クベシ

前項ノ認證ニ際シテハ當該外地ニ於テ發給セル検査證ニ様式第十二號ニ依ル認證印章ヲ押捺スルモノトス

第一項ノ認證ニ對シテハ農林大臣ノ認可ヲ得テ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第二十四條 第二條乃至第十一條及第十四條乃至第二十條ノ規定ハ日本蟹罐詰業水産組合聯合會定款第四十一條ノ二第二項ノ規定ニ依ル検査ニ之ヲ準用ス但シ第三條ノ検査場所ハ蟹罐詰所在地最寄ノ検査場所トス

様式第一號

蟹罐詰(格付)輸出検査請求書

蟹罐詰ノ種類別	數量	斤	打	入	罐詰
	函				
荷標及罐ノ表示	製造者	生産地	輸出地	仕向地	受檢場所

右検査請求候也

年 月 日

住所

氏

名(名稱)印

日本蟹罐詰業水産組合聯合會

組

長

殿

蟹罐詰検査規程

總量	液量	正味量	一番脚肉	崩肉	No.
					等級
					格付検査番號 No.
					摘要

蟹罐詰検査規程

様式第二號

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 赤

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフエヤートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 青

蟹罐詰検査標準第三號ニ依リ一級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 橙

蟹罐詰検査標準第三號ニ依リ二級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 橙

蟹罐詰検査規程

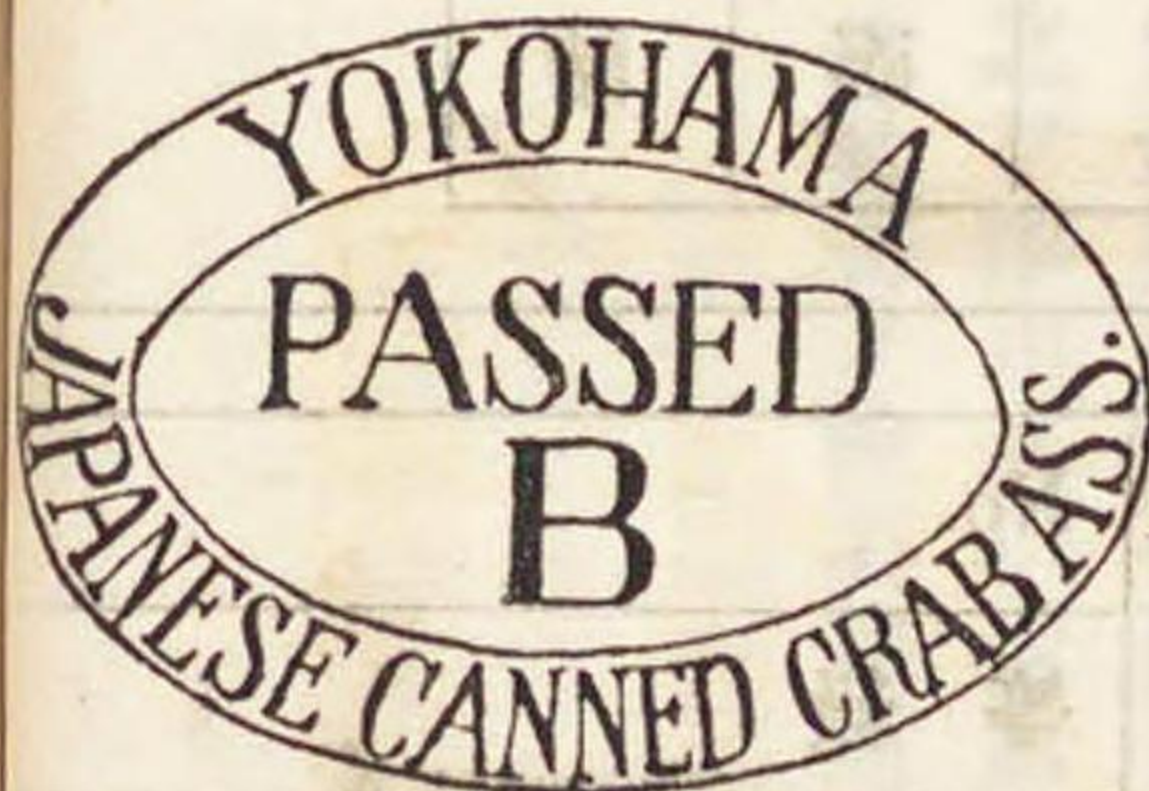
一六八

蟹罐詰検査標準第二號ニ依リA級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 紫

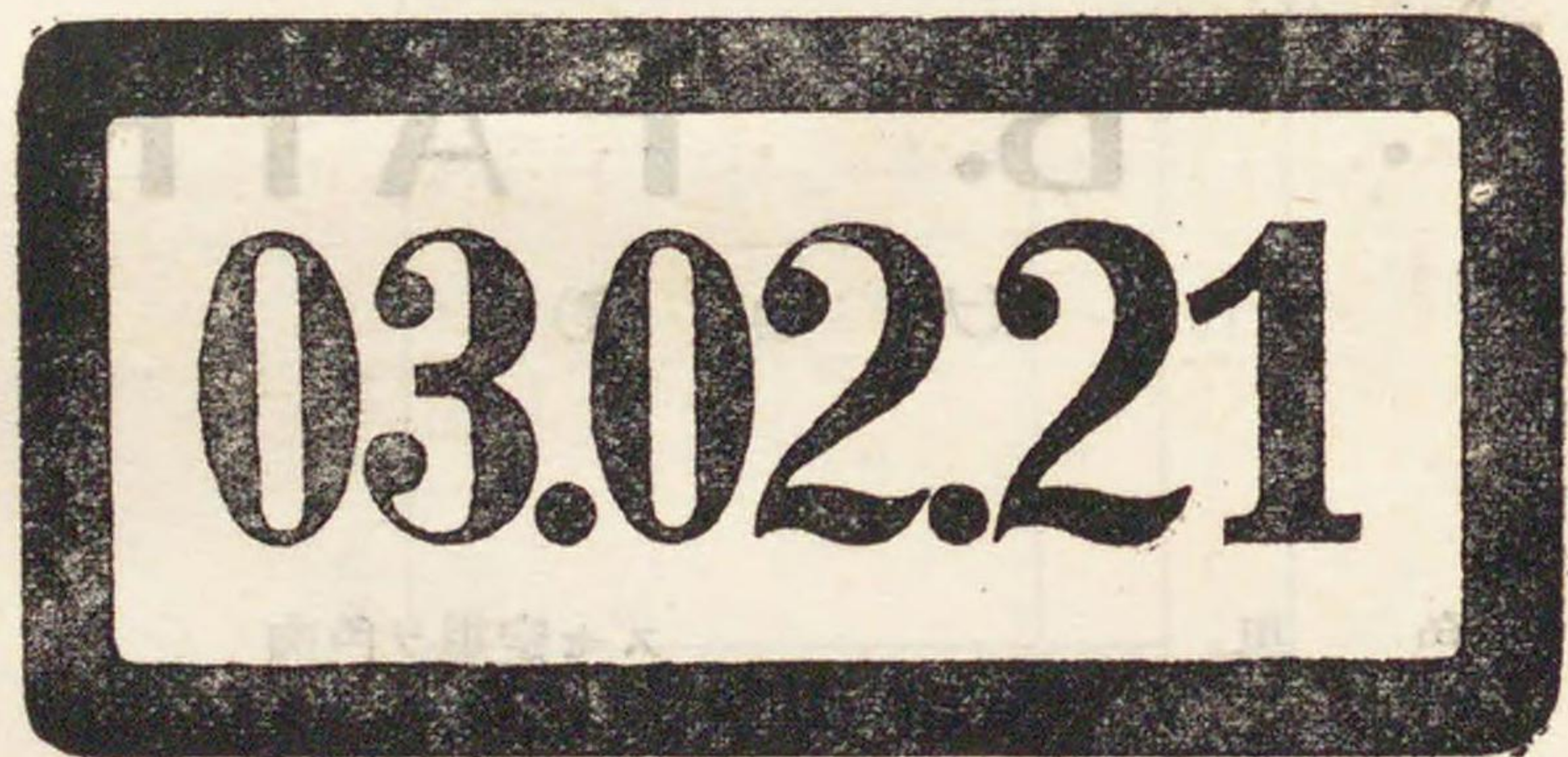
蟹罐詰検査標準第二號ニ依リB級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糧
短徑 六・九糧
肉色 褐

様式第二號

色 黒



(註)
實) 様式中ノ數字ハ
物) 三年二月二十一
(大) 日ヲ例記セルモノナリ